

高浜発電所審査資料	資料1	R0
提出年月日	2021年2月4日	

高浜発電所原子炉施設保安規定に係る説明資料

(保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針)

関西電力株式会社

(本資料において、ご説明する事項)

原子炉施設保安規定の変更認可申請においては、変更内容に関する下記の2点についてご確認いただく必要がある。

- ① 実用炉規則第9 2条第1項各号及び「実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準」(以下「保安規定審査基準」という。)に定める基準に適合するものであること。
- ② 原子炉等規制法第4 3条の3の2 4第2項に定める「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でない」と認めるときに該当しないこと。

そのため、本資料の説明の構成は次のとおり。

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理

実用炉規則第9 2条第1項及び保安規定審査基準(以下、「審査基準等」という。)で要求される事項について、既認可の保安規定においてどの条項で対応しているかを整理している。

今回の変更認可申請において、審査基準等に適合する変更内容であることを説明するため、審査基準等が要求する事項に対して直接的に該当する内容を変更するものについては変更有無欄に「有」を記載し、「主要な変更対象の項目」として黄色ハッチングを行う。

また、審査基準等が要求する事項に対して、直接的に該当する内容の変更ではないものの、条文単位で該当するものについては、変更有無欄にどの実用炉規則要求で変更するかを【〇〇関連にて変更】と明示する。

2. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

前項において抽出された「審査基準等—保安規定条文の変更」のうち主要な項目について、詳細な対比を行い、審査基準等に適合する変更内容であること、又は審査基準等が要求する事項に影響のない変更内容であることを「記載の考え方」欄でご説明する。

また、保安規定の変更内容に対応する社内標準(2次文書等)の変更概要を記載する。

なお、上述②の観点をご説明するためには、記載の妥当性を示す必要があるが、本表内で説明しきれない部分については、「補足説明資料」を添付する。

3. 補足説明資料

- ・必要により、変更内容の詳細事項を説明する。

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理

下表において、変更対象となる保安規定条文に該当する保安規定審査基準を示す。

: 変更対象の項目

保安規定審査基準 (実用炉) (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更有無	対象号 炉
実用炉規則第 92 条 第 1 項第 1 号 【関係法令及び保安 規定の遵守のための 体制】	1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	第 2 条の 2	関係法令および本規定の遵守	—	1～4
	2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。	第 3 条	品質マネジメントシステム計画	—	1～4
実用炉規則第 92 条 第 1 項第 2 号 【品質マネジメント システム】	1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 5 第 1 項又は第 4 3 条の 3 の 8 第 1 項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和 2 年原子力規制委員会規則第 2 号）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第 1 9 1 2 2 5 7 号-2（令和元年 1 2 月 2 5 日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。	第 2 条の 2	関係法令および本規定の遵守	—	1～4
	2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。	第 3 条	品質マネジメントシステム計画	—	1～4
	3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の低位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。	第 3 条	品質マネジメントシステム計画	—	1～4
	4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその 2 次文書、3 次文書等といった QMS に係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。	第 3 条	品質マネジメントシステム計画	—	1～4
実用炉規則第 92 条 第 1 項第 3 号 【発電用原子炉施設 の運転及び管理を行 う者の職務及び組 織】	1. 本店等における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第 4 条	保安に関する組織	—	1～4
		第 5 条	保安に関する職務	—	1～4
	2. 工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第 4 条	保安に関する組織	—	1～4
		第 5 条	保安に関する職務	—	1～4
実用炉規則第 92 条 第 1 項第 4 号、5 号、 6 号 【発電用原子炉主任 技術者の職務の範囲 等】	1. 発電用原子炉の運転に関し、保安の監督を行う発電用原子炉主任技術者の選任について定められていること。	第 9 条	原子炉主任技術者の選任	有	1～4
		2. 発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 26 第 2 項において準用する第 42 条第 1 項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（発電用原子炉の運転に従事する者は、発電用原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うことを含む。）について適切に定められていること。また、発電用原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。	第 3 条	品質マネジメントシステム計画	—
	3. 特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも工場又は事業所の保安組織から発電用原子炉主任技術者が独立していることが求められるものではない。	第 5 条	保安に関する職務	—	1～4
		第 6 条	原子力発電安全委員会	—	1～4
		第 8 条	原子力発電安全運営委員会	有	1～4
		第 9 条	原子炉主任技術者の選任	有	1～4
		第 10 条	原子炉主任技術者の職務等	有	1～4
		第 9 条	原子炉主任技術者の選任	有	1～4
	4. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、電気事業法第 4 3 条第 4 項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められていること。また、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を適切	第 3 条	品質マネジメントシステム計画	—	1～4
		第 8 条	原子力発電安全運営委員会	有	1～4

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正）		保安規定条文		変更有無	対象号 炉	
	に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。	第9条の2	電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の選任	－	1～4	
		第10条の2	電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等	－	1～4	
	5. 発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が相互の職務について情報を共有し、意思疎通を図ることが定められていること。	第8条	原子力発電安全運営委員会	有	1～4	
		第10条	原子炉主任技術者の職務等	有	1～4	
		第10条の2	電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等	－	1～4	
実用炉規則第92条 第1項第7号 【保安教育】	1. 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。	第131条	所員への保安教育	－	1～4	
		第132条	請負会社従業員への保安教育	－	1～4	
	2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。	第131条	所員への保安教育	－	1～4	
		第132条	請負会社従業員への保安教育	－	1～4	
	3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。	第131条	所員への保安教育	－	1～4	
		第132条	請負会社従業員への保安教育	－	1～4	
	4. 燃料取替に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。	第132条	請負会社従業員への保安教育	－	1～4	
		第131条	所員への保安教育	－	1～4	
	5. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起さないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。	第132条	請負会社従業員への保安教育	－	1～4	
		第131条	所員への保安教育	－	1～4	
実用炉規則第92条 第1項第8号イから ハまで 【発電用原子炉施設の 運転に関する体制、 確認すべき事項、 異状があった場合の 措置等】	1. 発電用原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること。	第13条	運転員等の確保	有	1～4	
		第13条の2	運転管理業務	有	1～4	
	2. 発電用原子炉施設の運転管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。	第15条	運転管理に関する社内標準の作成	有	1～4	
		第16条	引継	－	1～4	
	4. 発電用原子炉の起動その他の発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項について定められていること。	第13条の2	運転管理業務	有	1～4	
		第17条	原子炉起動前の確認事項	－	1～4	
	5. 地震、火災、有毒ガス（予期せず発生するものを含む。）等の発生時に講ずべき措置について定められていること。	第18条	火災発生時の体制の整備	有	1～4	
		第18条の2	内部溢水発生時の体制の整備	有	1～4	
		第18条の2	火山影響等発生時の体制の整備	有	1～4	
		第18条の3	その他自然災害発生時等の体制の整備	有	1～4	
		第18条の3の2	有毒ガス発生時の体制の整備	有	1～4	
		第18条の4	資機材等の整備	有	1～4	
		第18条の5	重大事故等発生時の体制の整備	有	1～4	
		添付2	火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準（第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3および第18条の3の2関連）	有	1～4	
	添付3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第18条の5および第18条の6関連）	有	1～4		
	6. 原子炉冷却材の水質の管理について定められていること。	第19条	水質管理	－	1～4	
		7. 発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統及び機器、重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。）等について、運転状態に対応した運転上の制限（Limiting Conditions for Operation。以下「LCO」という。）、LCOを逸脱していないことの確認（以下「サーベイランス」という。）の実施方法及び頻度、LCOを逸脱した場合に要	第20条	停止余裕	－	1～4
			第21条	臨界ボロン濃度	－	1～4
			第22条	減速材温度係数	－	1～4
			第23条	制御棒動作機能	有	1～4
第24条			制御棒の挿入限界	－	1～4	
第25条			制御棒位置指示	有	1～4	

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正）		保安規定条文	変更有無	対象号 炉
<p>求される措置（以下単に「要求される措置」という。）並びに要求される措置の完了時間（Allowed Outage Time。以下「AOT」という。）が定められていること。</p> <p>なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。</p>	第26条	炉物理検査－モード1－	－	1～4
	第27条	炉物理検査－モード2－	－	1～4
	第28条	化学体積制御系（ほう酸濃縮機能）	有	1～4
	第29条	原子炉熱出力	有	1～4
	第30条	熱流束熱水路係数（ $F_q(Z)$ ）	有	1～4
	第31条	核的エンタルピ上昇熱水路係数（ $F_{\Delta H}^N$ ）	有	1～4
	第32条	軸方向中性子束出力偏差	－	1～4
	第33条	1/4 炉心出力偏差	－	1～4
	第34条	計測および制御設備	有	1～4
	第35条	DNB比	有	1～4
	第36条	1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率	－	1～4
	第37条	1次冷却系－モード3－	有	1～4
	第38条	1次冷却系－モード4－	有	1～4
	第39条	1次冷却系－モード5（1次冷却系満水）－	有	1～4
	第40条	1次冷却系－モード5（1次冷却系非満水）－	有	1～4
	第41条	1次冷却系－モード6（キャビティ高水位）－	有	1～4
	第42条	1次冷却系－モード6（キャビティ低水位）－	有	1～4
	第43条	加圧器	有	1～4
	第44条	加圧器安全弁	有	1～4
	第45条	加圧器逃がし弁	有	1～4
	第46条	低温過加圧防護	有	1～4
	第47条	1次冷却材漏えい率	有	1～4
	第48条	蒸気発生器細管漏えい監視	－	1～4
	第49条	余熱除去系への漏えい監視	－	1～4
	第50条	1次冷却材中のよう素131濃度	－	1～4
	第51条	蓄圧タンク	有	1～4
	第52条	非常用炉心冷却系－モード1、2および3－	有	1～4
	第53条	非常用炉心冷却系－モード4－	有	1～4
	第54条	燃料取替用水タンク	有	1～4
	第55条	ほう酸注入タンク	有	1～4
	第56条	原子炉格納容器	有	1～4
	第57条	原子炉格納容器真空逃がし系	－	1～4
	第58条	原子炉格納容器スプレイ系	有	1～4
	第59条	アニュラス空気浄化系	有	1～4
	第60条	アニュラス	有	1～4
	第61条	主蒸気安全弁	有	1～4
	第62条	主蒸気隔離弁	有	1～4
	第63条	主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁	－	1～4
	第64条	主蒸気逃がし弁	有	1～4
	第65条	補助給水系	有	1～4
	第66条	復水タンク	有	1～4
	第67条	原子炉補機冷却水系	有	1～4
	第68条	原子炉補機冷却海水系	有	1～4
	第68条の2	津波防護施設	有	1～4
	第69条	制御用空気系	有	1～4
	第70条	中央制御室非常用循環系	有	1～4
	第71条	安全補機室空気浄化系	－	1～4
	第72条	燃料取扱建屋空気浄化系	－	1～4
	第73条	外部電源	有	1～4

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正）		保安規定条文		変更有無	対象号 炉
		第74条	ディーゼル発電機－モード1、2、3および4－	有	1～4
		第75条	ディーゼル発電機－モード1、2、3および4以外－	有	1～4
		第76条	ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気	有	1～4
		第77条	非常用直流電源－モード1、2、3および4－	有	1～4
		第78条	非常用直流電源－モード5、6および照射済燃料移動中－	有	1～4
		第79条	所内非常用母線－モード1、2、3および4－	有	1～4
		第80条	所内非常用母線－モード5、6および照射済燃料移動中－	有	1～4
		第81条	1次冷却材中のほう素濃度－モード6－	有	1～4
		第82条	原子炉キャビティ水位	有	1～4
		第83条	原子炉格納容器貫通部	有	1～4
		第84条	使用済燃料ピットの水位および水温	－	1～4
		第85条	重大事故等対処設備	有	1～4
		第85条の2	特重施設を構成する設備	－	3,4
		第86条	1次冷却系の耐圧・漏えい検査の実施	－	1～4
		第86条の2	安全注入系逆止弁漏えい検査の実施	－	1～4
		8. サーベイランスの実施方法については、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認（以下「実条件性能確認」という。）するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。）が定められていること。また、サーベイランス及び要求される措置を実施する時期の延長に関する考え方、サーベイランスの際のLCOの取扱い等が定められていること。	第87条	運転上の制限の確認	有
9. LCOを逸脱した場合について、事象発見からLCOに係る判断までの対応目安時間等を組織内規程類に定めること及び要求される措置等の取扱方法が定められていること。	第88条	運転上の制限を満足しない場合	－	1～4	
10. LCOに係る記録の作成について定められていること。	第90条	運転上の制限に関する記録	－	1～4	
11. LCOを逸脱した場合のほか、緊急遮断等の異常発生時や監視項目が警報設定値を超過するなどの異状があった場合の基本的対応事項及び講ずべき措置並びに異常収束後の措置について定められていること。	第13条の2	運転管理業務	有	1～4	
	第91条	異常時の基本的な対応	－	1～4	
	第92条	異常時の措置	－	1～4	
	第93条	異常収束後の措置	－	1～4	
添付1	異常時の運転操作基準（第92条関連）	有	1,2/ 3,4		
12. LCOが設定されている設備等について、予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されている発電用原子炉の状態においてやむを得ず行う場合には、当該保全作業が限定され、原則としてAOT内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率的リスク評価（PRA: Probabilistic Risk Assessment）等を用いて措置の有効性を検証することが定められていること。	第89条	予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合	有	1～4	
	第19条の2	原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁管理	有	1～4	
	第12条	構成および定義	有	1～4	
実用炉規則第92条第1項第8号二【発電用原子炉の運転期間】	1. 発電用原子炉の運転期間の範囲内で、発電用原子炉を運転することが定められていること。	第12条の2	原子炉の運転期間	－	1～4
	2. 取替炉心の安全性評価を行うことが定められていること。なお、取替炉心の安全性評価に用いる期間は、当該取替炉心についての燃料交換の間隔から定まる期間としていること。	第97条	燃料の取替等	有	1～4

保安規定審査基準（実用炉） (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更有無	対象号 炉	
3. 実用炉規則第92条第2項第1号に基づき、実用炉規則第92条第1項第8号二に掲げる発電用原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合は、申請書に発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書（発電用原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、実用炉規則第82条第4項の見直しの結果を記載した書類を含む。以下単に「説明書」という。）が添付されていること。	—	—	〔手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし〕	—	—	
	4. 発電用原子炉ごとに、説明書に記載された①発電用原子炉を停止して行う必要のある点検及び検査の間隔から定まる期間、②燃料交換の間隔から定まる期間（発電用原子炉起動から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）、のうちのいずれか短い期間の範囲内で、実用炉規則第55条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、発電用原子炉の運転期間（定期事業者検査が終了した日から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）が記載されていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に当たっては、発電用原子炉を起動してから定期事業者検査が終了するまでの期間も考慮していること。 実用炉規則第82条第4項の見直しの結果の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（原管P発第1306198号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）を参考として記載していること。	—	—	〔手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし〕	—	—
		—	—	〔手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし〕	—	—
	5. 特に、同結果において、発電用原子炉の運転期間の変更に伴う長期施設管理方針の変更の有無及びその理由が明らかとなっていること。	—	—	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	—	—
	6. 発電用原子炉の運転期間を延長する場合には、実用炉規則第55条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、段階的に延長することとなっていること。	—	—	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	—	—
	7. 運転期間が13月を超える延長の場合には、当該延長に伴う許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した影響評価の結果が説明書に記載されていること。	—	—	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	—	—
8. 説明書に記載された燃料交換の間隔から定まる期間については、期間を変更した後においても発電用原子炉の安全性について許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針を満たしていること。	—	—	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	—	—	
実用炉規則第92条第1項第8号ホ【発電用原子炉施設の運転の安全審査】	1. 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。	第6条	原子力発電安全委員会	—	1～4	
		第8条	原子力発電安全運営委員会	有	1～4	
実用炉規則第92条第1項第9号【管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等】	1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。	第105条の2	管理区域の設定・解除	—	1～4	
		添付4	管理区域図（第105条の2および第106条関連）	有	1～4	
	2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。	第106条	管理区域内における区域区分	—	1～4	
		添付4	管理区域図（第105条の2および第106条関連）	有	1～4	
	3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	第107条	管理区域内における特別措置	—	1～4	
	4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	第108条	管理区域への出入管理	—	1～4	
	5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	第108条	管理区域への出入管理	—	1～4	
	6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	第109条	管理区域出入者の遵守事項	—	1～4	
	7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。	第116条	管理区域外等への搬出および運搬	—	1～4	
		第117条	発電所外への運搬	—	1～4	
	8. 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。	第110条	保全区域	—	1～4	
		添付5	保全区域図（第110条関連）	—	1～4	
9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	第111条	周辺監視区域	—	1～4		

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正）		保安規定条文		変更有無	対象号 炉
	10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第118条	請負会社の放射線防護	—	1～4
		第119条	頻度の定義	—	1～4
実用炉規則第92条 第1項第10号 【排気監視設備及び 排水監視設備】	1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。 2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第12号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	第101条	放射性液体廃棄物の管理	—	1～4
		第102条	放射性気体廃棄物の管理	有	1～4
実用炉規則第92条 第1項第11号 【線量、線量当量、 汚染の除去等】	1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。 2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。 3. 実用炉規則第78条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。 4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。 5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。 6. 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第13号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。 7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。 8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21 原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。 9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	第112条	放射線業務従事者の線量管理等	—	1～4
		第2条	基本方針	—	1～4
		第105条	放射線管理に係る基本方針	—	1～4
		第113条	床・壁等の除染	—	1～4
		第114条	外部放射線に係る線量当量率等の測定	—	1～4
		第116条	管理区域外等への搬出および運搬	—	1～4
		第116条	管理区域外等への搬出および運搬	—	1～4
		第117条	発電所外への運搬	—	1～4
		—	〔クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし〕	—	—
		第100条の3	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	—	1～4
		第100条の4	事故由来放射性物質の降下物の影響確認	有	1～4
		第104条	頻度の定義	—	1～4
		第105条の2	管理区域の設定・解除	—	1～4
		第106条	管理区域内における区域区分	—	1～4
第109条	管理区域出入者の遵守事項	—	1～4		
第113条	床・壁等の除染	—	1～4		
第116条	管理区域外等への搬出および運搬	—	1～4		
添付3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第18条の5および第18条の6関連）	有	1～4		
実用炉規則第92条 第1項第12号 【放射線測定器の管理 及び放射線の測定 の方法】	1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。 2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第103条	放出管理用計測器の管理	—	1～4
		第115条	放射線計測器類の管理	有	1～4
—	〔1. の記載箇所についての説明であり、保安規定には記載なし〕	—	—		

保安規定審査基準（実用炉） (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更有無	対象号 炉
実用炉規則第 92 条 第 1 項第 13 号【核燃料物質の受払、運搬、貯蔵等】	1. 工場又は事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようとする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。	第 94 条	新燃料の運搬	—	—
		第 95 条	新燃料の貯蔵	有	1～4
		第 98 条	使用済燃料の貯蔵	有	1～4
		第 99 条	使用済燃料の運搬	有	1～4
	2. 新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に關することが定められていること。なお、この事項は、第 1 1 号又は第 1 4 号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 94 条	新燃料の運搬	—	—
		第 99 条	使用済燃料の運搬	有	1～4
3. 燃料取替に際して、炉心の核的制限値及び熱的制限値の範囲内で運轉するために取替炉心の安全性評価を許可を受けたところによる安全評価と同様に行った上で燃料装荷実施計画を定めること及び燃料移動手順に従うこと等が定められていること。なお、発電用原子炉の運轉期間の設定に関する説明書において取替炉心ごとに管理するとして項目が、取替炉心の安全性評価項目等として定められていること。	第 97 条	燃料の取替等	有	1～4	
実用炉規則第 92 条 第 1 項第 14 号【放射性廃棄物の廃棄】	1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。	第 100 条の 2	放射性固体廃棄物の管理	有	1～4
		第 100 条の 2	放射性固体廃棄物の管理	有	1～4
	2. 放射性液体廃棄物の固化化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。	第 100 条の 5	輸入廃棄物の管理	—	1～4
		第 100 条の 2	放射性固体廃棄物の管理	有	1～4
	3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第 1 1 号及び第 1 3 号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 100 条の 2	放射性固体廃棄物の管理	有	1～4
		第 101 条	放射性液体廃棄物の管理	—	1～4
	4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第 102 条	放射性液体廃棄物の管理	有	1～4
	5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第 114 条の 2	平常時の環境放射線モニタリング	—	1～4
	6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。	第 2 条	基本方針	—	1～4
		第 100 条	放射性廃棄物管理に係る基本方針	—	1～4
第 104 条		頻度の定義	—	1～4	
実用炉規則第 92 条 第 1 項第 15 号【非常の場合に講ずべき措置】	1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	第 121 条	原子力防災組織	有	1～4
		第 122 条	原子力防災要員	—	1～4
		第 123 条	原子力防災資機材等の整備	—	1～4
	2. 緊急時における運轉に関する組織内規程類を作成することが定められていること。	第 123 条	原子力防災資機材等の整備	—	1～4
		第 124 条	通報経路	—	1～4
	3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。	第 126 条	通報	—	1～4
		第 121 条	原子力防災組織	有	1～4
	4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成 1 1 年法律第 1 5 6 号）第 7 条第 1 項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。	第 127 条	原子力防災体制等の発令	—	1～4
		第 128 条	応急措置	—	1～4
		第 129 条	緊急時における活動	—	1～4
	5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	第 127 条	原子力防災体制等の発令	—	1～4
第 128 条		応急措置	—	1～4	
第 129 条	緊急時における活動	—	1～4		

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正）		保安規定条文		変更有無	対象号 炉
<p>6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</p> <p>(1) 緊急作業時の放射線の生体と与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p>	第122条の2	緊急作業従事者の選定	有	1～4	
	<p>7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。</p>	第129条の2	緊急作業従事者の線量管理等	—	1～4
	<p>8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。</p>	第130条	原子力防災体制等の解除	—	1～4
	<p>9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。</p>	第125条	原子力防災訓練	—	1～4
<p>実用炉規則第92条第1項第16号 【設計想定事象等に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置】</p>	<p>1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p>	—	—	—	—
	<p>(1) 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。</p>	—	—	—	—
	<p>イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。</p>	第18条	火災発生時の体制の整備	有	1～4
		添付2	火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準 （第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3および第18条の3の2関連）	有	1～4
	<p>ロ 火山現象による影響（影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。）</p> <p>① 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>② ①に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>③ ②に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p>	第18条の2の2	火山影響等発生時の体制の整備	有	1～4
		添付2	火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準 （第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3および第18条の3の2関連）	有	1～4
	<p>ハ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。）</p> <p>① 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>② 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。</p> <p>③ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>④ 重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>⑤ 重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものを除く。）発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策（上記①から④までの対策に関することを含む。）に関すること。</p> <p>⑥ 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。</p>	第18条の5	重大事故等発生時の体制の整備	有	1～4
		添付3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 （第18条の5および第18条の6関連）	有	1～4
	<p>ニ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）</p> <p>① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p>	第18条の6	大規模損壊発生時の体制の整備	有	1～4

保安規定審査基準（実用炉） (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	保安規定条文		変更有無	対象号 炉
② 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関する事。 ③ 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関する事。 ④ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関する事。 ⑤ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関する事。 ⑥ 重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものに限る。）発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策に関する事。	添付 3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 (第 18 条の 5 および第 18 条の 6 関連)	有	1～4
(2) (1) に掲げる措置のうち重大事故等発生時又は大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置に係る手順については、それぞれ次に掲げるとおりとすること。	-	[以下参照]		-
イ 重大事故等発生時 ① 許可を受けた対応手段、重要な配慮事項、有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項が定められ、定められた内容が重大事故等に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。 ② 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方が定められていること。 原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、格納容器圧力逃がし装置を設けている場合、格納容器代替循環冷却系又は格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手順を、格納容器圧力逃がし装置による手順に優先して実施することが定められているとともに、原子炉格納容器内の圧力が高い場合など、必要な状況においては確実に格納容器圧力逃がし装置を使用することが定められていること。 ③ 措置に係る手順の優先順位や手順着手の判断基準等（②に関するものを除く。）については記載を要しない。	添付 3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 (第 18 条の 5 および第 18 条の 6 関連)	有	1～4
ロ 大規模損壊発生時 定められた内容が大規模損壊に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。	添付 3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 (第 18 条の 5 および第 18 条の 6 関連)	有	1～4
(3) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関する事。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年 1 回以上定期に実施すること及び重大事故等対処施設の使用を開始するに当たって必要な教育及び訓練をあらかじめ実施すること。	添付 3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 (第 18 条の 5 および第 18 条の 6 関連)	有	1～4
(4) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。	第 18 条	火災発生時の体制の整備	有	1～4
	第 18 条の 2	内部溢水発生時の体制の整備	有	1～4
	第 18 条の 2 の 2	火山影響等発生時の体制の整備	有	1～4
	第 18 条の 3	その他自然災害発生時等の体制の整備	有	1～4
	第 18 条の 3 の 2	有毒ガス発生時の体制の整備	有	1～4
	第 18 条の 4	資機材等の整備	有	1～4
	第 18 条の 5	重大事故等発生時の体制の整備	有	1～4
	第 18 条の 6	大規模損壊発生時の体制の整備	有	1～4
(5) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。	添付 2	火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準 (第 18 条、第 18 条の 2、第 18 条の 2 の 2、第 18 条の 3 および第 18 条の 3 の 2 関連)	有	1～4
	添付 2	火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準 (第 18 条、第 18 条の 2、第 18 条の 2 の 2、第 18 条の 3 および第 18 条の 3 の 2 関連)	有	1～4
	添付 3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 (第 18 条の 5 および第 18 条の 6 関連)	有	1～4

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正）		保安規定条文		変更有無	対象号 炉
		添付 3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 （第 18 条の 5 および第 18 条の 6 関連）	有	1～4
	2. 重大事故等又は大規模損壊が発生した場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するために必要があると認めるときは、組織内規程類にあらかじめ定めた計画及び手順にとらわれず、発電用原子炉施設の保全のための所要の措置を講ずることが定められていること。	添付 3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 （第 18 条の 5 および第 18 条の 6 関連）	有	1～4
実用炉規則第 92 条 第 1 項第 17 号 【記録及び報告】	1. 発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。	第 133 条	記録	有	1～4
		第 3 条	品質マネジメントシステム計画	—	1～4
	2. 実用炉規則第 6 7 条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。	第 133 条	記録	有	1～4
		第 134 条	報告	—	1～4
	3. 発電所長及び発電用原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。	第 10 条	原子炉主任技術者の職務等	有	1～4
		第 134 条	報告	—	1～4
4. 特に、実用炉規則第 134 条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。	第 134 条	報告	—	1～4	
5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。	第 134 条	報告	—	1～4	
実用炉規則第 92 条 第 1 項第 18 号 【発電用原子炉施設の施設管理】	1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第 1 9 1 2 2 5 7 号—7（令和元年 1 2 月 2 5 日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。	第 14 条	巡視点検	有	1～4
		第 120 条	施設管理計画	有	1～4
		第 120 条の 2	設計管理	—	1～4
		第 120 条の 3	作業管理	—	1～4
	2. 発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」を参考とし、実用炉規則第 8 2 条に規定された発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。	第 120 条の 6	原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針	—	1～4
		添付 6	長期施設管理方針	—	1～4
	3. 運転を開始した日以後 3 0 年を経過した発電用原子炉については、長期施設管理方針が定められていること。	—	〔手続きに関する事項であり保安規定には記載なし〕	—	—
		添付 6	長期施設管理方針	—	1～4
	4. 実用炉規則第 9 2 条第 1 項第 1 8 号に掲げる発電用原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合（実用炉規則第 8 2 条第 1 項から第 3 項までの規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第 4 項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。）は、申請書に実用炉規則第 8 2 条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項の評価の結果又は第 4 項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること。	第 120 条の 4	使用前事業者検査の実施	—	1～4
		第 120 条の 5	定期事業者検査の実施	有	1～4
5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策の実施ガイド」を参考として記載されていること。	第 96 条	燃料の検査	有	1～4	
6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。	第 120 条	施設管理計画	有	1～4	
	第 120 条	施設管理計画	有	1～4	
7. 燃料体に関する定期事業者検査として、装荷予定の照射された燃料のうちから選定したものの健全性に異常のないことを確認すること、燃料使用の可否を判断すること等が定められていること。	第 120 条	施設管理計画	有	1～4	
	第 120 条	施設管理計画	有	1～4	
実用炉規則第 92 条 第 1 項第 19 号 【技術情報の共有】	1. プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を BWR 事業者協議会、PWR 事業者連絡会等の事業者の情報共有の場を活用し、他の発電用原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。	第 120 条	施設管理計画	有	1～4

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正）		保安規定条文		変更有無	対象号 炉
実用炉規則第 92 条 第 1 項第 20 号 【不適合発生時の情 報の公開】	1. 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生 した場合の公開基準が定められていること。	第 3 条	品質マネジメントシス テム計画	—	1～4
	2. 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録 等に必要な事項が定められていること。	第 3 条	品質マネジメントシス テム計画	—	1～4
実用炉規則第 92 条 第 1 項第 21 号 【その他必要な事 項】	1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用 原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。	第 1 条	目的	—	1～4
	2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によっ て汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るもの として定められていること。	第 1 条	目的	—	1～4

2. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

項 目	説 明 内 容
関連する実用炉規則	○「黒字」により、保安規定審査基準に関連する実用炉規則の内容を記載する。
保安規定審査基準	○「黒字」により、保安規定審査基準の内容を記載する
記載すべき内容	<p>○「黒字」により、保安規定に記載すべき内容を記載する。 また、記載に当たっては、文書の体系がわかる範囲で記載する。</p> <p>○「<u>黒字（赤下線）</u>」により、保安規定の変更内容を記載する。</p> <p>○「<u>赤字（赤下線）</u>」により、保安規定の補正内容を記載する。</p>
記載の考え方	<p>○保安規定に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。</p> <p>○社内規定文書（2次文書等）に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。</p> <p>○保安規定及び社内規定文書（2次文書等）他に記載しない場合の考え方を記載する。</p>
該当規定文書	○該当する社内規定文書（2次文書等）を記載する。
記載内容の概要	○該当する社内規定文書（2次文書等）の具体的な記載内容を記載する。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書
<p>第92条（保安規定） 第11項 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>四 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に関すること（次号に掲げるものを除く。）。</p> <p>五 電気主任技術者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十三条第一項に規定する主任技術者のうち同法第四十四条第一項第一号から第三号までに掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）の職務の範囲及びその内容並びに電気主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。</p> <p>六 ボイラー・タービン主任技術者（電気事業法第四十三条第一項に規定する主任技術者のうち同法第四十四条第一項第六号又は第七号に掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）の職務の範囲及びその内容並びにボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第4号、5号、6号 【発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等】</p> <p>1. 発電用原子炉の運転に関し、保安の監督を行う発電用原子炉主任技術者の選任について定められていること。</p> <p>2. 発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第43条の3の26第2項において準用する第42条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（発電用原子炉の運転に従事する者は、発電用原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うことを含む。）について適切に定められていることと、また、発電用原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p> <p>3. 特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも工場又は事業所の保安組織から発電用原子炉主任技術者が独立していることが求められるものではない。</p>	<p>（原子炉主任技術者の選任） 第9条 原子力事業本部長は、原子炉主任技術者および代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であって、次の各号の業務に専任して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。 (1) 原子炉施設の工事または施設管理に関する業務 (2) 原子炉の運転に関する業務 (3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務 (4) 原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務 2. 原子炉主任技術者は原子炉毎に選任する。 3. 原子炉主任技術者は、本店の保安に関する役職者とする。なお、原子炉主任技術者は、品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、技術課長および保全計画課長のいずれかの職位を兼任することができる。 4. 代行者の職位は、課（室）長以上の役職者とする。 5. 原子炉主任技術者がいずれかの職位を兼任する場合、担当する原子炉について兼任する職位の職務は遂行せず、兼任する職位の職務はその上位職が行うこととする。また、代行者が原子炉主任技術者と交代した場合においても同様とする。 6. 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合（非常召集可能圏外に離れる場合を含む。）は、代行者期にわたる場合は、第1項から第3項に基づき、あらかじめ原子炉主任技術者を選任する。</p> <p>（原子炉主任技術者の職務等） 第10条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に、かつ、最優先に行うことを任務とし、次の職務を遂行する。 (1) 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。以下、本条において同じ。）へ指示する。 (2) 表10-1に定める事項について、所長の承認に先立ち確認する。 (3) 表10-2に定める事項について、各課（室）長からの報告内容等を確認する。 (4) 表10-3に示す記録の内容を確認する。 (5) その他原子炉施設の運転に関し保安の監督に必</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1号及び2号の原子炉主任技術者について、非常召集可能圏外に離れる場合に代行者と交代することを定める。 安全管理通達 	<p>記載内容の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 1号及び2号の原子炉主任技術者について、非常召集可能圏外に離れる場合に代行者と交代することを定める。 安全管理通達 各条文中にて追加された1号及び2号の原子炉主任技術者の確認項目について反映する。 	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要																														
	<p>要な職務を行う。</p> <p>2. 原子炉主任技術者は次の場合において原子炉事業本部長に報告を行う。</p> <p>(1) 前項(1)の職務を遂行すべき状況が生じた場合</p> <p>(2) 第134条第1項(1)から(6)の報告を受けた場合</p> <p>3. 原子炉施設の運転に従事する者は、原子炉主任技術者とその保安のためにする指示に従う。</p> <p>4. 原子炉主任技術者、電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、相互の職務について情報共有を行い、意思疎通を図る。</p>	<p>原子炉施設保安規定</p> <p>記載すべき内容</p> <p>要な職務を行う。</p> <p>2. 原子炉主任技術者は次の場合において原子炉事業本部長に報告を行う。</p> <p>(1) 前項(1)の職務を遂行すべき状況が生じた場合</p> <p>(2) 第134条第1項(1)から(6)の報告を受けた場合</p> <p>3. 原子炉施設の運転に従事する者は、原子炉主任技術者とその保安のためにする指示に従う。</p> <p>4. 原子炉主任技術者、電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、相互の職務について情報共有を行い、意思疎通を図る。</p>	<p>記載の考え方</p>	<p>該当規定文書</p>	<p>社内規定文書</p>	<p>記載内容の概要</p>																														
	<p>保安規定審査基準</p>	<p>表10-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第13条(運転員等の確保)</td> <td>第5項および第7項に定める体制の構築</td> </tr> <tr> <td>第18条の5(重大事故等発生時の体制の整備)</td> <td>第4項に定める成立性の確認訓練の実施計画</td> </tr> <tr> <td>第18条の6(大規模損壊発生時の体制の整備)</td> <td>第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画およびA P C 等時の成立性の確認訓練等の実施計画(3号炉および4号炉)</td> </tr> <tr> <td>第24条(制御棒の挿入限界)</td> <td>制御棒の挿入限界</td> </tr> <tr> <td>第32条(軸方向中性子束出力偏差)</td> <td>軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲</td> </tr> <tr> <td>第36条(1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率)</td> <td>1次冷却材温度・圧力の制限範囲</td> </tr> <tr> <td>第72条(燃料取扱建屋空気浄化系)</td> <td>照射終了後の所定期間</td> </tr> <tr> <td>第93条(異常取戻後の措置)</td> <td>原子炉の再起動</td> </tr> <tr> <td>第95条(新燃料の貯蔵)</td> <td>第2項に定める燃料移動の実施計画</td> </tr> <tr> <td>第97条(燃料の取替等)</td> <td>第1項に定める燃料装荷実施計画 第2項および第4項に定める取替炉心の安全性評価の結果 第6項に定める燃料移動の実施計画</td> </tr> <tr> <td>第98条(使用済燃料の貯蔵)</td> <td>第2項に定める燃料移動の実施計画</td> </tr> <tr> <td>第105条の2(管理区域の設定・解除)</td> <td>第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除</td> </tr> <tr> <td>第131条(所員への保安教育)</td> <td>所員への保安教育実施計画</td> </tr> <tr> <td>第132条(請負会社従業員への保安教育)</td> <td>請負会社従業員への保安教育実施計画</td> </tr> </tbody> </table>	条文	内容	第13条(運転員等の確保)	第5項および第7項に定める体制の構築	第18条の5(重大事故等発生時の体制の整備)	第4項に定める成立性の確認訓練の実施計画	第18条の6(大規模損壊発生時の体制の整備)	第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画およびA P C 等時の成立性の確認訓練等の実施計画(3号炉および4号炉)	第24条(制御棒の挿入限界)	制御棒の挿入限界	第32条(軸方向中性子束出力偏差)	軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲	第36条(1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率)	1次冷却材温度・圧力の制限範囲	第72条(燃料取扱建屋空気浄化系)	照射終了後の所定期間	第93条(異常取戻後の措置)	原子炉の再起動	第95条(新燃料の貯蔵)	第2項に定める燃料移動の実施計画	第97条(燃料の取替等)	第1項に定める燃料装荷実施計画 第2項および第4項に定める取替炉心の安全性評価の結果 第6項に定める燃料移動の実施計画	第98条(使用済燃料の貯蔵)	第2項に定める燃料移動の実施計画	第105条の2(管理区域の設定・解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除	第131条(所員への保安教育)	所員への保安教育実施計画	第132条(請負会社従業員への保安教育)	請負会社従業員への保安教育実施計画	<p>記載の考え方</p>	<p>該当規定文書</p>	<p>社内規定文書</p>	<p>記載内容の概要</p>
条文	内容																																			
第13条(運転員等の確保)	第5項および第7項に定める体制の構築																																			
第18条の5(重大事故等発生時の体制の整備)	第4項に定める成立性の確認訓練の実施計画																																			
第18条の6(大規模損壊発生時の体制の整備)	第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画およびA P C 等時の成立性の確認訓練等の実施計画(3号炉および4号炉)																																			
第24条(制御棒の挿入限界)	制御棒の挿入限界																																			
第32条(軸方向中性子束出力偏差)	軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲																																			
第36条(1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率)	1次冷却材温度・圧力の制限範囲																																			
第72条(燃料取扱建屋空気浄化系)	照射終了後の所定期間																																			
第93条(異常取戻後の措置)	原子炉の再起動																																			
第95条(新燃料の貯蔵)	第2項に定める燃料移動の実施計画																																			
第97条(燃料の取替等)	第1項に定める燃料装荷実施計画 第2項および第4項に定める取替炉心の安全性評価の結果 第6項に定める燃料移動の実施計画																																			
第98条(使用済燃料の貯蔵)	第2項に定める燃料移動の実施計画																																			
第105条の2(管理区域の設定・解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除																																			
第131条(所員への保安教育)	所員への保安教育実施計画																																			
第132条(請負会社従業員への保安教育)	請負会社従業員への保安教育実施計画																																			
	<p>保安規定審査基準</p>	<p>表10-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第18条(火災発生時の体制の整備)</td> <td>火災が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第18条の2(内部溢水発生時の体制の整備)</td> <td>内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第18条の2の2(火山影響等発生時の体制の整備)</td> <td>火山影響等発生時に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第18条の3(その他自然災害発生時の体制の整備)</td> <td>地震、津波および竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第18条の3の2(有毒ガス発生時の体制の整備)</td> <td>有毒ガスが発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> </tbody> </table>	条文	内容	第18条(火災発生時の体制の整備)	火災が発生した場合に講じた措置の結果	第18条の2(内部溢水発生時の体制の整備)	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果	第18条の2の2(火山影響等発生時の体制の整備)	火山影響等発生時に講じた措置の結果	第18条の3(その他自然災害発生時の体制の整備)	地震、津波および竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果	第18条の3の2(有毒ガス発生時の体制の整備)	有毒ガスが発生した場合に講じた措置の結果	<p>記載の考え方</p>	<p>該当規定文書</p>	<p>社内規定文書</p>	<p>記載内容の概要</p>																		
条文	内容																																			
第18条(火災発生時の体制の整備)	火災が発生した場合に講じた措置の結果																																			
第18条の2(内部溢水発生時の体制の整備)	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果																																			
第18条の2の2(火山影響等発生時の体制の整備)	火山影響等発生時に講じた措置の結果																																			
第18条の3(その他自然災害発生時の体制の整備)	地震、津波および竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果																																			
第18条の3の2(有毒ガス発生時の体制の整備)	有毒ガスが発生した場合に講じた措置の結果																																			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
		<p>体制の整備)</p> <p>第18条の5 (重大事故等発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の6 (大規模損壊発生時の体制の整備)</p> <p>第85条 (重大事故等対処設備)</p> <p>第85条の2 (特重施設を構成する設備)</p> <p>第88条 (運転上の制限を満足しない場合)</p> <p>第89条 (予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合)</p> <p>第91条 (異常時の基本的な対応)</p> <p>第92条 (異常時の措置)</p> <p>第134条 (報告)</p>	<p>果</p> <p>第4項に定める成立性の確認訓練の結果</p> <p>第1項に定める技術的能力の確認訓練の結果およびA P C等時の成立性の確認訓練等の結果 (3号炉および4号炉)</p> <p>要求される代替措置の確認</p> <p>第11項に定める運転上の制限を満足している場合</p> <p>第11項に定める原子炉熱出力の上昇または原子炉起動状態へ近づくモードへの移行</p> <p>第2項に定める必要な安全措置</p> <p>第11項に定める運転上の制限外から復帰している場合</p> <p>異常が発生した場合の原因調査および対応措置</p> <p>異常の取束</p> <p>運転上の制限を満足していないと判断した場合 (実用発電用原子炉の設置、運転等に關する規則 (以下、「実用炉規則」という。)) 第87条第9号に定める事象が生じた場合)</p> <p>第91条に定める異常が発生した場合</p> <p>放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合</p> <p>外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合</p>			
			<p>燃料に係る記録</p> <p>(1) 原子炉内における燃料体の配置</p> <p>(2) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置</p> <p>(3) 使用済燃料の払出し時における放射能の量</p>			
			<p>点検報告書</p> <p>(1) 運転開始前の点検結果</p> <p>(2) 運転停止後の点検結果</p>			
			<p>引継日誌</p>			
			<p>放射線管理に係る記録</p> <p>(1) 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線</p>			

表10-3

記録項目

1. 運転日誌等
 - (1) 熱出力
 - (2) 炉心の中性子束密度
 - (3) 炉心の温度
 - (4) 冷却材入口温度
 - (5) 冷却材出口温度
 - (6) 冷却材圧力
 - (7) 冷却材流量
 - (8) 制御棒位置
 - (9) 再結合装置内の温度
 - (10) 原子炉に使用している冷却材の純度および毎日の補給量
2. 燃料に係る記録
 - (1) 原子炉内における燃料体の配置
 - (2) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置
 - (3) 使用済燃料の払出し時における放射能の量
3. 点検報告書
 - (1) 運転開始前の点検結果
 - (2) 運転停止後の点検結果
4. 引継日誌
5. 放射線管理に係る記録
 - (1) 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
<p>4. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、電気事業法第43条第4項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められていること。また、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p> <p>5. 発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン</p>	<p>（品質マネジメントシステム計画） 第 3 条 【変更なし】 （保安に関する職務） 第 5 条 【変更なし】 （原子力発電安全委員会） 第 6 条 【変更なし】 （原子力発電安全運営委員会） 第 8 条 【実用炉規則第92条第8号ポにて整理】 （原子力発電安全運営委員会） 第 8 条 【実用炉規則第92条第8号ポにて整理】 （品質マネジメントシステム計画） 第 3 条 【変更なし】 （電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の選任） 第 9 条の 2 【変更なし】 （電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等） 第 10 条の 2 【変更なし】 （原子力発電安全運営委員会） 第 8 条</p>	<p>（品質マネジメントシステム計画） 第 3 条 【変更なし】 （保安に関する職務） 第 5 条 【変更なし】 （原子力発電安全委員会） 第 6 条 【変更なし】 （原子力発電安全運営委員会） 第 8 条 【実用炉規則第92条第8号ポにて整理】 （原子力発電安全運営委員会） 第 8 条 【実用炉規則第92条第8号ポにて整理】 （品質マネジメントシステム計画） 第 3 条 【変更なし】 （電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の選任） 第 9 条の 2 【変更なし】 （電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等） 第 10 条の 2 【変更なし】 （原子力発電安全運営委員会） 第 8 条</p>	<p>（品質マネジメントシステム計画） 第 3 条 【変更なし】 （保安に関する職務） 第 5 条 【変更なし】 （原子力発電安全委員会） 第 6 条 【変更なし】 （原子力発電安全運営委員会） 第 8 条 【実用炉規則第92条第8号ポにて整理】 （原子力発電安全運営委員会） 第 8 条 【実用炉規則第92条第8号ポにて整理】 （品質マネジメントシステム計画） 第 3 条 【変更なし】 （電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の選任） 第 9 条の 2 【変更なし】 （電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等） 第 10 条の 2 【変更なし】 （原子力発電安全運営委員会） 第 8 条</p>	<p>（品質マネジメントシステム計画） 第 3 条 【変更なし】 （保安に関する職務） 第 5 条 【変更なし】 （原子力発電安全委員会） 第 6 条 【変更なし】 （原子力発電安全運営委員会） 第 8 条 【実用炉規則第92条第8号ポにて整理】 （原子力発電安全運営委員会） 第 8 条 【実用炉規則第92条第8号ポにて整理】 （品質マネジメントシステム計画） 第 3 条 【変更なし】 （電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の選任） 第 9 条の 2 【変更なし】 （電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等） 第 10 条の 2 【変更なし】 （原子力発電安全運営委員会） 第 8 条</p>	<p>（品質マネジメントシステム計画） 第 3 条 【変更なし】 （保安に関する職務） 第 5 条 【変更なし】 （原子力発電安全委員会） 第 6 条 【変更なし】 （原子力発電安全運営委員会） 第 8 条 【実用炉規則第92条第8号ポにて整理】 （原子力発電安全運営委員会） 第 8 条 【実用炉規則第92条第8号ポにて整理】 （品質マネジメントシステム計画） 第 3 条 【変更なし】 （電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の選任） 第 9 条の 2 【変更なし】 （電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等） 第 10 条の 2 【変更なし】 （原子力発電安全運営委員会） 第 8 条</p>	<p>（品質マネジメントシステム計画） 第 3 条 【変更なし】 （保安に関する職務） 第 5 条 【変更なし】 （原子力発電安全委員会） 第 6 条 【変更なし】 （原子力発電安全運営委員会） 第 8 条 【実用炉規則第92条第8号ポにて整理】 （原子力発電安全運営委員会） 第 8 条 【実用炉規則第92条第8号ポにて整理】 （品質マネジメントシステム計画） 第 3 条 【変更なし】 （電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の選任） 第 9 条の 2 【変更なし】 （電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等） 第 10 条の 2 【変更なし】 （原子力発電安全運営委員会） 第 8 条</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>ハ 発電用原子炉施設の運転に関することであって、次に掲げるもの</p> <p>イ 発電用原子炉の運転を行う体制の整備に関すること。</p> <p>ロ 発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項</p> <p>ハ 異状があった場合の措置に関すること（第十五号に掲げるものを除く。）。</p>	<p>主任技術者が相互の職務について情報を共有し、意思疎通を図ることが定められていること。</p> <p>【実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで】 【発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等】</p> <p>1. 発電用原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること。</p>	<p>【実用炉規則第92条第1項第8号ホにて整理】 (電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等) 第10条の2 【変更なし】</p> <p>(運転員等の確保) 第13条 発電室長は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する^{※1}。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2. 発電室長は、原子炉の運転にあたって第1項で定める者の中から、1直あたり表13-1に定める人数の者をそろえ、中央制御室あたり5直以上を編成した上で3交代勤務を行わせる。特別な事情がある場合を除き、連続して24時間を超える勤務を行わせてはならない。また、表13-1に定める人数のうち、1名は当直課長とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。</p> <p>3. 当直課長は、第2項で定める者のうち、表13-2に定める人数の者を主機運転員以上の者の中から常時中央制御室に確保する。</p> <p>4. 各課(室)長は、重大事故等の対応のための力量を有する者を確保する。また、安全・防災室長は、重大事故等の対応を行う要員として、表13-3に定める人数を常時確保するとともに、運転員、常駐の本部署員および常駐の緊急安全対策要員を、発電所内に合計で100名(1号炉、2号炉、3号炉および4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は92名、2つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は84名、3つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は76名、または68名)以上常時確保する。</p> <p>5. 安全・防災室長および発電室長は、第18条の5第4項(2)の成立性確認において、その訓練に係る者が、役割に応じた必要な力量(以下、本条において「力量」という。)を確保できていると判断した場合は、速やかに、表13-1および表13-3に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て体制を構築する。</p> <p>6. 所長は、第5項の訓練のうち、現場訓練による有効性評価の成立性確認において、除外された者と同一役割の者に対して、役割に応じた成立性の確認訓</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1~4号機に対するSA対策高度化を反映した重大事故等対応を行う要員の管理について記載する。 1号及び2号における成立性の確認訓練時の対応について記載する。 	<ul style="list-style-type: none"> 運転管理通達 運転管理通達 	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要																								
	<p>保安規定審査基準</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>練を実施し、その結果、力量を確保できる見込みが立たないと判断した場合は、第9項の措置を講じる。</p> <p>7. 安全・防災室長および発電室長は、力量が確保できていないと判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表13-1および表13-3に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。</p> <p>8. 安全・防災室長および発電室長は、第2項および第4項に定める人数の者に欠員が生じた場合は、休日、時間外（夜間）を含め補充を行う。また、所長は、第2項および第4項に定める人数の者の補充の見込みが立たないと判断した場合は、第9項の措置を講じる。</p> <p>9. 所長は、第6項、第8項の判断を行った場合の措置として、原子炉の運転中は、原子炉停止の措置を実施し、原子炉の停止中は、原子炉の停止状態を維持し、原子炉の安全を確保する。なお、原子炉停止の措置の実施にあたっては、原子炉の安全を確保しつつ、速やかに、実施する。</p> <p>※1：重大事故等対処施設等の使用を開始するにあたっては、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する。</p> <p>表13-1</p> <table border="1" data-bbox="831 696 1098 1368"> <thead> <tr> <th>中央制御室名</th> <th>A 中央制御室 (1号炉および2号炉)</th> <th>B 中央制御室 (3号炉および4号炉)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 2号炉および3、4号炉の運転モード</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉2基がともにモード1、2、3、4、5および6の場合^{※2}</td> <td>12名以上^{※1}</td> <td>12名以上^{※1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉1基がモード1、2、3、4、5および6の場合^{※2}</td> <td>10名以上^{※1}</td> <td>10名以上^{※1}</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合^{※2,3}</td> <td>8名以上^{※1}</td> <td>8名以上^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：複数の運転モードに該当する場合、要求される運転員数の多い方が適用される。 ※3：照射済燃料移動中も含む（以下、同じ）。 ※4：当直課長を含む。</p> <p>表13-2</p> <table border="1" data-bbox="1214 696 1417 1368"> <thead> <tr> <th>中央制御室名</th> <th>A 中央制御室 (1号炉および2号炉)</th> <th>B 中央制御室 (3号炉および4号炉)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 2号炉および3、4号炉の運転モード</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉1基以上がモード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合^{※1}</td> <td>3名以上^{※5}</td> <td>3名以上^{※5}</td> </tr> </tbody> </table>	中央制御室名	A 中央制御室 (1号炉および2号炉)	B 中央制御室 (3号炉および4号炉)	1. 2号炉および3、4号炉の運転モード			原子炉2基がともにモード1、2、3、4、5および6の場合 ^{※2}	12名以上 ^{※1}	12名以上 ^{※1}	原子炉1基がモード1、2、3、4、5および6の場合 ^{※2}	10名以上 ^{※1}	10名以上 ^{※1}	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合 ^{※2,3}	8名以上 ^{※1}	8名以上 ^{※1}	中央制御室名	A 中央制御室 (1号炉および2号炉)	B 中央制御室 (3号炉および4号炉)	1. 2号炉および3、4号炉の運転モード			原子炉1基以上がモード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合 ^{※1}	3名以上 ^{※5}	3名以上 ^{※5}				
中央制御室名	A 中央制御室 (1号炉および2号炉)	B 中央制御室 (3号炉および4号炉)																												
1. 2号炉および3、4号炉の運転モード																														
原子炉2基がともにモード1、2、3、4、5および6の場合 ^{※2}	12名以上 ^{※1}	12名以上 ^{※1}																												
原子炉1基がモード1、2、3、4、5および6の場合 ^{※2}	10名以上 ^{※1}	10名以上 ^{※1}																												
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合 ^{※2,3}	8名以上 ^{※1}	8名以上 ^{※1}																												
中央制御室名	A 中央制御室 (1号炉および2号炉)	B 中央制御室 (3号炉および4号炉)																												
1. 2号炉および3、4号炉の運転モード																														
原子炉1基以上がモード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合 ^{※1}	3名以上 ^{※5}	3名以上 ^{※5}																												

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要																				
	<p>2. 発電用原子炉施設の運転管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。</p>	<p>※5：当直課長または当直主任を含む主機運転員以上。</p> <p>表13-3</p> <table border="1" data-bbox="268 696 683 1361"> <thead> <tr> <th>運転モード</th> <th>緊急時対策本部要員</th> <th>緊急安全対策要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉4基がともにモード1、2、3、4、5および6の場合^{※2}</td> <td>1.1名以上</td> <td>6.5名以上</td> </tr> <tr> <td>原子炉4基中、3基がモード1、2、3、4、5および6の場合^{※2}</td> <td>1.1名以上</td> <td>5.9名以上</td> </tr> <tr> <td>原子炉4基中、2基がモード1、2、3、4、5および6の場合^{※2}</td> <td>1.1名以上</td> <td>5.3名以上</td> </tr> <tr> <td>原子炉4基中、1基がモード1、2、3、4、5および6の場合^{※2}</td> <td>1.1名以上</td> <td>4.7名以上</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合^{※2*}</td> <td>1.1名以上</td> <td>4.1名以上</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間^{※3}</td> <td>2.0名以上</td> <td>8名以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>(運転管理業務)</p> <p>第13条の2各課(室)長は、運転モードに応じた原子炉安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。</p> <p>(1) 発電室長は、原子炉施設(系統より切離されている施設^{※1}を除く)の運転に関する次の業務を実施する。</p> <p>(a) 原子炉施設の運転に必要な監視項目^{※2}を定め、中央制御室における監視、第14条第1項および第2項の巡視点検によって、施設の運転監視を実施し、その結果、異状があれば関係各課(室)長に通知する。</p> <p>(b) 運転操作(系統管理を含む)に係る事項を定め運用する。</p> <p>(c) 原子炉施設に係る警報発信時の対応内容を定め運用する。</p> <p>(d) 原子炉施設の設備故障および事故発生時の対応内容を定め運用する。</p> <p>(2) 各課(室)長は、系統より切離されている施設に関する次の業務を実施する。</p> <p>(a) 第14条第3項の巡視点検を実施する。その結果、設備故障があれば関係各課(室)長に通知する。</p> <p>(b) 作業に伴う機器操作に係る事項を定め運用する。</p> <p>(c) 原子炉施設の設備故障および事故発生時の対応内容を定め運用する。</p>	運転モード	緊急時対策本部要員	緊急安全対策要員	原子炉4基がともにモード1、2、3、4、5および6の場合 ^{※2}	1.1名以上	6.5名以上	原子炉4基中、3基がモード1、2、3、4、5および6の場合 ^{※2}	1.1名以上	5.9名以上	原子炉4基中、2基がモード1、2、3、4、5および6の場合 ^{※2}	1.1名以上	5.3名以上	原子炉4基中、1基がモード1、2、3、4、5および6の場合 ^{※2}	1.1名以上	4.7名以上	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合 ^{※2*}	1.1名以上	4.1名以上	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間 ^{※3}	2.0名以上	8名以上	<p>・ 新たに追加される原子炉施設に対する巡視点検を実施する確認者について反映。</p> <p>・ 運転管理通達</p>	<p>・ 1号及び2号に対して重大事故等対処設備の巡視点検を追加するとともに、可搬型設備の巡視点検について追加する。</p>	
運転モード	緊急時対策本部要員	緊急安全対策要員																								
原子炉4基がともにモード1、2、3、4、5および6の場合 ^{※2}	1.1名以上	6.5名以上																								
原子炉4基中、3基がモード1、2、3、4、5および6の場合 ^{※2}	1.1名以上	5.9名以上																								
原子炉4基中、2基がモード1、2、3、4、5および6の場合 ^{※2}	1.1名以上	5.3名以上																								
原子炉4基中、1基がモード1、2、3、4、5および6の場合 ^{※2}	1.1名以上	4.7名以上																								
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合 ^{※2*}	1.1名以上	4.1名以上																								
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間 ^{※3}	2.0名以上	8名以上																								

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>3. 運転員の引継時に実施すべき事項について定められていること。</p> <p>4. 発電用原子炉の起動その他の発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項について定められていること。</p>	<p>(3) 発電室長は、運転操作（系統管理を含む）が必要な場合は、関係各課（室）長の依頼に基づき、第1号(b)による運転操作（系統管理を含む）を実施する。また、関係各課（室）長は、発電室長から引き渡された範囲に対して、必要な作業を行う。</p> <p>(4) 各課（室）長は、第3節（第87条から第90条を除く）各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するために原子炉施設の定期的な試験・確認等の計画を定め、実施する。なお、原子炉起動前の施設および設備の点検については、第17条に従い実施する。</p> <p>※1：系統より切離されている施設とは、可搬設備、緊急時対策所設備および通信連絡を行うために必要な設備等をいう。</p> <p>※2：運転に必要な監視項目とは、第3節（第87条から第90条を除く）各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するための監視項目等をいう。</p> <p>(運転管理に関する社内標準の作成) 第15条 各課（室）長（当直課長を除く。）は、次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する社内標準を作成し、制定・改正に当たっては、第8条第2項に基づき運営委員会の承認を得る。</p> <p>(1) 原子炉の起動および停止操作に関する事項 (2) 巡視点検に関する事項 (3) 異常時の措置に関する事項 (4) 警報発生時の措置に関する事項 (5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (6) 定期的実施するサーベイランスに関する事項 (7) 誤操作の防止に関する事項 (8) 火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス発生時等の体制の整備に関する事項 (9) 重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項</p> <p>【変更なし】 (運転管理業務) 第13条の2 各課（室）長は、運転モードに応じた原子炉安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。</p> <p>(1) 発電室長は、原子炉施設（系統より切離されている施設^{※1}を除く）の運転に関する次の業務を実施する。 (a) 原子炉施設の運転に必要な監視項目^{※2}を定め、中央制御室における監視、第14条第1項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第4章 運転管理に新規追加された第18条関連に関する事項の追記 設置変更許可申請書で前提とした運転管理事項の反映 別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-3 参照 	<ul style="list-style-type: none"> 運転管理通達 	<ul style="list-style-type: none"> 1号及び2号に対する誤操作の防止に関する事項について記載する。 1号及び2号に対する「火災、内部溢水発生時及びその他自然災害発生時の体制の整備に関する事項」及び「重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項」について記載する。
	<p>3. 運転員の引継時に実施すべき事項について定められていること。</p> <p>4. 発電用原子炉の起動その他の発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項について定められていること。</p>	<p>(1) 発電室長は、原子炉施設（系統より切離されている施設^{※1}を除く）の運転に関する次の業務を実施する。 (a) 原子炉施設の運転に必要な監視項目^{※2}を定め、中央制御室における監視、第14条第1項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新たに追加される原子炉施設に対する巡視点検を実施する確認者について反映。 	<ul style="list-style-type: none"> 運転管理通達 	<ul style="list-style-type: none"> 1号及び2号に対して重大事故等対処設備の巡視点検を追加するとともに、「可搬型設備の巡視点検」について追加する。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>おおよび第2項の巡視点検によって、施設の運転監視を実施し、その結果、異状があれば関係各課（室）長に通知する。</p> <p>(b) 運転操作（系統管理を含む）に係る事項を定め運用する。</p> <p>(c) 原子炉施設に係る警報発信時の対応内容を定め運用する。</p> <p>(d) 原子炉施設の設備故障および事故発生時の対応内容を定め運用する。</p> <p>(2) 各課（室）長は、系統より切離されている施設に関する次の業務を実施する。その結果、設備故障があれば関係各課（室）長に通知する。</p> <p>(b) 作業に伴う機器操作に係る事項を定め運用する。</p> <p>(c) 原子炉施設の設備故障および事故発生時の対応内容を定め運用する。</p> <p>(3) 発電室長は、運転操作（系統管理を含む）が必要な場合は、関係各課（室）長の依頼に基づき、第1号(b)による運転操作（系統管理を含む）を実施する。また、関係各課（室）長は、発電室長から引き渡された範囲に対して、必要な作業を行う。</p> <p>(4) 各課（室）長は、第3節（第87条から第90条を除く）各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するために原子炉施設の定期的な試験・確認等の計画を定め、実施する。なお、原子炉起動前の施設および設備の点検については、第17条に従い実施する。</p> <p>※1：系統より切離されている施設とは、可搬設備、緊急時対策所設備および通信連絡を行うために必要な設備等をいう。</p> <p>※2：運転に必要な監視項目とは、第3節（第87条から第90条を除く）各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するための監視項目等をいう。</p> <p>(原子炉起動前の確認事項)</p> <p>第17条 各課（室）長は、原子炉の起動開始までに、次の施設および設備を点検し、異常の有無を確認し、発電室長に通知する。発電室長は、この通知が完了していることを確認するとともに、その旨を当直課長に通知する。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設</p> <p>(2) 制御材駆動設備</p> <p>(3) 電源、給排水および排気施設</p> <p>2. 発電室長は、最終ヒートアップ開始^{*1}までに、第3節の条文中で定期事業者検査時に関係課長から発電室長に通知されることとなつて^{*2*}いる確認項目^{*2*}について、通知が完了していることを確認するとともに、その旨を当直課長に通知する。</p>	<p>最終ヒートアップ開始までに関係課が実施する確認項目について定期事業者検査における最終の確認結果を確認する旨を反映。</p> <p>別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-4 参照</p>	<p>運転管理通達</p>	<p>最終ヒートアップ開始までに関係課が実施する確認項目について定期事業者検査における最終の確認結果を確認する旨を反映。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書
	<p>5. 地震、火災、有毒ガス（予期せず発生するものを含む。）等の発生時に講ずべき措置について定められていること。</p>	<p>※1：定期事業者検査の最終段階において、原子炉を臨界にするためにモード5からモード4への移行操作を開始することをいう。</p> <p>※2：最終ヒートアップ開始以降に実施される確認項目を除く。</p> <p>※3：定期事業者検査における最終の確認結果を確認する。なお、動作確認を伴う確認項目および系統構成に係る確認項目については、最終ヒートアップ開始前の1年以内の確認結果を確認するものとする。</p> <p>(火災発生時の体制の整備) 第18条 【実用炉規則第92条第1項第16号にて整理】</p> <p>(内部溢水発生時の体制の整備) 第18条の2 【実用炉規則第92条第1項第16号にて整理】</p> <p>(火山影響等発生時の体制の整備) 第18条の2の2 【実用炉規則第92条第1項第16号にて整理】</p> <p>【添付2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準（第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3および第18条の3の2関連）参照】</p> <p>(その他自然災害発生時の体制の整備) 第18条の3 安全・防災室長は、原子炉施設内においてその他自然災害（地震、津波および竜巻等）をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動※1を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2. 各職（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各職（室）長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を</p>	<ul style="list-style-type: none"> 別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-5~8参照 別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-7,8参照 高浜1,2号炉に対する火山影響等発生時の措置を新たに追加する。 別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-33参照 設置変更許可申請書で前提とした運転管理事項の反映 別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-7,8参照 高浜2号炉に対する地滑り影響等発生時の措置を新たに追加する。 別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-34参照 	<ul style="list-style-type: none"> 火災防護通達 運転管理通達 運転管理通達 運転管理通達 	<ul style="list-style-type: none"> 1号及び2号に対して火災発生時における原子炉施設の保全のための活動について記載する。 1号及び2号に対して内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動について記載する。 1号及び2号に対して火山影響等発生時の措置について記載する。 高浜2号炉に対する地滑り影響等発生時の措置について記載する。 1号及び2号に対するその他自然災害（地震、津波および竜巻等）発生時の対応について記載する。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
		<p> 4. 各課（室）長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。 5. 原子炉技術部門統括（原子炉技術）および原子炉技術部門統括（土木建築）は、その他自然災害に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。 6. 原子炉技術部門統括（原子炉技術）は、その他自然災害のうち地震に関して、新たな波及的影響の観点の抽出を実施する。 7. 原子炉技術部門統括（原子炉技術）および原子炉技術部門統括（土木建築）は、地震観測および影響確認に関する活動を実施する。 8. 原子炉安全部門統括は、定期的に発電所周辺の航空路を含めた航空機墜落下確率評価に用いるデータの変更状況を確認し、確認結果に基づき防護措置の要否を判断する。防護措置が必要と判断された場合は、関係箇所へ防護措置の検討依頼を行う。また、関係箇所の対応が完了したことを確認する。 ※1：その他自然災害発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ）。 【添付2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準（第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3および第18条の3の2関連）参照】 </p>	<p> ・設置変更許可申請書に記載された内容を踏まえ保安規定に反映する。 </p>	<p> ・運転管理通達 </p>	<p> ・1号及び2号に対する有毒ガス発生時の対応について記載する。 </p>	
		<p> (有毒ガス発生時の体制の整備) 第18条の3の2 安全・防災室長は、発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合（以下、「有毒ガス発生時」という。）における運転員等の防護のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。 (1) 有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な要員の配置 (2) 有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行う要員に対する教育訓練 (3) 有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な資機材の配備 2 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員等の防護のために必要な体制および手順の整備を実施する。 3. 各課（室）長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を </p>	<p> ・設置変更許可申請書に記載された内容を踏まえ保安規定に反映する。 </p>	<p> ・運転管理通達 </p>	<p> ・1号及び2号に対する有毒ガス発生時の対応について記載する。 </p>	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 各課(室)長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：有毒ガス発生時に行う活動を含む(以下、本条において同じ)。</p> <p>(資機材等の整備)</p> <p>第18条の4 各課(室)長は、次の各号の資機材等を整備する。</p> <p>(1) 安全・防災室長、所長室長および電気修繕課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路ならびに避難用および事故対策用照明を整備するとともに、作業用照明設置箇所以外で現場作業が必要になった場合等に使用する可搬型照明を配備する。</p> <p>(2) 所長室長、放射線管理課長、発電室長、電気修繕課長および計装修繕課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる警報装置および通信連絡設備を整備し、警報装置および通信連絡設備の操作に関する手順ならびに専用通信回線およびデータ伝送設備の異常時の対応に関する手順を定める。</p> <p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準(第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3および第18条の3の2関連)</p> <p>5 津波</p> <p>安全・防災室長は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の5.1項から5.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>5.2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 安全・防災室長は、全所員に対して、津波防護の運用管理に関する教育訓練を定期的に実施する。また、安全・防災室長は、全所員に対して、大津波警報が発せられた場合、発電所構外において原子炉施設への影響の可能性のある津波と想定される潮位の変動を観測した場合および発電所構外の観測潮位が欠測した場合を想定した車両退避等の訓練を定期的に実施する。</p> <p>(中略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 設置変更許可申請書に記載された内容を踏まえ保安規定に反映する。 	<ul style="list-style-type: none"> 運転管理通達 	<ul style="list-style-type: none"> 1号及び2号に対する資機材等の管理に関する事項について記載する。
		<p>5 津波</p> <p>安全・防災室長は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の5.1項から5.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>5.2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 安全・防災室長は、全所員に対して、津波防護の運用管理に関する教育訓練を定期的に実施する。また、安全・防災室長は、全所員に対して、大津波警報が発せられた場合、発電所構外において原子炉施設への影響の可能性のある津波と想定される潮位の変動を観測した場合および発電所構外の観測潮位が欠測した場合を想定した車両退避等の訓練を定期的に実施する。</p> <p>(中略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 設置変更許可申請書に記載された内容を踏まえ保安規定に反映する。別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-3.5および3.6参照 	<ul style="list-style-type: none"> 運転管理通達 	<ul style="list-style-type: none"> 「発電所構外において、敷地への潮上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある潮位観測システム(防護用)のうち、2台の潮位計の観測潮位がいずれも10分以内に0.5m以上上下降すること、又は10分以内に0.5m以上上昇すること。」を1号及び2号炉当直課長と3号及び4号炉当直課長の潮位観測システム(防護用)を用いた連携により確認した場合、1〜4号炉循環水ポンプ停止操作(プラント停止)、中央制御室からの取水路防潮ゲート閉止を実施する手順を記載する。 発電所構外において、津波と想定される潮位の変動を観測した場合

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書
		<p>5. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 水密扉の閉止状態の管理</p> <p>1号炉および2号炉について、当直課長は、<u>A中央制御室において水密扉監視設備の警報監視により、水密扉の閉止状態の確認および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</u></p> <p>3号炉および4号炉について、当直課長は、<u>B中央制御室において水密扉監視設備の警報監視により、水密扉の閉止状態の確認および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</u></p> <p>また、各課（室）長は、<u>水密扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</u></p> <p>b. <u>取水路防潮ゲートの管理</u></p> <p>当直課長は、取水路防潮ゲートの両系列4門全てが閉止した場合、または3門が閉止した場合、循環水ポンプを全台停止する。また、運転中の号炉については原子炉を停止する。</p> <p>c. <u>防潮扉の閉止状態の管理</u></p> <p>防潮扉については、原則閉止運用とし、当直課長は、中央制御室において防潮扉の閉止状態の確認を行う。また、各課（室）長は、防潮扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>d. <u>車庫の管理</u></p> <p>安全・防災室長は、発電所構内の放水口側防潮堤および取水路防潮ゲートの外側に存在し、かつ漂流物になるおそれのある車両について、漂流物とならない管理を実施する。</p> <p>e. <u>発電所を含む地域に大津波警報が発表された場合の対応</u></p> <p>(a) 当直課長は、原則として1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の循環水ポンプを停止（プランドト停止）する。また、<u>A中央制御室から取水路防潮ゲートを閉止するとともに、原子炉の冷却操作を実施する。</u></p> <p>ただし、以下の場合はその限りではない。</p> <p>ア 大津波警報が根拠であった場合</p> <p>イ 遠方で発生した地震に伴う津波であつて、発電所を含む地域に、到達するまでの時間経過で、大津波警報が見直された場合</p> <p>(b) 原子燃料課長および放射線管理課長は、燃料等輸送船に関し、津波警報等が発表された場合、荷役作業を中断し、陸側作業員および輸</p>			<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <p>合の対応について記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 竜巻発生後の対応について、潮位観測システム（防護用）の損傷時の対応について記載する。 • 1号及び2号に対する有毒ガス発生時の対応について記載する。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
		<p>送物の退避に関する措置を実施する。</p> <p>(c) 放射線管理課長は、燃料等輸送船に關し、津波警報等が発表された場合、荷役作業を中断し、陸側作業員および輸送物の退避に関する措置ならびに漂流物化防止対策を実施する。</p> <p>(d) 原子燃料課長および放射線管理課長は、緊急離岸する船舶と退避状況に関する情報連絡を行う。</p> <p>(e) 当直課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の襲来状況の監視を実施する。</p> <p>(f) 安全・防災室長は、発電所構内の放水口側防波堤および取水路防波堤の外の外側に存在し、かつ漂流物になるおそれのある車両について津波の影響を受けない場所へ退避することにより漂流物とならない措置を実施する。</p> <p>f. 地震加速度高により原子炉がトリップし、かつ発電所を含む地域に津波警報等が発表された場合の対応</p> <p>(a) 当直課長は、原則として1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の循環水ポンプを停止する。</p> <p>(b) 当直課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の襲来状況の監視を実施する。</p> <p>g. 発電所を含む地域に津波警報等が発表された場合の対応</p> <p>(a) 当直課長は、速やかにゲート落下機構の電源系および制御系に異常がないことを確認する。</p> <p>(b) 原子燃料課長および放射線管理課長は、緊急離岸する船舶と退避状況に関する情報連絡を行う。</p> <p>(c) 当直課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の襲来状況の監視を実施する。</p> <p>h. 津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応</p> <p>(a) 取水路防波堤の閉止判断基準等を確認した場合作業の対応</p> <p>ア 当直課長は、1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の循環水ポンプを停止（プラント防波堤ゲートを閉止するとともに、原子炉の始動操作を実施する。</p> <p>イ 当直課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の襲来状況の監視を実施する。</p> <p>※：「潮位観測システム（防護用）」のうち、 2 台の潮位計の観測潮位がいずれも10分以内に0.5 m以上下降し、その後、最低潮位から10分以内に0.5 m以上上昇すること、または10分以内に0.5 m以上上昇し、その後、最高潮位から10分以内に0.5 m以上下降すること、ならびに発電所構外において、遡上波の地上部に</p>				

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原予炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>からの到達、流入および取水路、放水路等の経路からの流入（以下、「敷地への潮上」という。）ならびに水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある潮位の変動を観測し、その後、潮位観測システム（防護用）のうち、2 台の潮位計の観測潮位がいずれも 10 分以内に 0.5 m 以上上下すること、または 10 分以内に 0.5 m 以上上昇すること。」を 1 号炉および 2 号炉を担当する当直課長と 3 号炉および 4 号炉を担当する当直課長の潮位観測システム（防護用）のうち衛星電話（津波防護用）を用いた連携により確認（この条件の成立確認を「取水路防潮ゲートの閉止判断基準を確認」という。潮位変動値のセット値は 0.45 m とする。以下、同じ。）とする。</p> <p>ウ 技術課長は、取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認したときは、その旨を社内および社外関係機関に連絡する。</p> <p>(b) 発電所構外において原子炉施設への影響の可能性のある津波と想定される潮位の変動を観測した場合の対応</p> <p>ア 当直課長は、速やかにゲート落下機構の電源系および制御系に異常がないことを確認する。また、発電所構外の観測潮位欠測時も同等の対応を実施する。</p> <p>イ 当直課長は、津波監視カメラによる津波の襲来状況の監視を実施する。また、発電所構外の観測潮位欠測時も同等の対応を実施する。</p> <p>ウ 土木建築課長は、取水路防潮ゲート保守作業の中断に係る措置を行う。また、発電所構外の観測潮位欠測時も同等の対応を実施する。</p> <p>エ 安全・防災室長は、発電所構内の放水口側防潮堤および取水路防潮ゲートの外側に存在し、かつ漂流物になるおそれのある車両について津波の影響を受けない場所へ退避することにより漂流物とならない措置を実施する。また、発電所構外の観測潮位欠測時も同等の対応を実施する。</p> <p>オ 原子燃料課長は、燃料等輸送船が荷役中の場合、荷役作業を中断し、陸側作業員および輸送物の退避に関する措置を実施するとともに、係留強化する船側と情報連絡を行う。</p> <p>カ 放射線管理課長は、燃料等輸送船が荷役中の場合、荷役作業を中断し、陸側作業員および輸送物の退避に関する措置ならびに漂流物化防止対策を実施するとともに、係留強化する船側と情報連絡を行う。なお、発</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
	保安規定審査基準	<p>電所構外の観測潮位欠測時は、構外潮位観測地点の監視人による潮位の観測により荷役作業を実施する。</p> <p>原子燃料課長および放射線管理課長は、燃料等輸送船が荷役中以外の場合、緊急離岸する船舶と退避状況に関する情報連絡を行う。</p> <p>(c) 動作可能な潮位計が2台未満となった場合の対応</p> <p>当直課長は、発電所構外の観測潮位に故障を示す指示変動や欠測がないことを確認し、津波の襲来状況の監視強化を実施する。</p> <p>イ 安全・防災室長は、発電所構外において原子炉施設への影響の可能性のある津波と想定される潮位の変動を観測した場合または発電所構外の観測潮位が欠測した場合、速やかに作業の中断、所員と車両の退避に係る措置を実施する。</p> <p>(d) 衛星電話（津波防護用）、代替手段および代替手段以外の通信手段の機能喪失により、中央制御室間の連携ができない場合の対応</p> <p>安全・防災室長は、速やかに作業の中断、所員と車両の退避に係る措置を実施する。</p> <p>(e) 取水路防潮ゲート閉止判断基準には到達しない平常時とは異なる潮位変動を確認した場合（台風等の異常時の潮位変動を除く）の対応</p> <p>計装係課長は、監視モニタと手計算の潮位変化量が整合していることを確認する。</p> <p>i. 津波発生時の原子炉施設への影響確認</p> <p>各課（室）長は、発電所を含む地域に大津波警報が発表され取水路防潮ゲートを閉止した場合または取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>j. 施設管理、点検</p> <p>各課（室）長は、津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備および津波影響軽減施設の要求機能を維持するため、ならびに特重施設の代替設備に対して基準津波高さを一定程度超える津波を想定した津波高さを考慮した水密性を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>なお、取水路防潮ゲートの遠隔閉止信号を停止する場合は、現地の手動操作により敷地への潮上および水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある潮位に至る前にゲートを落下できよう、発電所構外の観測潮位に通常の潮位とは異なる潮位変動や故障を示す指示変動がないことを確認し、質機材を確保するとともに体制を確保し、維持する。</p>				

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>k. 津波評価条件の変更の要否確認 (a) 各課(室)長は、設備改造等を行う場合、都度、津波評価への影響確認を行う。 (b) 安全・防災室長は、津波評価に係る評価条件を定期的に確認する。 (中略)</p> <p>6 竜巻 安全・防災室長は、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の6.1項から6.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。 (中略)</p> <p>6.4 手順書の整備 (中略)</p> <p>f. 竜巻により原子炉施設等が損傷した場合の処置 (a) 当直課長は、3号炉および4号炉格納容器排気筒に損傷を発生した場合、気体廃棄物が放出中であればすみやかに放出を停止する。 (b) 原子炉保修課長は、3号炉および4号炉格納容器排気筒に損傷を発生した場合、応急補修を行う。 (c) 当直課長は、3号炉および4号炉格納容器排気筒の補修が困難な場合、プラント停止操作を行う。 (d) 土木建築課長は、取水路防潮ゲートに損傷を発生した場合、安全機能回復の応急処置を行う。 (e) 電気保修課長および計装保修課長は、潮位観測システム(防護用)に損傷を発生した場合は、安全機能回復の応急処置を行う。 (f) 当直課長は、取水路防潮ゲートまたは潮位観測システム(防護用)の安全機能回復が困難な場合、プラント停止操作を行う。 (g) 各課(室)長は、建屋外において竜巻による火災の発生を確認した場合、消火用水等による消火活動を行う。 (中略)</p> <p>7 有毒ガス 安全・防災室長は、有毒ガス発生時における運転員、緊急時対策所で重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員および特重施設要員(以下、本項において「運転員等」という。)の防護のための活動を行う体制の整備として、次の7.1項から7.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原予炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>7. 1 要員の配置 所長は、発電所敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下、「可動源」という。）に随行・立会する者（以下、「立会人」という。）および有毒ガスの発生を終息させるために必要な措置（以下、「終息活動」という。）を行う要員等を確保する。</p> <p>7. 2 教育訓練の実施 (1) 安全・防災室長は、全所員に対して、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動に係る教育訓練を定期的の実施する。 (2) 安全・防災室長は、運転員等、立会人および終息活動を行う要員に対して、有毒ガス発生時における防護具の着用のための教育訓練を定期的の実施する。 (3) 所長室長は、第131条および第132条に基づき、発電所の入所者に対して、有毒ガス発生時の認知・連絡に係る教育訓練を入所時に実施する。</p> <p>7. 3 資機材の配備 各課（室）長は、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な防護具その他の必要な資機材を配備する。</p> <p>7. 4 手順書の整備 (1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 a. 有毒ガス防護の確認に関する手順 (a) 各課（室）長は、発電所敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下、「固定源」という。）に対して、(b)項、(c)項および、項の実施により、運転員等の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。 (b) 各課（室）長は、発電所敷地内および中央制御室等から半径10km近傍に新たな有毒化学物質および有毒化学物質の性状、貯蔵状況等の変更を確認し、固定源の見直しがある場合は、有毒ガスが発生した場合の吸気中の有毒ガス濃度評価を実施し、評価結果に基づき必要な有毒ガス防護を実施する。可動源の見直しがある場合は、必要な有毒ガス防護を実施する。 (c) 各課（室）長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する取組および覆い（以下、「防液堤等」という。）について、適切に運用管理を実施する。 b. 有毒ガス発生時の防護に関する手順</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>6. 原子炉冷却材の水質の管理について定められていること。</p> <p>7. 発電用原子炉施設の重要な機能に關して、安全機能を有する系統及び機器、重大事故等対処設備(特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。)等について、運転状態に対応した運転上の制限(Limiting Conditions for Operation. 以下「LCO」という。)、LCOを逸脱していないことの確認(以下「サーベイランス」という。)の実施方法及び頻度、LCOを逸脱した場合に要求される措置(以下単に「要求される措置」という。)並びに要求される措置の完了時間(Allowed Outage Time. 以下「AOT」という。)が定められていること。</p>	<p>(a) 各課(室)長は、可動原に対して、立会人の随行、通信連絡手段による連絡、<u>中央制御室換気設備(1号炉および2号炉)</u>、<u>中央制御室空調装置(3号炉および4号炉)</u>、<u>緊急時対策所換気設備</u>および・・・ (以下、省略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第18条の5(重大事故等発生時の体制の整備) 添付3(重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準(第18条の5および第18条の6関連)) <p>【実用炉規則第92条第1項第16号】にて整理 (水質管理) 第19条 【変更なし】</p> <p>第3節 運転上の制限</p> <p>第25条、第28条、第29条、第37条～第46条、第52条、第53条、第55条、第56条、第59条～第62条、第64条～第68条、第70条、第74条、第75条、第77条～第80条及び第82条 【省略】</p> <p>第20条～第22条、第24条、第26条、第27条、第32条、第33条、第36条、第48条～第50条、第57条、第63条、第71条、第72条、第84条、第86条及び第86条の2 【変更なし】</p> <p>(制御棒動作機能)</p> <p>第23条 モード1および2(臨界状態)において、制御棒動作機能は、表23-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 制御棒動作機能が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気保修課長は、定期事業者検査時に、制御棒の全引抜位置からの落下時間(原子炉トリップ信号発信から全ストロークの85%に至るまでの時間)が1号炉および2号炉では2.1秒以下、3号炉および4号炉では2.5秒以下であることを確認し、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード1および2(臨界状態)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対処設備のLCO等の設定について審査基準に追加あり。 保安規定審査基準に関連する変更ではないことから、省略。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設管理通達 	<ul style="list-style-type: none"> 高浜1,2号炉の制御棒の全引抜位置からの落下時間について、既工認との整合の観点から記載を適正化する。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要										
	<p>保安規定審査基準</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>において、3ヶ月に1回、全挿入されていない制御棒をバンク毎に動かして、各制御棒位置が変化することにより、制御棒が固着していないことを確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、モード1および2（臨界状態）において、1・2時間に1回、制御棒毎に各制御棒位置がステップカウンタの表示値の ±12 ステップ以内であることを確認する。</p> <p>また、当直課長は、モード1および2（臨界状態）において、制御棒位置偏差大を検知する警報が動作不能となった場合、4時間に1回、制御棒毎に各制御棒位置が、ステップカウンタの表示値の ±12 ステップ以内であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、制御棒動作機能が第1項で定める運転上の制限を満足していない※1と判断した場合、表23-2の措置を講じるとともに、制御棒1本が不整合である場合は原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※1：制御棒位置指示装置またはステップカウンタの動作不良により、制御棒位置がステップカウンタの表示値の ±12 ステップ以内にならない場合は、制御棒の不整合とはみなさない。</p> <p>表23-1</p> <table border="1" data-bbox="826 936 949 1361"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御棒動作機能※2</td> <td>(1) 全ての制御棒が挿入不能※3でないこと (2) 全ての制御棒が不整合※4でないこと</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：制御棒動作機能のうち、制御棒クラスタは、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>※3：挿入不能とは、機械的固着のため、制御棒が挿入できないことをいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>※4：不整合とは、制御棒位置がステップカウンタの表示値の ±12 ステップ以内にならない場合をいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>表23-2</p> <table border="1" data-bbox="1189 936 1302 1361"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 制御棒1本以上が挿入不能</td> <td>A.1.1 当直課長は、所要の停止余裕※5を満足していることを確認する。</td> <td>1時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	制御棒動作機能※2	(1) 全ての制御棒が挿入不能※3でないこと (2) 全ての制御棒が不整合※4でないこと	条件	要求される措置	完了時間	A. 制御棒1本以上が挿入不能	A.1.1 当直課長は、所要の停止余裕※5を満足していることを確認する。	1時間	<p>記載の考え方</p>	<p>該当規定文書</p>	<p>社内規定文書 記載内容の概要</p>
項目	運転上の制限														
制御棒動作機能※2	(1) 全ての制御棒が挿入不能※3でないこと (2) 全ての制御棒が不整合※4でないこと														
条件	要求される措置	完了時間													
A. 制御棒1本以上が挿入不能	A.1.1 当直課長は、所要の停止余裕※5を満足していることを確認する。	1時間													

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要																																														
	<p>保安規定審査基準</p>	<p>である場合</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="199 1025 368 1261"> <p>A.1.2 当直課長は、所要の停止余裕を満足するよう濃縮操作を開始する。</p> </td> <td data-bbox="199 936 368 1025"> <p>1時間</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 1025 512 1261"> <p>A.2 当直課長は、モード3におよび</p> </td> <td data-bbox="368 936 512 1025"> <p>1.2時間</p> </td> </tr> </table> <p>※5：所要の停止余裕とは、1号炉および2号炉については1.77 %$\Delta k/k$以上、3号炉および4号炉については1.8 %$\Delta k/k$以上であることをいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>表2.3-2（続き）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="512 1261 528 1377">案件</th> <th data-bbox="512 1025 528 1261">要求される措置</th> <th data-bbox="512 936 528 1025">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="528 1261 544 1377">B. 制御棒が不整合である場合</td> <td data-bbox="528 1025 544 1261">B.1 当直課長は、制御棒の不整合を復旧する。</td> <td data-bbox="528 936 544 1025">1時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1261 560 1377"></td> <td data-bbox="544 1025 560 1261">また、</td> <td data-bbox="544 936 560 1025"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="560 1261 576 1377"></td> <td data-bbox="560 1025 576 1261">B.2.1.1 当直課長は、所要の停止余裕を満足していることを確認する。</td> <td data-bbox="560 936 576 1025">1時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="576 1261 592 1377"></td> <td data-bbox="576 1025 592 1261">また、</td> <td data-bbox="576 936 592 1025"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="592 1261 608 1377"></td> <td data-bbox="592 1025 608 1261">B.2.1.2 当直課長は、所要の停止余裕を満足するよう濃縮操作を開始する。</td> <td data-bbox="592 936 608 1025">1時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="608 1261 624 1377"></td> <td data-bbox="608 1025 624 1261">および</td> <td data-bbox="608 936 624 1025"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="624 1261 639 1377"></td> <td data-bbox="624 1025 639 1261">B.2.2 当直課長は、原子炉熱出力を75%以下に下げ、</td> <td data-bbox="624 936 639 1025">2時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="639 1261 655 1377"></td> <td data-bbox="639 1025 655 1261">および</td> <td data-bbox="639 936 655 1025"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="655 1261 671 1377"></td> <td data-bbox="655 1025 671 1261">B.2.3 当直課長は、所要の停止余裕を満足していることを確認する。</td> <td data-bbox="655 936 671 1025">2.4時間 その後の1日に1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="671 1261 687 1377"></td> <td data-bbox="671 1025 687 1261">および</td> <td data-bbox="671 936 687 1025"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="687 1261 703 1377"></td> <td data-bbox="687 1025 703 1261">B.2.4 原子燃料課長は、モード1において、F_NおよびF_Q(Z)が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する。</td> <td data-bbox="687 936 703 1025">7.2時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="703 1261 719 1377"></td> <td data-bbox="703 1025 719 1261">および</td> <td data-bbox="703 936 719 1025"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="719 1261 735 1377"></td> <td data-bbox="719 1025 735 1261">B.2.5 原子燃料課長は、本条件で安全解析の再評価を行い、その結果が運転期間を通じて有効であることを確認し、その結果を当直課長に通知する。</td> <td data-bbox="719 936 735 1025">5日</td> </tr> </tbody> </table>	<p>A.1.2 当直課長は、所要の停止余裕を満足するよう濃縮操作を開始する。</p>	<p>1時間</p>	<p>A.2 当直課長は、モード3におよび</p>	<p>1.2時間</p>	案件	要求される措置	完了時間	B. 制御棒が不整合である場合	B.1 当直課長は、制御棒の不整合を復旧する。	1時間		また、			B.2.1.1 当直課長は、所要の停止余裕を満足していることを確認する。	1時間		また、			B.2.1.2 当直課長は、所要の停止余裕を満足するよう濃縮操作を開始する。	1時間		および			B.2.2 当直課長は、原子炉熱出力を75%以下に下げ、	2時間		および			B.2.3 当直課長は、所要の停止余裕を満足していることを確認する。	2.4時間 その後の1日に1回		および			B.2.4 原子燃料課長は、モード1において、F _N およびF _Q (Z)が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する。	7.2時間		および			B.2.5 原子燃料課長は、本条件で安全解析の再評価を行い、その結果が運転期間を通じて有効であることを確認し、その結果を当直課長に通知する。	5日			
<p>A.1.2 当直課長は、所要の停止余裕を満足するよう濃縮操作を開始する。</p>	<p>1時間</p>																																																		
<p>A.2 当直課長は、モード3におよび</p>	<p>1.2時間</p>																																																		
案件	要求される措置	完了時間																																																	
B. 制御棒が不整合である場合	B.1 当直課長は、制御棒の不整合を復旧する。	1時間																																																	
	また、																																																		
	B.2.1.1 当直課長は、所要の停止余裕を満足していることを確認する。	1時間																																																	
	また、																																																		
	B.2.1.2 当直課長は、所要の停止余裕を満足するよう濃縮操作を開始する。	1時間																																																	
	および																																																		
	B.2.2 当直課長は、原子炉熱出力を75%以下に下げ、	2時間																																																	
	および																																																		
	B.2.3 当直課長は、所要の停止余裕を満足していることを確認する。	2.4時間 その後の1日に1回																																																	
	および																																																		
	B.2.4 原子燃料課長は、モード1において、F _N およびF _Q (Z)が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する。	7.2時間																																																	
	および																																																		
	B.2.5 原子燃料課長は、本条件で安全解析の再評価を行い、その結果が運転期間を通じて有効であることを確認し、その結果を当直課長に通知する。	5日																																																	

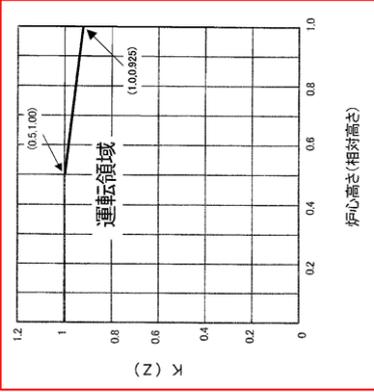
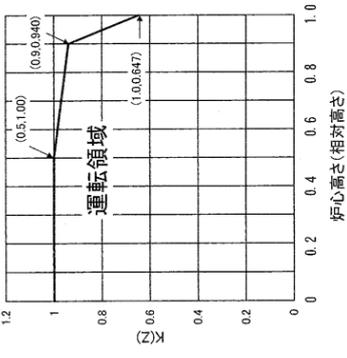
保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要												
	保安規定審査基準	<p>C. 条件Bの措置を完了した後に達成できない場合</p> <p>D. 2本以上の制御棒が不整合である場合</p> <p>D.1.1 当直課長は、所要の停止余裕を満足していることを確認する。</p> <p>D.1.2 当直課長は、所要の停止余裕を満足するよう濃縮操作を開始する。</p> <p>D.2 当直課長は、モード3におよび</p> <p>(熱流束熱水路係数 (F_q(Z)))</p> <p>第30条 モード1において、F_q(Z)は、表30-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. F_q(Z)が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長は、燃料取替後、原子炉熱出力が75%を超える前までに1回、炉内出力分布測定を行い、F_q(Z)を確認し、その結果を当直課長に通知する。その後、原子燃料課長は、モード1において、1ヶ月に1回、炉内出力分布測定を行い、F_q(Z)を確認する。</p> <p>3. 原子燃料課長は、F_q(Z)が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表30-2の措置を講じるとともに、当直課長および計装保修課長に通知する。通知を受けた当直課長および計装保修課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>表30-1</p> <p>1. 1号炉および2号炉</p> <table border="1" data-bbox="1129 943 1251 1368"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">F_q(Z)</td> <td>原子炉熱出力が50%を超える場合、$2.25/P^{*1} \times K(Z)^{*2}$ 以下であること</td> </tr> <tr> <td>原子炉熱出力が50% 以下の場合、4.50×K(Z) 以下であること</td> </tr> <tr> <td>運転上の制限</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉および4号炉</p> <table border="1" data-bbox="1283 943 1404 1368"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">F_q(Z)</td> <td>原子炉熱出力が50%を超える場合、2.32/P×K(Z) 以下であること</td> </tr> <tr> <td>原子炉熱出力が50% 以下の場合、4.64×K(Z) 以下であること</td> </tr> <tr> <td>運転上の制限</td> </tr> <tr> <td>原子炉熱出力が50%を超える場合、2.32/P×K(Z) 以下であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	F _q (Z)	原子炉熱出力が50%を超える場合、 $2.25/P^{*1} \times K(Z)^{*2}$ 以下であること	原子炉熱出力が50% 以下の場合、4.50×K(Z) 以下であること	運転上の制限	項目	運転上の制限	F _q (Z)	原子炉熱出力が50%を超える場合、2.32/P×K(Z) 以下であること	原子炉熱出力が50% 以下の場合、4.64×K(Z) 以下であること	運転上の制限	原子炉熱出力が50%を超える場合、2.32/P×K(Z) 以下であること	<p>高浜1,2号炉への高燃焼度熱流束熱水路係数 (F_q(Z)) を見直す。</p> <p>別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-9 参照</p>	<p>運転管理通達</p> <p>原子燃料管理通達</p>	<p>高浜1,2号炉への高燃焼度燃料の導入に伴い熱流束熱水路係数 (F_q(Z)) を見直す。</p>
項目	運転上の制限																	
F _q (Z)	原子炉熱出力が50%を超える場合、 $2.25/P^{*1} \times K(Z)^{*2}$ 以下であること																	
	原子炉熱出力が50% 以下の場合、4.50×K(Z) 以下であること																	
	運転上の制限																	
項目	運転上の制限																	
F _q (Z)	原子炉熱出力が50%を超える場合、2.32/P×K(Z) 以下であること																	
	原子炉熱出力が50% 以下の場合、4.64×K(Z) 以下であること																	
	運転上の制限																	
	原子炉熱出力が50%を超える場合、2.32/P×K(Z) 以下であること																	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要									
		<p>※1：Pは、原子炉熱出力の定格に対する割合（以下、本条において同じ）。</p> <p>※2：K(Z)は、図30-1に示す炉心高さZに依存するF₀制限係数（以下、本条において同じ）。</p> <p>表30-2</p> <table border="1" data-bbox="359 952 1236 1366"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. F₀(Z)が運転上の制限を満足しない場合</td> <td>A.1 当直課長は、F₀(Z)の運転上の制限の超過分1%あたり原子炉熱出力を1%以上下げ、および A.2 原子燃料課長は、軸方向中性子束出力偏差の許容運転制限範囲をF₀(Z)の運転上の制限の超過分(%)だけ下げ、その結果を当直課長に通知する。 および A.3 計装係課長は、F₀(Z)の運転上の制限の超過分1%あたり出力領域中性子束高トリップ設定値を1%以上下げ、その結果を当直課長に通知する。 および A.4 計装係課長は、F₀(Z)の運転上の制限の超過分1%あたり過大出力ΔT高トリップ設定値を1%以上下げ、その結果を当直課長に通知する。 および A.5 原子燃料課長は、炉内出力分布測定を行い、F₀(Z)およびF_{0,HT}が運転上の制限を満足していない制限値を増加することを確認し、その結果を当直課長に通知する。</td> <td>15分 4時間 8時間 7.2時間 原子炉熱出力が措置A.1の制限値を超過する前</td> </tr> <tr> <td>B. 措置Aを完了する間に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード2にする。</td> <td>1.2時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. F ₀ (Z)が運転上の制限を満足しない場合	A.1 当直課長は、F ₀ (Z)の運転上の制限の超過分1%あたり原子炉熱出力を1%以上下げ、および A.2 原子燃料課長は、軸方向中性子束出力偏差の許容運転制限範囲をF ₀ (Z)の運転上の制限の超過分(%)だけ下げ、その結果を当直課長に通知する。 および A.3 計装係課長は、F ₀ (Z)の運転上の制限の超過分1%あたり出力領域中性子束高トリップ設定値を1%以上下げ、その結果を当直課長に通知する。 および A.4 計装係課長は、F ₀ (Z)の運転上の制限の超過分1%あたり過大出力ΔT高トリップ設定値を1%以上下げ、その結果を当直課長に通知する。 および A.5 原子燃料課長は、炉内出力分布測定を行い、F ₀ (Z)およびF _{0,HT} が運転上の制限を満足していない制限値を増加することを確認し、その結果を当直課長に通知する。	15分 4時間 8時間 7.2時間 原子炉熱出力が措置A.1の制限値を超過する前	B. 措置Aを完了する間に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード2にする。	1.2時間			
条件	要求される措置	完了時間												
A. F ₀ (Z)が運転上の制限を満足しない場合	A.1 当直課長は、F ₀ (Z)の運転上の制限の超過分1%あたり原子炉熱出力を1%以上下げ、および A.2 原子燃料課長は、軸方向中性子束出力偏差の許容運転制限範囲をF ₀ (Z)の運転上の制限の超過分(%)だけ下げ、その結果を当直課長に通知する。 および A.3 計装係課長は、F ₀ (Z)の運転上の制限の超過分1%あたり出力領域中性子束高トリップ設定値を1%以上下げ、その結果を当直課長に通知する。 および A.4 計装係課長は、F ₀ (Z)の運転上の制限の超過分1%あたり過大出力ΔT高トリップ設定値を1%以上下げ、その結果を当直課長に通知する。 および A.5 原子燃料課長は、炉内出力分布測定を行い、F ₀ (Z)およびF _{0,HT} が運転上の制限を満足していない制限値を増加することを確認し、その結果を当直課長に通知する。	15分 4時間 8時間 7.2時間 原子炉熱出力が措置A.1の制限値を超過する前												
B. 措置Aを完了する間に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード2にする。	1.2時間												

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>図30-1 1. 1号炉および2号炉</p>  <p>2. 3号炉および4号炉</p> 	<p>高浜1,2号炉への高燃焼度燃料の導入に伴い核的エンタルピ上昇熱水路係数 ($F^{N_{AH}}$) を見直す。</p> <p>別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-9 参照</p>	<p>運転管理通達</p> <p>原子燃料管理通達</p>	<p>高浜1,2号炉への高燃焼度燃料の導入に伴い核的エンタルピ上昇熱水路係数 ($F^{N_{AH}}$) を見直す。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要														
		<p>3. 原子燃料課長は、$F_{\text{AHT}}^{\text{N}}$が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表31-1-2の措置を講じるとともに、当直課長および計装保修課長に通知する。通知を受けた当直課長および計装保修課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>表31-1-1 1. 1号炉および2号炉</p> <table border="1" data-bbox="432 947 491 1368"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>$F_{\text{AHT}}^{\text{N}}$</td> <td>$1.60(1+0.3(1-P^{*1}))$ 以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉および4号炉</p> <table border="1" data-bbox="547 947 606 1368"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>$F_{\text{AHT}}^{\text{N}}$</td> <td>$1.60(1+0.2(1-P^{*1}))$ 以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：Pは、原子炉熱出力の定格に対する割合</p> <p>表31-2</p> <table border="1" data-bbox="722 947 1276 1368"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. $F_{\text{AHT}}^{\text{N}}$が運転上の制限を満足していない場合^{*2}</td> <td>A.1.1 当直課長は、$F_{\text{AHT}}^{\text{N}}$の運転上の制限を満足させる。 または A.1.2.1 当直課長は、原子炉熱出力を50%以下に下げ、 および A.1.2.2 計装保修課長は、出力領域中性子束高トリップ設定値を55%以下に下げ、その結果を当直課長に通知する。 および A.2 原子燃料課長は、炉内出力分布測定を行い、$F_{\text{AHT}}^{\text{N}}$および$F_{\text{COT}}^{\text{N}}$が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する。 および</td> <td>4時間 4時間 8時間 24時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	$F_{\text{AHT}}^{\text{N}}$	$1.60(1+0.3(1-P^{*1}))$ 以下であること	項目	運転上の制限	$F_{\text{AHT}}^{\text{N}}$	$1.60(1+0.2(1-P^{*1}))$ 以下であること	条件	要求される措置	完了時間	A. $F_{\text{AHT}}^{\text{N}}$ が運転上の制限を満足していない場合 ^{*2}	A.1.1 当直課長は、 $F_{\text{AHT}}^{\text{N}}$ の運転上の制限を満足させる。 または A.1.2.1 当直課長は、原子炉熱出力を50%以下に下げ、 および A.1.2.2 計装保修課長は、出力領域中性子束高トリップ設定値を55%以下に下げ、その結果を当直課長に通知する。 および A.2 原子燃料課長は、炉内出力分布測定を行い、 $F_{\text{AHT}}^{\text{N}}$ および $F_{\text{COT}}^{\text{N}}$ が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する。 および	4時間 4時間 8時間 24時間			
項目	運転上の制限																		
$F_{\text{AHT}}^{\text{N}}$	$1.60(1+0.3(1-P^{*1}))$ 以下であること																		
項目	運転上の制限																		
$F_{\text{AHT}}^{\text{N}}$	$1.60(1+0.2(1-P^{*1}))$ 以下であること																		
条件	要求される措置	完了時間																	
A. $F_{\text{AHT}}^{\text{N}}$ が運転上の制限を満足していない場合 ^{*2}	A.1.1 当直課長は、 $F_{\text{AHT}}^{\text{N}}$ の運転上の制限を満足させる。 または A.1.2.1 当直課長は、原子炉熱出力を50%以下に下げ、 および A.1.2.2 計装保修課長は、出力領域中性子束高トリップ設定値を55%以下に下げ、その結果を当直課長に通知する。 および A.2 原子燃料課長は、炉内出力分布測定を行い、 $F_{\text{AHT}}^{\text{N}}$ および $F_{\text{COT}}^{\text{N}}$ が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する。 および	4時間 4時間 8時間 24時間																	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
	<p>保安規定審査基準</p>	<p>原子炉熱出力が所定の出力以上上昇する前に炉内出力分布測定を50%を超え、$F_{\text{max}}^{\text{N}}/F_{\text{min}}^{\text{N}}$および$F_{\text{max}}^{\text{N}}/F_{\text{min}}^{\text{N}}$が運転上の制限を満および足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する*3。</p> <p>A.3 原子燃料課長は、所定の出力が所定の出力以上上昇する前に炉内出力分布測定を50%を超え、$F_{\text{max}}^{\text{N}}/F_{\text{min}}^{\text{N}}$および$F_{\text{max}}^{\text{N}}/F_{\text{min}}^{\text{N}}$が運転上の制限を満および足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する*3。</p> <p>B. 条件A B.1 当直課長は、モード2に の措置を完了する。 時間を達成できない場合</p> <p>※2：条件Aに至った場合は、$F_{\text{max}}^{\text{N}}$が制限値内に回復しても、A.3の措置を完了しなければならない。 ※3：本措置を実施するために、原子炉熱出力を下げる必要はない。 (計測および制御設備) 第34条 【表34-7 中央制御室外原子炉停止装置 について変更 補足説明資料-10 にて説明】 【表34-2 原子炉保護計装、 表34-3 工学的安全施設等作動計装 について変更 補足説明資料-11 にて説明】</p>	<p>原子炉熱出力が所定の出力以上上昇する前に炉内出力分布測定を50%を超え、$F_{\text{max}}^{\text{N}}/F_{\text{min}}^{\text{N}}$および$F_{\text{max}}^{\text{N}}/F_{\text{min}}^{\text{N}}$が運転上の制限を満および足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する*3。</p> <p>A.3 原子燃料課長は、所定の出力が所定の出力以上上昇する前に炉内出力分布測定を50%を超え、$F_{\text{max}}^{\text{N}}/F_{\text{min}}^{\text{N}}$および$F_{\text{max}}^{\text{N}}/F_{\text{min}}^{\text{N}}$が運転上の制限を満および足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する*3。</p> <p>B. 条件A B.1 当直課長は、モード2に の措置を完了する。 時間を達成できない場合</p> <p>※2：条件Aに至った場合は、$F_{\text{max}}^{\text{N}}$が制限値内に回復しても、A.3の措置を完了しなければならない。 ※3：本措置を実施するために、原子炉熱出力を下げる必要はない。 (計測および制御設備) 第34条 【表34-7 中央制御室外原子炉停止装置 について変更 補足説明資料-10 にて説明】 【表34-2 原子炉保護計装、 表34-3 工学的安全施設等作動計装 について変更 補足説明資料-11 にて説明】</p>	<p>実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に 関する規則解釈(平成 25 年 7 月 9 日)において、 「引き続き低温停止でき る機能を有した装置であ ること」が明確化されたこ との反映</p> <p>別紙「保安規定審査基準の 要求事項に対する保安規 定への記載内容」の補足説 明資料-10 参照</p> <p>安全保護系の設定値につ いて、許可、工認、保安規 定記載値の考え方を整理 し、一部変更する。</p> <p>別紙「保安規定審査基準の 要求事項に対する保安規 定への記載内容」の補足説 明資料-11 参照</p>	<p>運転管理通達</p>	<p>モード要求の変更等について反映 する。 安全保護系の設定値変更について 反映する。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書																
	<p>保安規定審査基準</p> <p>(DNB比) 第35条 モード1において、DNB比は、表35-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. DNB比が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直課長は、モード1において、12時間に1回、1次冷却材温度差、1次冷却材平均温度および1次冷却材圧力が、1号炉および2号炉については図35-1、3号炉および4号炉については図35-2に示す過大温度ΔT高および過大出力ΔT高トリップ設定値制限図の範囲内にあることを確認する。</p> <p>表35-1 1. 1号炉および2号炉</p> <table border="1" data-bbox="608 943 679 1368"> <tr> <td>項目</td> <td>運転上の制限</td> </tr> <tr> <td>DNB比</td> <td>1.35以上であること</td> </tr> </table> <p>2. 3号炉および4号炉</p> <table border="1" data-bbox="708 943 780 1368"> <tr> <td>項目</td> <td>運転上の制限</td> </tr> <tr> <td>DNB比</td> <td>1.17以上であること</td> </tr> </table> <p>図35-1 過大温度ΔT高および過大出力ΔT高トリップ設定値制限図 (1号炉および2号炉)</p>	項目	運転上の制限	DNB比	1.35以上であること	項目	運転上の制限	DNB比	1.17以上であること	<p>記載すべき内容</p> <p>(DNB比) 第35条 モード1において、DNB比は、表35-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. DNB比が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直課長は、モード1において、12時間に1回、1次冷却材温度差、1次冷却材平均温度および1次冷却材圧力が、1号炉および2号炉については図35-1、3号炉および4号炉については図35-2に示す過大温度ΔT高および過大出力ΔT高トリップ設定値制限図の範囲内にあることを確認する。</p> <p>表35-1 1. 1号炉および2号炉</p> <table border="1" data-bbox="608 943 679 1368"> <tr> <td>項目</td> <td>運転上の制限</td> </tr> <tr> <td>DNB比</td> <td>1.35以上であること</td> </tr> </table> <p>2. 3号炉および4号炉</p> <table border="1" data-bbox="708 943 780 1368"> <tr> <td>項目</td> <td>運転上の制限</td> </tr> <tr> <td>DNB比</td> <td>1.17以上であること</td> </tr> </table> <p>図35-1 過大温度ΔT高および過大出力ΔT高トリップ設定値制限図 (1号炉および2号炉)</p>	項目	運転上の制限	DNB比	1.35以上であること	項目	運転上の制限	DNB比	1.17以上であること	<p>記載の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 高浜1,2号炉への高燃焼度燃料の導入に伴いDNB比を見直す。 別紙「保安規定審査基準への記載内容」の補足説明資料-9 参照 安全保護系の設定値について、許可、工認、保安規定記載値の考え方を整理し、一部変更する。 別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-11 参照 	<p>該当規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> 運転管理通達 原子燃料管理通達 	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 高浜1,2号炉への高燃焼度燃料の導入に伴いDNB比を見直す。
項目	運転上の制限																				
DNB比	1.35以上であること																				
項目	運転上の制限																				
DNB比	1.17以上であること																				
項目	運転上の制限																				
DNB比	1.35以上であること																				
項目	運転上の制限																				
DNB比	1.17以上であること																				
	<p>保安規定審査基準</p> <p>(DNB比) 第35条 モード1において、DNB比は、表35-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. DNB比が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直課長は、モード1において、12時間に1回、1次冷却材温度差、1次冷却材平均温度および1次冷却材圧力が、1号炉および2号炉については図35-1、3号炉および4号炉については図35-2に示す過大温度ΔT高および過大出力ΔT高トリップ設定値制限図の範囲内にあることを確認する。</p> <p>表35-1 1. 1号炉および2号炉</p> <table border="1" data-bbox="608 943 679 1368"> <tr> <td>項目</td> <td>運転上の制限</td> </tr> <tr> <td>DNB比</td> <td>1.35以上であること</td> </tr> </table> <p>2. 3号炉および4号炉</p> <table border="1" data-bbox="708 943 780 1368"> <tr> <td>項目</td> <td>運転上の制限</td> </tr> <tr> <td>DNB比</td> <td>1.17以上であること</td> </tr> </table> <p>図35-1 過大温度ΔT高および過大出力ΔT高トリップ設定値制限図 (1号炉および2号炉)</p>	項目	運転上の制限	DNB比	1.35以上であること	項目	運転上の制限	DNB比	1.17以上であること	<p>記載すべき内容</p> <p>(DNB比) 第35条 モード1において、DNB比は、表35-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. DNB比が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直課長は、モード1において、12時間に1回、1次冷却材温度差、1次冷却材平均温度および1次冷却材圧力が、1号炉および2号炉については図35-1、3号炉および4号炉については図35-2に示す過大温度ΔT高および過大出力ΔT高トリップ設定値制限図の範囲内にあることを確認する。</p> <p>表35-1 1. 1号炉および2号炉</p> <table border="1" data-bbox="608 943 679 1368"> <tr> <td>項目</td> <td>運転上の制限</td> </tr> <tr> <td>DNB比</td> <td>1.35以上であること</td> </tr> </table> <p>2. 3号炉および4号炉</p> <table border="1" data-bbox="708 943 780 1368"> <tr> <td>項目</td> <td>運転上の制限</td> </tr> <tr> <td>DNB比</td> <td>1.17以上であること</td> </tr> </table> <p>図35-1 過大温度ΔT高および過大出力ΔT高トリップ設定値制限図 (1号炉および2号炉)</p>	項目	運転上の制限	DNB比	1.35以上であること	項目	運転上の制限	DNB比	1.17以上であること	<p>記載の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 高浜1,2号炉への高燃焼度燃料の導入に伴いDNB比を見直す。 別紙「保安規定審査基準への記載内容」の補足説明資料-9 参照 安全保護系の設定値について、許可、工認、保安規定記載値の考え方を整理し、一部変更する。 別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-11 参照 	<p>該当規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> 運転管理通達 原子燃料管理通達 	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 高浜1,2号炉への高燃焼度燃料の導入に伴いDNB比を見直す。
項目	運転上の制限																				
DNB比	1.35以上であること																				
項目	運転上の制限																				
DNB比	1.17以上であること																				
項目	運転上の制限																				
DNB比	1.35以上であること																				
項目	運転上の制限																				
DNB比	1.17以上であること																				

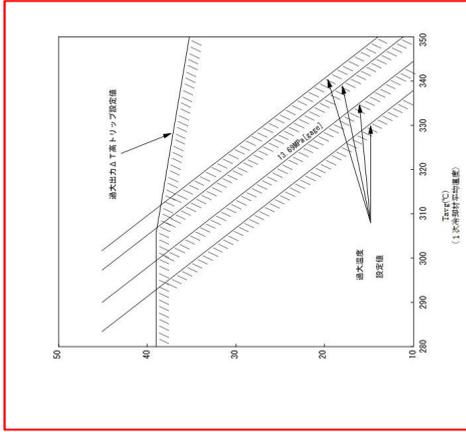
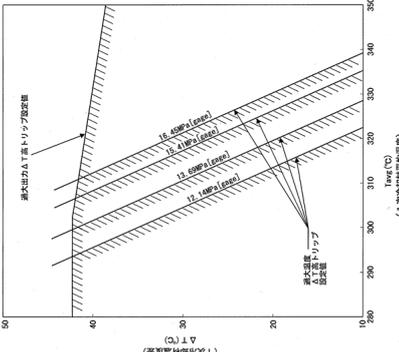


図35-2 過大温度 ΔT 高および過大出力 ΔT 高トリップ設定値制限図
(3号炉および4号炉)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
		<p>トリップ設定値制限図 (3号炉および4号炉)</p>  <p>(1) 次冷却材漏えい率 第47条 モード1、2、3および4において、原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置は、表47-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置が、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 計装係修課長は、定期事業者検査時に、凝縮液量測定装置の機能の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 計装係修課長は、定期事業者検査時に、1号炉および2号炉の原子炉格納容器サンプ水位計の機能の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(3) 電気係修課長は、定期事業者検査時に、1号炉および2号炉の炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置の機能の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(4) 原子炉係修課長は、定期事業者検査時に、3号炉および4号炉の原子炉格納容器サンプ水位計の機能の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(5) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1日に1回、1号炉および2号炉の原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置を用いて、また、モード1および2において、1日に1回、凝縮液</p>	<ul style="list-style-type: none"> 別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-12 参照 	<ul style="list-style-type: none"> 運転管理通達 	<ul style="list-style-type: none"> 1号及び2号に対する原子炉格納容器内への漏えい率の測定等について反映する。 	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
		<p>量測定装置を用いて、原子炉格納容器内への漏えい率を確認する*1。 なお、原子炉格納容器サンプ水位計、炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置または凝縮液量測定装置のいずれかが動作不能である場合、当直課長は、8時間に1回、動作不能な計器により原子炉格納容器内への漏えい率を確認する。 <u>(6)当直課長は、モード1、2、3および4において、1日に1回、3号炉および4号炉の原子炉格納容器サンプ水位計を用いて、また、モード1および2において、1日に1回、凝縮液量測定装置を用いて、原子炉格納容器内への漏えい率を確認する*1。</u> なお、原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置のどちらかが動作不能である場合、当直課長は、8時間に1回、動作可能な計器により原子炉格納容器内への漏えい率を確認する。 3. 当直課長は、原子炉格納容器内への漏えい率または原子炉格納容器内漏えい監視装置が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表47-2の措置を講じる。</p> <p>※1：原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置により測定される漏えい率が0.23 m³/hを上回っている状態で運転を継続する場合は、1日に1回、1次冷却材のインベントリ収支、格納容器ガスモニタ、格納容器じんあいモニタ等により運転上の制限を満足していることを確認しなければならない。</p>				

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要												
	<p>保安規定審査基準</p>	<p>表47-1 1. 1号炉および2号炉</p> <table border="1" data-bbox="247 696 721 1368"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器内への漏えい率</td> <td> <p>(1) 原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことが確認されていない漏えい率（以下、「未確認の漏えい率」という。）が $0.23 \text{ m}^3/\text{h}$ 以下であること^{※2}</p> <p>(2) 原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことは確認されているが1次冷却系からの漏えいでないことが確認されていない漏えい率（以下、「原子炉冷却材圧力バウンダリ以外からの漏えい率」という。）が $2.3 \text{ m}^3/\text{h}$ 以下であること</p> <p>(1) モード1および2において、 原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置または凝縮液量測定装置^{※3}が動作可能であること</p> <p>(2) モード3および4において、原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置が動作可能であること</p> </td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内漏えい監視装置</td> <td> <p>(1) モード1および2において、 原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置または凝縮液量測定装置^{※3}が動作可能であること</p> <p>(2) モード3および4において、原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置が動作可能であること</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉および4号炉</p> <table border="1" data-bbox="769 696 1034 1368"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器内への漏えい率</td> <td> <p>(1) 原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される未確認の漏えい率が $0.23 \text{ m}^3/\text{h}$ 以下であること</p> <p>(2) 原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される原子炉冷却材圧力バウンダリ以外からの漏えい率が $2.3 \text{ m}^3/\text{h}$ 以下であること</p> <p>(1) モード1および2において、 原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置^{※3}が動作可能であること</p> <p>(2) モード3および4において、原子炉格納容器サンプ水位計が動作可能であること</p> </td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内漏えい監視装置</td> <td> <p>(1) モード1および2において、 原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置^{※3}が動作可能であること</p> <p>(2) モード3および4において、原子炉格納容器サンプ水位計が動作可能であること</p> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器内への漏えい率	<p>(1) 原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことが確認されていない漏えい率（以下、「未確認の漏えい率」という。）が $0.23 \text{ m}^3/\text{h}$ 以下であること^{※2}</p> <p>(2) 原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことは確認されているが1次冷却系からの漏えいでないことが確認されていない漏えい率（以下、「原子炉冷却材圧力バウンダリ以外からの漏えい率」という。）が $2.3 \text{ m}^3/\text{h}$ 以下であること</p> <p>(1) モード1および2において、 原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置または凝縮液量測定装置^{※3}が動作可能であること</p> <p>(2) モード3および4において、原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置が動作可能であること</p>	原子炉格納容器内漏えい監視装置	<p>(1) モード1および2において、 原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置または凝縮液量測定装置^{※3}が動作可能であること</p> <p>(2) モード3および4において、原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置が動作可能であること</p>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器内への漏えい率	<p>(1) 原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される未確認の漏えい率が $0.23 \text{ m}^3/\text{h}$ 以下であること</p> <p>(2) 原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される原子炉冷却材圧力バウンダリ以外からの漏えい率が $2.3 \text{ m}^3/\text{h}$ 以下であること</p> <p>(1) モード1および2において、 原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置^{※3}が動作可能であること</p> <p>(2) モード3および4において、原子炉格納容器サンプ水位計が動作可能であること</p>	原子炉格納容器内漏えい監視装置	<p>(1) モード1および2において、 原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置^{※3}が動作可能であること</p> <p>(2) モード3および4において、原子炉格納容器サンプ水位計が動作可能であること</p>	<p>記載の考え方</p>	<p>該当規定文書</p>	<p>社内規定文書</p>	<p>記載内容の概要</p>
項目	運転上の制限																	
原子炉格納容器内への漏えい率	<p>(1) 原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことが確認されていない漏えい率（以下、「未確認の漏えい率」という。）が $0.23 \text{ m}^3/\text{h}$ 以下であること^{※2}</p> <p>(2) 原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことは確認されているが1次冷却系からの漏えいでないことが確認されていない漏えい率（以下、「原子炉冷却材圧力バウンダリ以外からの漏えい率」という。）が $2.3 \text{ m}^3/\text{h}$ 以下であること</p> <p>(1) モード1および2において、 原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置または凝縮液量測定装置^{※3}が動作可能であること</p> <p>(2) モード3および4において、原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置が動作可能であること</p>																	
原子炉格納容器内漏えい監視装置	<p>(1) モード1および2において、 原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置または凝縮液量測定装置^{※3}が動作可能であること</p> <p>(2) モード3および4において、原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置が動作可能であること</p>																	
項目	運転上の制限																	
原子炉格納容器内への漏えい率	<p>(1) 原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される未確認の漏えい率が $0.23 \text{ m}^3/\text{h}$ 以下であること</p> <p>(2) 原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される原子炉冷却材圧力バウンダリ以外からの漏えい率が $2.3 \text{ m}^3/\text{h}$ 以下であること</p> <p>(1) モード1および2において、 原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置^{※3}が動作可能であること</p> <p>(2) モード3および4において、原子炉格納容器サンプ水位計が動作可能であること</p>																	
原子炉格納容器内漏えい監視装置	<p>(1) モード1および2において、 原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置^{※3}が動作可能であること</p> <p>(2) モード3および4において、原子炉格納容器サンプ水位計が動作可能であること</p>																	
		<p>※2：炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置によって測定される漏えい率は全て未確認の漏えい率とみなすものとする。</p> <p>※3：凝縮液量測定装置の健全性を確認するための点検または洗浄により、原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置の指示値が変動する場合は除く。</p> <p>第51条 モード1、2および3（1次冷却材圧力が $6.89 \text{ MPa}[\text{gauge}]$ を超える場合）^{※1}において、蓄圧タンク^並は、表51-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 蓄圧タンクが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード1、2および3（1次冷却材圧力が $6.89 \text{ MPa}[\text{gauge}]$ を超える場合）において、蓄圧タンクのほう素濃度、ほう酸水量および圧力を表51-2で定める頻度で確認する。</p>	<p>運転管理通達</p> <p>原子燃料管理通達</p>	<p>高浜1,2号炉への高燃焼度燃料の導入に伴い蓄圧タンクのほう素濃度を見直す。</p>	<p>高浜1,2号炉への高燃焼度燃料の導入に伴い蓄圧タンクのほう素濃度を見直す。</p>													

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要																													
	<p>保安規定審査基準</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>なお、燃料取扱替用水タンクからの補給または1次冷却系の加熱以外の理由により、蓄圧タンク水位計で、1号炉および2号炉については3cm以上、3号炉および4号炉については計器スパンの3%以上の水位増加が確認された場合は、6時間以内に当該タンクのほう素濃度を確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード1、2および3（1次冷却材圧力が6.89MPa(gage)を超える場合）において、1日に1回、蓄圧タンクの全ての出口弁が全開であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、蓄圧タンクが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表5.1-3の措置を講じる。</p> <p>※1：原子炉起動時のモード3（1次冷却材圧力が6.89MPa(gage)を超えた時点）から、全ての出口弁が全開となるまでの間は除く（以下、本条において同じ）。</p> <p>※2：1号炉および2号炉についてはアキユムレータ、3号炉および4号炉については蓄圧タンクをいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>表5.1-1</p> <table border="1" data-bbox="778 936 901 1361"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄圧タンク*</td> <td>(1) ほう素濃度、ほう酸水量および圧力が表5.1-2で定める制限値内にあること</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 出口弁が全開であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：蓄圧タンクは、重大事故等対処設備を兼ねる。蓄圧タンクが運転上の制限を逸脱した場合は、第8.5条（表8.5-4）の運転上の制限も確認する。（中略）</p> <p>表5.1-2</p> <table border="1" data-bbox="1045 936 1289 1361"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">制限値</th> <th rowspan="2">確認頻度</th> </tr> <tr> <th>1号炉および2号炉</th> <th>3号炉および4号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう素濃度</td> <td>2,600 ppm以上</td> <td>2,800 ppm以上</td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水量（有効水量）</td> <td>29.0 m³以上</td> <td>29.0 m³以上</td> <td>1日に1回</td> </tr> <tr> <td>圧力</td> <td>4.04 MPa(gage)以上</td> <td>4.04 MPa(gage)以上</td> <td>1日に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>表5.1-3</p> <table border="1" data-bbox="1332 936 1412 1361"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 蓄圧タンク1基のほう素濃度が</td> <td>A.1 当直課長は、当該蓄圧タンクの</td> <td>7.2時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	蓄圧タンク*	(1) ほう素濃度、ほう酸水量および圧力が表5.1-2で定める制限値内にあること		(2) 出口弁が全開であること	項目	制限値		確認頻度	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉	ほう素濃度	2,600 ppm以上	2,800 ppm以上	3ヶ月に1回	ほう酸水量（有効水量）	29.0 m ³ 以上	29.0 m ³ 以上	1日に1回	圧力	4.04 MPa(gage)以上	4.04 MPa(gage)以上	1日に1回	条件	要求される措置	完了時間	A. 蓄圧タンク1基のほう素濃度が	A.1 当直課長は、当該蓄圧タンクの	7.2時間			
項目	運転上の制限																																		
蓄圧タンク*	(1) ほう素濃度、ほう酸水量および圧力が表5.1-2で定める制限値内にあること																																		
	(2) 出口弁が全開であること																																		
項目	制限値		確認頻度																																
	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉																																	
ほう素濃度	2,600 ppm以上	2,800 ppm以上	3ヶ月に1回																																
ほう酸水量（有効水量）	29.0 m ³ 以上	29.0 m ³ 以上	1日に1回																																
圧力	4.04 MPa(gage)以上	4.04 MPa(gage)以上	1日に1回																																
条件	要求される措置	完了時間																																	
A. 蓄圧タンク1基のほう素濃度が	A.1 当直課長は、当該蓄圧タンクの	7.2時間																																	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要				
		<p>制限値を満足していない場合</p> <p>B. 蓄圧タンク1基が条件A以外の理由により、運転上の制限を満足していない場合</p> <p>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</p> <p>C.1 当直課長は、モード3にする。および</p> <p>C.2 当直課長は、1次冷却材圧力を6.89 MPa[gage]以下に下げ、</p> <p>D. 蓄圧タンク2基以上が運転上の制限を満足していない場合</p> <p>D.1 当直課長は、モード3にする。および</p> <p>D.2 当直課長は、モード4にする。および</p> <p>D.3 当直課長は、モード5にする。</p>	<p>高浜1,2号炉への高燃焼度燃料の導入に伴い燃料取替用水タンクのほう素濃度を見直す。</p> <p>・ 別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-9 参照</p>	<p>・ 運転管理通達</p> <p>・ 原子燃料管理通達</p>	<p>・ 高浜1,2号炉への高燃焼度燃料の導入に伴い燃料取替用水タンクのほう素濃度を見直す。</p>				
		<p>(燃料取替用水タンク)</p> <p>第54条 モード1、2、3および4において、燃料取替用水タンクは、表54-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 燃料取替用水タンクが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード1、2、3および4において、燃料取替用水タンクのほう素濃度を表54-2で定める頻度で確認する。</p> <p>3. 当直課長は、燃料取替用水タンクが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表54-3の措置を講じる。</p>	<p>高浜1,2号炉への高燃焼度燃料の導入に伴い燃料取替用水タンクのほう素濃度を見直す。</p> <p>・ 別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-9 参照</p>	<p>・ 運転管理通達</p> <p>・ 原子燃料管理通達</p>	<p>・ 高浜1,2号炉への高燃焼度燃料の導入に伴い燃料取替用水タンクのほう素濃度を見直す。</p>				
		<p>表54-1</p> <table border="1" data-bbox="1244 936 1340 1379"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料取替用水タンク*</td> <td>ほう素濃度およびほう酸水量が表54-2で定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：燃料取替用水タンクは、重大事故等対処設備を兼ねる。 燃料取替用水タンクが運転上の制限を逸脱し</p>	項目	運転上の制限	燃料取替用水タンク*	ほう素濃度およびほう酸水量が表54-2で定める制限値内にあること	<p>高浜1,2号炉への高燃焼度燃料の導入に伴い燃料取替用水タンクのほう素濃度を見直す。</p> <p>・ 別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-9 参照</p>	<p>・ 運転管理通達</p> <p>・ 原子燃料管理通達</p>	<p>・ 高浜1,2号炉への高燃焼度燃料の導入に伴い燃料取替用水タンクのほう素濃度を見直す。</p>
項目	運転上の制限								
燃料取替用水タンク*	ほう素濃度およびほう酸水量が表54-2で定める制限値内にあること								

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要																								
	<p>保安規定審査基準</p>	<p>た場合は、第85条(表85-14)の運転上の制限も確認する。</p> <p>表54-2</p> <table border="1" data-bbox="295 936 464 1364"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> <th>確認頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉および2号炉</td> <td>3号炉および4号炉</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ほう素濃度</td> <td>2,600 ppm以上</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水量(有効水量)</td> <td>1,325 m³以上</td> <td>1週間に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>表54-3</p> <table border="1" data-bbox="507 943 895 1364"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 燃料取替用水タンクのほう素濃度が制限値を満足していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、ほう素濃度を制限値内に回復させる。</td> <td>8時間</td> </tr> <tr> <td>B. 燃料取替用水タンクのほう酸水量が制限値を満足していない場合</td> <td>B.1 当直課長は、ほう酸水量を制限値内に回復させる。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当直課長は、モード3にする。および C.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(原子炉格納容器スプレイス) 第58条 モード1、2、3および4において、原子炉格納容器スプレイス系は、表58-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器スプレイス系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電室長は、定期事業者検査時に、1号炉および2号炉の内部スプレイスポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないことを確認する。</p> <p>(2) 発電室長は、定期事業者検査時に、3号炉および4号炉の格納容器スプレイスポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および表58-3に定める事項を確認する。</p> <p>(3) 発電室長は、定期事業者検査時に、1号炉および2号炉については内部スプレイスポンプ、3号炉および4号炉については格納容器スプレイスポンプが、機械信号により起動することを確認する。</p> <p>(4) 発電室長は、定期事業者検査時に、原子炉格納容器スプレイス系の自動作動弁が、機械信号により正</p>	項目	制限値	確認頻度	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉		ほう素濃度	2,600 ppm以上	1ヶ月に1回	ほう酸水量(有効水量)	1,325 m ³ 以上	1週間に1回	条件	要求される措置	完了時間	A. 燃料取替用水タンクのほう素濃度が制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、ほう素濃度を制限値内に回復させる。	8時間	B. 燃料取替用水タンクのほう酸水量が制限値を満足していない場合	B.1 当直課長は、ほう酸水量を制限値内に回復させる。	1時間	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。および C.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	<p>・ 高浜1,2号炉への高燃焼度燃料の導入に伴い苛性ソーダ溶液量を見直す。</p> <p>・ 別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-9 参照</p>	<p>・ 運転管理通達</p> <p>・ 原子燃料管理通達</p>	<p>社内規定文書</p>	<p>記載内容の概要</p>
項目	制限値	確認頻度																												
1号炉および2号炉	3号炉および4号炉																													
ほう素濃度	2,600 ppm以上	1ヶ月に1回																												
ほう酸水量(有効水量)	1,325 m ³ 以上	1週間に1回																												
条件	要求される措置	完了時間																												
A. 燃料取替用水タンクのほう素濃度が制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、ほう素濃度を制限値内に回復させる。	8時間																												
B. 燃料取替用水タンクのほう酸水量が制限値を満足していない場合	B.1 当直課長は、ほう酸水量を制限値内に回復させる。	1時間																												
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。および C.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																												

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要																		
	<p>保安規定審査基準</p>	<p>しい位置へ作動することを確認する。</p> <p>(5) 当直課長は、定期事業者検査時に、施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(6) 当直課長は、よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度および苛性ソーダ溶液量を表58-2に定める頻度で確認する。</p> <p>(7) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1ヶ月に1回、1号炉および2号炉については4号の内部スプレポンプ、3号炉および4号炉については2号の格納容器スプレイポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>(8) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1ヶ月に1回、原子炉格納容器スプレイ系の弁の開閉確認を行い、弁の動作に異常のないこと、確認する際に操作した弁が、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、原子炉格納容器スプレイ系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表58-4の措置を講じる。</p> <p>表58-1</p> <table border="1" data-bbox="762 931 906 1379"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ系※1</td> <td>(1) 2系統が動作可能であること (2) よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度および苛性ソーダ溶液量が表58-2に定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉格納容器スプレイ系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 原子炉格納容器スプレイ系が動作不能時は、第85条（表85-4および表85-6）の運転上の制限も確認する。</p> <p>表58-2</p> <table border="1" data-bbox="1066 931 1289 1379"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">制限値</th> <th rowspan="2">確認頻度</th> </tr> <tr> <th>1号炉および2号炉</th> <th>3号炉および4号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>苛性ソーダ濃度</td> <td>30 wt%以上</td> <td>30 wt%以上</td> <td>定期事業者検査時</td> </tr> <tr> <td>苛性ソーダ溶液量（有効水量）</td> <td>11.2 m³以上</td> <td>11.7 m³以上</td> <td>モード1、2、3および4において6ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p> <p>(津波防護施設) 第68条の2 モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、津波防護施設は、表68の2-1で定める</p>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器スプレイ系※1	(1) 2系統が動作可能であること (2) よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度および苛性ソーダ溶液量が表58-2に定める制限値内にあること	項目	制限値		確認頻度	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉	苛性ソーダ濃度	30 wt%以上	30 wt%以上	定期事業者検査時	苛性ソーダ溶液量（有効水量）	11.2 m ³ 以上	11.7 m ³ 以上	モード1、2、3および4において6ヶ月に1回	<p>記載の考え方</p> <p>潮位観測システム（防護用）に対して、運転上の制限を満足していることの確認の内</p>	<p>該当規定文書</p> <p>運転管理通達</p>	<p>社内規定文書</p> <p>潮位観測システム（防護用）について、運転上の制限等を反映する。</p>
項目	運転上の制限																						
原子炉格納容器スプレイ系※1	(1) 2系統が動作可能であること (2) よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度および苛性ソーダ溶液量が表58-2に定める制限値内にあること																						
項目	制限値		確認頻度																				
	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉																					
苛性ソーダ濃度	30 wt%以上	30 wt%以上	定期事業者検査時																				
苛性ソーダ溶液量（有効水量）	11.2 m ³ 以上	11.7 m ³ 以上	モード1、2、3および4において6ヶ月に1回																				

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要						
	<p>事項を運転上の制限とする。 2. 津波防護施設が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 計装保修課長は、定期事業者検査時に潮位観測システム（防護用）のうち潮位計（潮位検出器、監視モニタ（モニタ、電源箱、演算装置））（以下、本条において「潮位計」という。）の設置値確認および動作の確認を行い、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、1日に1回、ゲート落下機構の電源系および制御系に異常がないこと、ならびに潮位計が動作可能であることを確認する。</p> <p>(3) 土木建築課長は、モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、1ヶ月に1回、開放している取水路防潮ゲートの外観点検を行い、動作可能であることを確認する。</p> <p>(4) 電気保修課長は、モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、1ヶ月に1回、潮位観測システム（防護用）のうち衛星電話（津波防護用）（以下、本条において「衛星電話（津波防護用）」という。）の通話確認を実施する。</p> <p>3. 計装保修課長、土木建築課長または電気保修課長は、津波防護施設が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、当直課長に通知する。当直課長は、通知を受けた場合、または津波防護施設が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表68の2-2の措置を講じるとともに照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p>	<p>表68の2-1</p> <table border="1" data-bbox="1050 931 1262 1379"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">津波防護施設</td> <td>(1) 取水路防潮ゲートが2系統^{**1}のゲート落下機構により動作可能^{**2}であること</td> </tr> <tr> <td>(2) 潮位計3台が動作可能^{**3}であること</td> </tr> <tr> <td>(3) 衛星電話（津波防護用）4台^{**4}が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：2系統とは機械式クラッチおよび電磁式クラッチのゲート落下機構をいう。 ※2：動作可能とは、遠隔閉止信号により、ゲートが落下できることをいう（外部電源喪失時も含む）。なお、閉止しているゲートについては、動作可能とみなす（以下、本条において同じ）。</p>	項目	運転上の制限	津波防護施設	(1) 取水路防潮ゲートが2系統 ^{**1} のゲート落下機構により動作可能 ^{**2} であること	(2) 潮位計3台が動作可能 ^{**3} であること	(3) 衛星電話（津波防護用）4台 ^{**4} が動作可能であること	<p>容、満足していない場合に要求される措置及び要求される措置の完了時間を保安規定に反映</p> <p>潮位観測システム（防護用）については、別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料36参照</p>			
項目	運転上の制限											
津波防護施設	(1) 取水路防潮ゲートが2系統 ^{**1} のゲート落下機構により動作可能 ^{**2} であること											
	(2) 潮位計3台が動作可能 ^{**3} であること											
	(3) 衛星電話（津波防護用）4台 ^{**4} が動作可能であること											

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要																
	<p>保安規定審査基準</p>	<p>※3：動作可能とは、潮位計による潮位の観測、潮位変化量の演算および潮位変化量の表示、警報の発信ができることという（以下、本条において同じ）。</p> <p>※4：衛星電話（津波防護用）4台とは、A中央制御室およびB中央制御室の各々2台をいう。また、衛星電話（津波防護用）には、衛星電話（固定）と兼用するものをA中央制御室およびB中央制御室で各々1台含めることができる（以下、本条において同じ）。</p> <p>※5：衛星電話（津波防護用）と兼用する衛星電話（固定）が動作不能時は、第85条（表85-20）の運転上の制限も確認する。</p> <p>（中略） （制御用空気系） 第69条 モード1、2、3および4において、制御用空気系は、表69-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 制御用空気系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 （1）当直課長は、モード1、2、3および4において、1日に1回、制御用空気圧力を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、制御用空気系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表69-1の措置を講じる。</p> <p>表69-1 1. 1号炉および2号炉</p> <table border="1" data-bbox="869 929 981 1220"> <tr> <td>項目</td> <td>運転上の制限</td> </tr> <tr> <td>計器用空気系</td> <td>計器用空気圧力が表69-2で定める制限値内にあること</td> </tr> </table> <p>2. 3号炉および4号炉</p> <table border="1" data-bbox="981 929 1093 1220"> <tr> <td>項目</td> <td>運転上の制限</td> </tr> <tr> <td>格納容器外制御用空気系</td> <td>格納容器外制御用空気圧力が表69-2で定める制限値内にあること</td> </tr> </table> <p>表69-2 1. 1号炉および2号炉</p> <table border="1" data-bbox="1093 929 1204 1220"> <tr> <td>項目</td> <td>制限値</td> </tr> <tr> <td>計器用空気圧力（母管圧力）</td> <td>0.59 MPa〔gauge〕以上</td> </tr> </table> <p>2. 3号炉および4号炉</p> <table border="1" data-bbox="1204 929 1316 1220"> <tr> <td>項目</td> <td>制限値</td> </tr> <tr> <td>格納容器外制御用空気圧力（母管圧力）</td> <td>0.56 MPa〔gauge〕以上</td> </tr> </table> <p>表69-3 条 件 要求される措置 完了時間</p>	項目	運転上の制限	計器用空気系	計器用空気圧力が表69-2で定める制限値内にあること	項目	運転上の制限	格納容器外制御用空気系	格納容器外制御用空気圧力が表69-2で定める制限値内にあること	項目	制限値	計器用空気圧力（母管圧力）	0.59 MPa〔gauge〕以上	項目	制限値	格納容器外制御用空気圧力（母管圧力）	0.56 MPa〔gauge〕以上	<p>保安規定変更に係る基本方針 4.1「LCO等を設定する設備」の考え方より、新規に設定する。</p> <p>別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-13参照</p>	<p>運転管理通達</p> <p>・ 1号及び2号に対して制御用空気圧縮系について追加記載する。</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p>
項目	運転上の制限																				
計器用空気系	計器用空気圧力が表69-2で定める制限値内にあること																				
項目	運転上の制限																				
格納容器外制御用空気系	格納容器外制御用空気圧力が表69-2で定める制限値内にあること																				
項目	制限値																				
計器用空気圧力（母管圧力）	0.59 MPa〔gauge〕以上																				
項目	制限値																				
格納容器外制御用空気圧力（母管圧力）	0.56 MPa〔gauge〕以上																				

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要										
	<p>保安規定審査基準</p>	<table border="1" data-bbox="201 936 440 1379"> <tr> <td data-bbox="201 1211 320 1379">A. 制御用空気圧力が表69-2で定める制限値を満足していない場合</td> <td data-bbox="320 936 440 1211">A.1 当直課長は、当該システムの制御用空気圧力を制限値内に回復させる。</td> <td data-bbox="201 936 320 987">1時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 1211 320 1379">B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td data-bbox="320 936 440 1211">B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5に6時間にする。</td> <td data-bbox="201 936 320 987">12時間</td> </tr> </table> <p>(外部電源) 第73条 モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、外部電源^{※1}は、表73-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 外部電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直課長は、モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、1週間に1回、所要の非常用高圧母線に電力供給可能な外部電源3回線以上の電圧が確立していること、および1回線以上の他の回線に対して独立性を有していることを確認する。 変圧器1次側において1相開放を検知した場合、故障箇所の隔離または非常用母線を健全な電源から受電できるような切替を実施する。 また、予備変圧器から所内負荷へ給電時は、77kV送電線の電流値を確認する。 3. 当直課長は、外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表73-2の措置を講じるとともに、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※1：外部電源とは、電力系統からの電力を第79条および第80条で要求される非常用高圧母線に供給する設備をいう（以下、各条において同じ）。</p> <p>表73-1</p> <table border="1" data-bbox="1206 936 1353 1379"> <tr> <th data-bbox="1206 1211 1353 1263">項目</th> <th data-bbox="1206 936 1353 1211">運転上の制限</th> </tr> <tr> <td data-bbox="1206 1263 1353 1379">外部電源</td> <td data-bbox="1206 936 1353 1263">(1) 3回線^{※2}以上が動作可能であること^{※3} (2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること^{※4※5}</td> </tr> </table> <p>※2：外部電源の回線数は、当該原子炉に対する個々の非常用高圧母線全てに対して電力供給することができる送電所外からの送電線の回線数</p>	A. 制御用空気圧力が表69-2で定める制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、当該システムの制御用空気圧力を制限値内に回復させる。	1時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5に6時間にする。	12時間	項目	運転上の制限	外部電源	(1) 3回線 ^{※2} 以上が動作可能であること ^{※3} (2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること ^{※4※5}	<ul style="list-style-type: none"> 設置許可基準規則第33条（保安電源設備）において外部電源回線数の要求事項が「3回線以上」となったことの反映 設置許可基準規則第33条（保安電源設備）において外部電源の「独立性」が要求事項として追加されたことの反映 1相開放故障についての対応を保安規定に反映 別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-14 参照 	<ul style="list-style-type: none"> 運転管理通達 	<ul style="list-style-type: none"> 1号及び2号に対して3回線要求及び独立性について、変更内容を反映する。
A. 制御用空気圧力が表69-2で定める制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、当該システムの制御用空気圧力を制限値内に回復させる。	1時間													
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5に6時間にする。	12時間													
項目	運転上の制限														
外部電源	(1) 3回線 ^{※2} 以上が動作可能であること ^{※3} (2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること ^{※4※5}														

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原予戸施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要												
	<p>保安規定審査基準</p>	<p>とする（以下、各条において同じ）。</p> <p>※3：送電線事故の瞬停時は、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※4：独立性を有するとは、「送電線の上流において1つの変電所または開閉所だけに連系しないこと」をいう。</p> <p>※5：1つの変電所または開閉所のルートにより供給または受電している場合であっても、設備構成として、別ルートで連系が可能な状態であれば、独立性を有しているとはみなすことができる。</p> <p>表73-2</p> <table border="1" data-bbox="507 949 1324 1379"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値**を認める。 および A.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。</td> <td>4時間 その後の1日に1回 30日</td> </tr> <tr> <td>B. 動作可能な外部電源が2回線である場合</td> <td>B.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値**を認める。 および B.2 当直課長は、動作不能となっていない外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>4時間 その後の1日に1回 30日</td> </tr> <tr> <td>C. 動作可能な外部電源が2回線である場合 および 全ての外部電源が他の</td> <td>C.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値**を認める。 および</td> <td>4時間 その後の1日に1回</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合	A.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値**を認める。 および A.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。	4時間 その後の1日に1回 30日	B. 動作可能な外部電源が2回線である場合	B.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値**を認める。 および B.2 当直課長は、動作不能となっていない外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	4時間 その後の1日に1回 30日	C. 動作可能な外部電源が2回線である場合 および 全ての外部電源が他の	C.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値**を認める。 および	4時間 その後の1日に1回			
条 件	要求される措置	完了時間															
A. 全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合	A.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値**を認める。 および A.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。	4時間 その後の1日に1回 30日															
B. 動作可能な外部電源が2回線である場合	B.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値**を認める。 および B.2 当直課長は、動作不能となっていない外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	4時間 その後の1日に1回 30日															
C. 動作可能な外部電源が2回線である場合 および 全ての外部電源が他の	C.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値**を認める。 および	4時間 その後の1日に1回															

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要												
	保安規定審査基準	<p>記載すべき内容</p> <p>C.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。または、動作不能となつていゝる外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>D.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることをおよび電流値^{*6}を確認する。</p> <p>D.2 当直課長は、動作不能となつていゝる外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。</p>	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要												
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="199 1234 319 1379">回線に対して独立性を有していない場合</td> <td data-bbox="199 1043 319 1234">C.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。または、動作不能となつていゝる外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。</td> <td data-bbox="199 954 319 1043">20日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="319 1234 791 1379">D. 動作可能な外部電源が1回線である場合</td> <td data-bbox="319 1043 791 1234">D.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることをおよび電流値^{*6}を確認する。 D.2 当直課長は、動作不能となつていゝる外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。</td> <td data-bbox="319 954 791 1043">4時間 その後の1日に1回 10日</td> </tr> </table>	回線に対して独立性を有していない場合	C.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。または、動作不能となつていゝる外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	20日	D. 動作可能な外部電源が1回線である場合	D.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることをおよび電流値 ^{*6} を確認する。 D.2 当直課長は、動作不能となつていゝる外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	4時間 その後の1日に1回 10日										
回線に対して独立性を有していない場合	C.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。または、動作不能となつていゝる外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	20日																
D. 動作可能な外部電源が1回線である場合	D.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることをおよび電流値 ^{*6} を確認する。 D.2 当直課長は、動作不能となつていゝる外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	4時間 その後の1日に1回 10日																
		<p>表73-2 (続き)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="847 1234 871 1379">条件</th> <th data-bbox="847 1043 871 1234">要求される措置</th> <th data-bbox="847 954 871 1043">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="871 1234 1110 1379">E. 動作可能な外部電源が1回線である場合 および ディーゼル発電機1基が動作不能である場合^{*7}</td> <td data-bbox="871 1043 1110 1234">E.1 当直課長は、動作不能となつていゝる外部電源1回線またはディーゼル発電機1基を復旧する^{*7}。</td> <td data-bbox="871 954 1110 1043">12時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1110 1234 1254 1379">F. 全ての外部電源が動作不能である場合</td> <td data-bbox="1110 1043 1254 1234">F.1 当直課長は、動作不能となつていゝる外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。</td> <td data-bbox="1110 954 1254 1043">24時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1254 1234 1323 1379">G. モード1、2、3および4において</td> <td data-bbox="1254 1043 1323 1234">G.1 当直課長は、モード3にする。 および</td> <td data-bbox="1254 954 1323 1043">12時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	E. 動作可能な外部電源が1回線である場合 および ディーゼル発電機1基が動作不能である場合 ^{*7}	E.1 当直課長は、動作不能となつていゝる外部電源1回線またはディーゼル発電機1基を復旧する ^{*7} 。	12時間	F. 全ての外部電源が動作不能である場合	F.1 当直課長は、動作不能となつていゝる外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	24時間	G. モード1、2、3および4において	G.1 当直課長は、モード3にする。 および	12時間				
条件	要求される措置	完了時間																
E. 動作可能な外部電源が1回線である場合 および ディーゼル発電機1基が動作不能である場合 ^{*7}	E.1 当直課長は、動作不能となつていゝる外部電源1回線またはディーゼル発電機1基を復旧する ^{*7} 。	12時間																
F. 全ての外部電源が動作不能である場合	F.1 当直課長は、動作不能となつていゝる外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	24時間																
G. モード1、2、3および4において	G.1 当直課長は、モード3にする。 および	12時間																

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>て、条件 A、B、 C、D、E またはFの 措置を完了 時間内に達 成できない 場合</p> <p>H. モード5、 6および使 用済燃料ピ ットに燃料 体を貯蔵し ている期間 において、 条件A、 B、C、 D、Eまた はFの措置 を完了時間 内に達成で きない場合</p> <p>H.1 原子燃料課長は、 照射済燃料移動中 の場合は、照射済 燃料の移動を中止 する*。 および H.2 当直課長は、1次 冷却材中のほう素 濃度が低下する操 作を全て中止す る。 および H.3 当直課長は、1次 冷却系の水抜きを 行っている場合は 水抜きを中止す る。</p> <p>※6：電流値の確認については、77kV送電線の電流 値を確認する。（予備変圧器から所内負荷へ給 電時） ※7：モード1、2、3および4以外においては、 ディーゼル発電機には、非常用発電機1基を含 めることができる。非常用発電機とは、所要の 電力供給が可能なものをいう。 ※8：移動中の燃料を所定の位置に移動すること を妨げるものではない。</p> <p>(ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空 気) 第76条 所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑 油および始動用空気は、表76-1で定める事項を 運転上の制限とする。 2. 所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および 始動用空気が前項で定める運転上の制限を満足し ていることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直課長は、1ヶ月に1回、所要のディーゼル 発電機の燃料油貯油そのの油量、潤滑油タンクの 油量および始動用空気ため圧力を確認する。 3. 当直課長は、所要のディーゼル発電機の燃料油、 潤滑油または始動用空気が第1項で定める運転上 の制限を満足していないと判断した場合、表76- 3の措置を講じる。</p>	<p>56時間</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>ディーゼル発電機2台が定 格負荷で7日間運転する 場合に必要な重油量とす ることの反映</p>	<p>運転管理通達</p>	<p>燃料貯油そのの油量について、変 更内容を反映する。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原予炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要																																																																																																											
	<p>保安規定審査基準</p>	<p>表76-1</p> <table border="1" data-bbox="225 954 395 1368"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所要のディーゼル発電機の燃料油貯油そのの油量^{*1}、潤滑油タンクの油量および始動用空気だめ圧力が表76-2に定める制限値内にあること^{*2}</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：燃料油貯油そのの油量は、重大事故等対処設備を兼ねる。 燃料油貯油そのの油量を確認する場合は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認する。 ※2：予備潤滑運転(ターニング、エアラン)を行う場合、運転上の制限を適用しない。 ※3：ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は、運転上の制限を適用しない。</p> <p>表76-2</p> <table border="1" data-bbox="655 696 807 1368"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料油貯油そのの油量(保有油量)</td> <td>1号炉および2号炉 3号炉および4号炉 164 m³ 以上 226 m³ 以上</td> </tr> <tr> <td>潤滑油タンクの油量(保有油量)</td> <td>3.6 m³ 以上 3.6 m³ 以上</td> </tr> <tr> <td>始動用空気だめ圧力</td> <td>2.35 MPa[gage] 以上 2.45 MPa[gage] 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>表76-3</p> <table border="1" data-bbox="855 696 1050 1368"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 燃料油貯油そのの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力が制限値を満足していない場合^{*4}</td> <td>A.1 当直課長は、燃料油貯油そのの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力を制限値内に回復させる。</td> <td>48時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4：燃料油貯油そのの油量、潤滑油タンクの油量および始動用空気だめ圧力の制限値は個別に適用される。</p>	項目	運転上の制限	所要のディーゼル発電機の燃料油貯油そのの油量 ^{*1} 、潤滑油タンクの油量および始動用空気だめ圧力が表76-2に定める制限値内にあること ^{*2}		項目	制限値	燃料油貯油そのの油量(保有油量)	1号炉および2号炉 3号炉および4号炉 164 m ³ 以上 226 m ³ 以上	潤滑油タンクの油量(保有油量)	3.6 m ³ 以上 3.6 m ³ 以上	始動用空気だめ圧力	2.35 MPa[gage] 以上 2.45 MPa[gage] 以上	条件	要求される措置	完了時間	A. 燃料油貯油そのの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力が制限値を満足していない場合 ^{*4}	A.1 当直課長は、燃料油貯油そのの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力を制限値内に回復させる。	48時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに	<p>表76-1</p> <p>所要のディーゼル発電機の燃料油貯油そのの油量^{*1}、潤滑油タンクの油量および始動用空気だめ圧力が表76-2に定める制限値内にあること^{*2}</p> <p>※1：燃料油貯油そのの油量は、重大事故等対処設備を兼ねる。 燃料油貯油そのの油量を確認する場合は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認する。 ※2：予備潤滑運転(ターニング、エアラン)を行う場合、運転上の制限を適用しない。 ※3：ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は、運転上の制限を適用しない。</p> <p>表76-2</p> <table border="1" data-bbox="655 696 807 1368"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料油貯油そのの油量(保有油量)</td> <td>1号炉および2号炉 3号炉および4号炉 164 m³ 以上 226 m³ 以上</td> </tr> <tr> <td>潤滑油タンクの油量(保有油量)</td> <td>3.6 m³ 以上 3.6 m³ 以上</td> </tr> <tr> <td>始動用空気だめ圧力</td> <td>2.35 MPa[gage] 以上 2.45 MPa[gage] 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>表76-3</p> <table border="1" data-bbox="855 696 1050 1368"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 燃料油貯油そのの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力が制限値を満足していない場合^{*4}</td> <td>A.1 当直課長は、燃料油貯油そのの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力を制限値内に回復させる。</td> <td>48時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4：燃料油貯油そのの油量、潤滑油タンクの油量および始動用空気だめ圧力の制限値は個別に適用される。</p>	項目	制限値	燃料油貯油そのの油量(保有油量)	1号炉および2号炉 3号炉および4号炉 164 m ³ 以上 226 m ³ 以上	潤滑油タンクの油量(保有油量)	3.6 m ³ 以上 3.6 m ³ 以上	始動用空気だめ圧力	2.35 MPa[gage] 以上 2.45 MPa[gage] 以上	条件	要求される措置	完了時間	A. 燃料油貯油そのの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力が制限値を満足していない場合 ^{*4}	A.1 当直課長は、燃料油貯油そのの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力を制限値内に回復させる。	48時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに	<p>表76-1</p> <p>所要のディーゼル発電機の燃料油貯油そのの油量^{*1}、潤滑油タンクの油量および始動用空気だめ圧力が表76-2に定める制限値内にあること^{*2}</p> <p>※1：燃料油貯油そのの油量は、重大事故等対処設備を兼ねる。 燃料油貯油そのの油量を確認する場合は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認する。 ※2：予備潤滑運転(ターニング、エアラン)を行う場合、運転上の制限を適用しない。 ※3：ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は、運転上の制限を適用しない。</p> <p>表76-2</p> <table border="1" data-bbox="655 696 807 1368"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料油貯油そのの油量(保有油量)</td> <td>1号炉および2号炉 3号炉および4号炉 164 m³ 以上 226 m³ 以上</td> </tr> <tr> <td>潤滑油タンクの油量(保有油量)</td> <td>3.6 m³ 以上 3.6 m³ 以上</td> </tr> <tr> <td>始動用空気だめ圧力</td> <td>2.35 MPa[gage] 以上 2.45 MPa[gage] 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>表76-3</p> <table border="1" data-bbox="855 696 1050 1368"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 燃料油貯油そのの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力が制限値を満足していない場合^{*4}</td> <td>A.1 当直課長は、燃料油貯油そのの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力を制限値内に回復させる。</td> <td>48時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4：燃料油貯油そのの油量、潤滑油タンクの油量および始動用空気だめ圧力の制限値は個別に適用される。</p>	項目	制限値	燃料油貯油そのの油量(保有油量)	1号炉および2号炉 3号炉および4号炉 164 m ³ 以上 226 m ³ 以上	潤滑油タンクの油量(保有油量)	3.6 m ³ 以上 3.6 m ³ 以上	始動用空気だめ圧力	2.35 MPa[gage] 以上 2.45 MPa[gage] 以上	条件	要求される措置	完了時間	A. 燃料油貯油そのの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力が制限値を満足していない場合 ^{*4}	A.1 当直課長は、燃料油貯油そのの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力を制限値内に回復させる。	48時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに	<p>表76-1</p> <p>所要のディーゼル発電機の燃料油貯油そのの油量^{*1}、潤滑油タンクの油量および始動用空気だめ圧力が表76-2に定める制限値内にあること^{*2}</p> <p>※1：燃料油貯油そのの油量は、重大事故等対処設備を兼ねる。 燃料油貯油そのの油量を確認する場合は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認する。 ※2：予備潤滑運転(ターニング、エアラン)を行う場合、運転上の制限を適用しない。 ※3：ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は、運転上の制限を適用しない。</p> <p>表76-2</p> <table border="1" data-bbox="655 696 807 1368"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料油貯油そのの油量(保有油量)</td> <td>1号炉および2号炉 3号炉および4号炉 164 m³ 以上 226 m³ 以上</td> </tr> <tr> <td>潤滑油タンクの油量(保有油量)</td> <td>3.6 m³ 以上 3.6 m³ 以上</td> </tr> <tr> <td>始動用空気だめ圧力</td> <td>2.35 MPa[gage] 以上 2.45 MPa[gage] 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>表76-3</p> <table border="1" data-bbox="855 696 1050 1368"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 燃料油貯油そのの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力が制限値を満足していない場合^{*4}</td> <td>A.1 当直課長は、燃料油貯油そのの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力を制限値内に回復させる。</td> <td>48時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4：燃料油貯油そのの油量、潤滑油タンクの油量および始動用空気だめ圧力の制限値は個別に適用される。</p>	項目	制限値	燃料油貯油そのの油量(保有油量)	1号炉および2号炉 3号炉および4号炉 164 m ³ 以上 226 m ³ 以上	潤滑油タンクの油量(保有油量)	3.6 m ³ 以上 3.6 m ³ 以上	始動用空気だめ圧力	2.35 MPa[gage] 以上 2.45 MPa[gage] 以上	条件	要求される措置	完了時間	A. 燃料油貯油そのの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力が制限値を満足していない場合 ^{*4}	A.1 当直課長は、燃料油貯油そのの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力を制限値内に回復させる。	48時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに	<p>表76-1</p> <p>所要のディーゼル発電機の燃料油貯油そのの油量^{*1}、潤滑油タンクの油量および始動用空気だめ圧力が表76-2に定める制限値内にあること^{*2}</p> <p>※1：燃料油貯油そのの油量は、重大事故等対処設備を兼ねる。 燃料油貯油そのの油量を確認する場合は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認する。 ※2：予備潤滑運転(ターニング、エアラン)を行う場合、運転上の制限を適用しない。 ※3：ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は、運転上の制限を適用しない。</p> <p>表76-2</p> <table border="1" data-bbox="655 696 807 1368"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料油貯油そのの油量(保有油量)</td> <td>1号炉および2号炉 3号炉および4号炉 164 m³ 以上 226 m³ 以上</td> </tr> <tr> <td>潤滑油タンクの油量(保有油量)</td> <td>3.6 m³ 以上 3.6 m³ 以上</td> </tr> <tr> <td>始動用空気だめ圧力</td> <td>2.35 MPa[gage] 以上 2.45 MPa[gage] 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>表76-3</p> <table border="1" data-bbox="855 696 1050 1368"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 燃料油貯油そのの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力が制限値を満足していない場合^{*4}</td> <td>A.1 当直課長は、燃料油貯油そのの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力を制限値内に回復させる。</td> <td>48時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4：燃料油貯油そのの油量、潤滑油タンクの油量および始動用空気だめ圧力の制限値は個別に適用される。</p>	項目	制限値	燃料油貯油そのの油量(保有油量)	1号炉および2号炉 3号炉および4号炉 164 m ³ 以上 226 m ³ 以上	潤滑油タンクの油量(保有油量)	3.6 m ³ 以上 3.6 m ³ 以上	始動用空気だめ圧力	2.35 MPa[gage] 以上 2.45 MPa[gage] 以上	条件	要求される措置	完了時間	A. 燃料油貯油そのの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力が制限値を満足していない場合 ^{*4}	A.1 当直課長は、燃料油貯油そのの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力を制限値内に回復させる。	48時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに	<p>表76-1</p> <p>所要のディーゼル発電機の燃料油貯油そのの油量^{*1}、潤滑油タンクの油量および始動用空気だめ圧力が表76-2に定める制限値内にあること^{*2}</p> <p>※1：燃料油貯油そのの油量は、重大事故等対処設備を兼ねる。 燃料油貯油そのの油量を確認する場合は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認する。 ※2：予備潤滑運転(ターニング、エアラン)を行う場合、運転上の制限を適用しない。 ※3：ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は、運転上の制限を適用しない。</p> <p>表76-2</p> <table border="1" data-bbox="655 696 807 1368"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料油貯油そのの油量(保有油量)</td> <td>1号炉および2号炉 3号炉および4号炉 164 m³ 以上 226 m³ 以上</td> </tr> <tr> <td>潤滑油タンクの油量(保有油量)</td> <td>3.6 m³ 以上 3.6 m³ 以上</td> </tr> <tr> <td>始動用空気だめ圧力</td> <td>2.35 MPa[gage] 以上 2.45 MPa[gage] 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>表76-3</p> <table border="1" data-bbox="855 696 1050 1368"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 燃料油貯油そのの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力が制限値を満足していない場合^{*4}</td> <td>A.1 当直課長は、燃料油貯油そのの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力を制限値内に回復させる。</td> <td>48時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4：燃料油貯油そのの油量、潤滑油タンクの油量および始動用空気だめ圧力の制限値は個別に適用される。</p>	項目	制限値	燃料油貯油そのの油量(保有油量)	1号炉および2号炉 3号炉および4号炉 164 m ³ 以上 226 m ³ 以上	潤滑油タンクの油量(保有油量)	3.6 m ³ 以上 3.6 m ³ 以上	始動用空気だめ圧力	2.35 MPa[gage] 以上 2.45 MPa[gage] 以上	条件	要求される措置	完了時間	A. 燃料油貯油そのの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力が制限値を満足していない場合 ^{*4}	A.1 当直課長は、燃料油貯油そのの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力を制限値内に回復させる。	48時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに
項目	運転上の制限																																																																																																																
所要のディーゼル発電機の燃料油貯油そのの油量 ^{*1} 、潤滑油タンクの油量および始動用空気だめ圧力が表76-2に定める制限値内にあること ^{*2}																																																																																																																	
項目	制限値																																																																																																																
燃料油貯油そのの油量(保有油量)	1号炉および2号炉 3号炉および4号炉 164 m ³ 以上 226 m ³ 以上																																																																																																																
潤滑油タンクの油量(保有油量)	3.6 m ³ 以上 3.6 m ³ 以上																																																																																																																
始動用空気だめ圧力	2.35 MPa[gage] 以上 2.45 MPa[gage] 以上																																																																																																																
条件	要求される措置	完了時間																																																																																																															
A. 燃料油貯油そのの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力が制限値を満足していない場合 ^{*4}	A.1 当直課長は、燃料油貯油そのの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力を制限値内に回復させる。	48時間																																																																																																															
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに																																																																																																															
項目	制限値																																																																																																																
燃料油貯油そのの油量(保有油量)	1号炉および2号炉 3号炉および4号炉 164 m ³ 以上 226 m ³ 以上																																																																																																																
潤滑油タンクの油量(保有油量)	3.6 m ³ 以上 3.6 m ³ 以上																																																																																																																
始動用空気だめ圧力	2.35 MPa[gage] 以上 2.45 MPa[gage] 以上																																																																																																																
条件	要求される措置	完了時間																																																																																																															
A. 燃料油貯油そのの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力が制限値を満足していない場合 ^{*4}	A.1 当直課長は、燃料油貯油そのの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力を制限値内に回復させる。	48時間																																																																																																															
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに																																																																																																															
項目	制限値																																																																																																																
燃料油貯油そのの油量(保有油量)	1号炉および2号炉 3号炉および4号炉 164 m ³ 以上 226 m ³ 以上																																																																																																																
潤滑油タンクの油量(保有油量)	3.6 m ³ 以上 3.6 m ³ 以上																																																																																																																
始動用空気だめ圧力	2.35 MPa[gage] 以上 2.45 MPa[gage] 以上																																																																																																																
条件	要求される措置	完了時間																																																																																																															
A. 燃料油貯油そのの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力が制限値を満足していない場合 ^{*4}	A.1 当直課長は、燃料油貯油そのの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力を制限値内に回復させる。	48時間																																																																																																															
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに																																																																																																															
項目	制限値																																																																																																																
燃料油貯油そのの油量(保有油量)	1号炉および2号炉 3号炉および4号炉 164 m ³ 以上 226 m ³ 以上																																																																																																																
潤滑油タンクの油量(保有油量)	3.6 m ³ 以上 3.6 m ³ 以上																																																																																																																
始動用空気だめ圧力	2.35 MPa[gage] 以上 2.45 MPa[gage] 以上																																																																																																																
条件	要求される措置	完了時間																																																																																																															
A. 燃料油貯油そのの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力が制限値を満足していない場合 ^{*4}	A.1 当直課長は、燃料油貯油そのの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力を制限値内に回復させる。	48時間																																																																																																															
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに																																																																																																															
項目	制限値																																																																																																																
燃料油貯油そのの油量(保有油量)	1号炉および2号炉 3号炉および4号炉 164 m ³ 以上 226 m ³ 以上																																																																																																																
潤滑油タンクの油量(保有油量)	3.6 m ³ 以上 3.6 m ³ 以上																																																																																																																
始動用空気だめ圧力	2.35 MPa[gage] 以上 2.45 MPa[gage] 以上																																																																																																																
条件	要求される措置	完了時間																																																																																																															
A. 燃料油貯油そのの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力が制限値を満足していない場合 ^{*4}	A.1 当直課長は、燃料油貯油そのの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力を制限値内に回復させる。	48時間																																																																																																															
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに																																																																																																															
項目	制限値																																																																																																																
燃料油貯油そのの油量(保有油量)	1号炉および2号炉 3号炉および4号炉 164 m ³ 以上 226 m ³ 以上																																																																																																																
潤滑油タンクの油量(保有油量)	3.6 m ³ 以上 3.6 m ³ 以上																																																																																																																
始動用空気だめ圧力	2.35 MPa[gage] 以上 2.45 MPa[gage] 以上																																																																																																																
条件	要求される措置	完了時間																																																																																																															
A. 燃料油貯油そのの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力が制限値を満足していない場合 ^{*4}	A.1 当直課長は、燃料油貯油そのの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力を制限値内に回復させる。	48時間																																																																																																															
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに																																																																																																															

・ 高浜1,2号炉への高燃焼度燃料の導入に伴いモード6において、1次冷却材中のほう素濃度を見直す

・ 運転管理通達
・ 原子燃料管理通達

・ 高浜1,2号炉への高燃焼度燃料の導入に伴いモード6における1次冷却材中のほう素濃度を見直す。
・ 別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-9 参照

(1) 1次冷却材中のほう素濃度 -モード6-
第81条 モード6において、1次冷却材中のほう素濃度は、表81-1で定める事項を運転上の制限とする。
2. 1次冷却材中のほう素濃度が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
(1) 当直課長は、モード6において、3日に1回、1次冷却材中のほう素濃度を確認する。
(2) 原子燃料課長は、原子炉格納容器内の燃料装荷および燃料取出作業前において、ほう素希釈ラインが隔離されていることを確認する。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要														
	<p>保安規定審査基準</p>	<p>3. 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表81-2の措置を講じるとともに、燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>表81-1</p> <p>1. 1号炉および2号炉</p> <table border="1" data-bbox="416 943 491 1368"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却材中のほう素濃度</td> <td>2,600 ppm 以上であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉および4号炉</p> <table border="1" data-bbox="512 943 587 1368"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却材中のほう素濃度</td> <td>2,800 ppm 以上であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表81-2</p> <table border="1" data-bbox="655 943 991 1368"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 1次冷却材中のほう素濃度が運転上の制限を満足しない場合</td> <td>A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する*1。 A.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 A.3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度の運転上の制限を満足させる措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p> <p>(原子炉格納容器貫通部) 第83条 モード5および6において、原子炉格納容器貫通部は、表83-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 原子炉格納容器貫通部が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料装卸および燃料取出作業前に、原子炉格納容器貫通部の状態を確認する。 3. 原子燃料課長および各課(室)長は、原子炉格納容器貫通部が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表83-2の措置を講じるとともに、当直課長に通知する。</p>	項目	運転上の制限	1次冷却材中のほう素濃度	2,600 ppm 以上であること	項目	運転上の制限	1次冷却材中のほう素濃度	2,800 ppm 以上であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 1次冷却材中のほう素濃度が運転上の制限を満足しない場合	A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する*1。 A.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 A.3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度の運転上の制限を満足させる措置を開始する。	速やかに	<p>・ 停止時における新規制基準への対応により格納容器加圧事象の想定が必要となったことから保安規定に反映する。</p> <p>・ 別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-15 参照</p>	<p>・ 運転管理通達</p>	<p>・ 1号及び2号に対して格納容器貫通部の運用変更について反映する。</p>
項目	運転上の制限																		
1次冷却材中のほう素濃度	2,600 ppm 以上であること																		
項目	運転上の制限																		
1次冷却材中のほう素濃度	2,800 ppm 以上であること																		
条件	要求される措置	完了時間																	
A. 1次冷却材中のほう素濃度が運転上の制限を満足しない場合	A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する*1。 A.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 A.3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度の運転上の制限を満足させる措置を開始する。	速やかに																	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要				
	保安規定審査基準	<p>表 8 3 - 1</p> <table border="1" data-bbox="225 958 464 1368"> <thead> <tr> <th data-bbox="225 1267 248 1368">項目</th> <th data-bbox="225 958 248 1267">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="248 1267 464 1368">原子炉格納容器貫通部</td> <td data-bbox="248 958 464 1267"> (1) 機器ハッチが全ボルトで閉じられていること※1 (2) 各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること※2 (3) その他の貫通部のうち、隔離弁については閉止可能であること※2、隔離弁以外については閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること※3 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉格納容器内で燃料移動を行っていない場合は、速やかに閉止できることを条件に以下のいずれかを満足する場合に開放することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1次冷却材ポンプ停止中で余熱除去システムによる冷却時、加圧器安全弁が健全であることおよび加圧器水位が10%から30%の範囲内にある場合。 ・原子炉キャビティ水位が1号炉および2号炉についてはEL 31.0 m 以上、3号炉および4号炉についてはEL 31.4 m 以上である場合。 <p>※2：閉止可能であることは、閉止状態であることを含む。</p> <p>※3：原子炉格納容器内で燃料移動を行っていない場合は、速やかに閉止できることを条件に開放することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器貫通部	(1) 機器ハッチが全ボルトで閉じられていること※1 (2) 各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること※2 (3) その他の貫通部のうち、隔離弁については閉止可能であること※2、隔離弁以外については閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること※3				
項目	運転上の制限									
原子炉格納容器貫通部	(1) 機器ハッチが全ボルトで閉じられていること※1 (2) 各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること※2 (3) その他の貫通部のうち、隔離弁については閉止可能であること※2、隔離弁以外については閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること※3									

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要						
	<p>保安規定審査基準</p>	<p>表 8 3 - 2</p> <table border="1" data-bbox="225 958 603 1368"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉格納容器が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料移動を中止する*4。 および A.2各課(室)長は、原子炉格納容器貫通部の運転上の制限復旧のための措置を開始する。 および A.3 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認*5する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。 ※5：運転中のポンプについては運転状態により確認する。</p> <p>(重大事故等対処設備) 第 8 5 条 次の各号の重大事故等対処設備は、表 8 5 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。 (1) 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備 (2) 1 次冷却系のフィードアンドブリードをするための設備 (3) 炉心注水をするための設備 (4) 1 次冷却系の減圧をするための設備 (5) 原子炉格納容器スプレイ等をするための設備 (6) 原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備 (7) 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却(注水)をするための設備 (8) 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却(蒸気放出)をするための設備 (9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 (10) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 (11) 使用済燃料ピットの冷却等のための設備 (12) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 (13) 重大事故等の取束に必要なとなる水の供給設備 (14) 電源設備 (15) 計装設備 (16) 中央制御室 (17) 監視測定設備 (18) 緊急時対策所</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉格納容器が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料移動を中止する*4。 および A.2各課(室)長は、原子炉格納容器貫通部の運転上の制限復旧のための措置を開始する。 および A.3 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認*5する措置を開始する。	速やかに	<p>審査基準の変更を踏まえ重大事故等対処設備について、運転上の制限を満足していることの確認の内容及び満足していない場合に要求される措置の完了時間を保安規定に反映する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-16~20参照 別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料(2)LCO、AOT及びサーベイランスの設定参照 	<p>・ 運転管理通達</p>	<p>・ 1号及び2号に対して重大事故等対処設備について記載する。</p>
条件	要求される措置	完了時間									
A. 原子炉格納容器が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料移動を中止する*4。 および A.2各課(室)長は、原子炉格納容器貫通部の運転上の制限復旧のための措置を開始する。 および A.3 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認*5する措置を開始する。	速やかに									

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要				
	<p>保安規定審査基準</p>	<p>(19) 通信連絡を行うために必要な設備 (20) その他の設備 2. 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 各課(室)長(品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長(総務)、技術課長、保全計画課長、土木建築課長、電気工事グループ課長、機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長(以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。)を除く。)は、表85-2から表85-2-1に定める確認事項を実施する。また、各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、その結果を発電室長または当直課長に通知する。 3. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、重大事故等対処設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表85-2から表85-2-1の措置を講じるとともに必要に応じ関係各課(室)長へ通知する。通知を受けた関係各課(室)長は、同表に定める措置を講じる。</p> <p>表85-1</p> <table border="1" data-bbox="738 954 997 1368"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1項で定める重大事故等対処設備</td> <td>(1) 表85-2、表85-1-2* 1、表85-1-6、表85-1-8および表85-2-0に定める機能、系統数および所要数がそれぞれの適用モードにおいて動作可能であること (2) 表85-3から表85-1-5* 5*2、表85-1-7、表85-1-9および表85-2-1については、各表内に定める*3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：85-1-2-3が該当 ※2：表85-3から表85-1-5のうち、表85-1-2については、85-1-2-1、85-1-2-1の2、85-1-2-2および85-1-2-2の2が該当 ※3：可搬型設備の系統には、資機材等を含む。</p> <p>表85-1-1 水素曝発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 85-1-1-1 水素排出、放射性物質の濃度低減(省略) 表85-1-7 中央制御室 85-1-7-1 居住性の確保および汚染の持ち込み防止(省略)</p>	項目	運転上の制限	第1項で定める重大事故等対処設備	(1) 表85-2、表85-1-2* 1、表85-1-6、表85-1-8および表85-2-0に定める機能、系統数および所要数がそれぞれの適用モードにおいて動作可能であること (2) 表85-3から表85-1-5* 5*2、表85-1-7、表85-1-9および表85-2-1については、各表内に定める*3	<p>別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-21参照 別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料(2)LCO、AOT及びサーベイランスの設定参照 アニュラス空気浄化設備</p>	<p>運転管理通達</p>	<p>アニュラス空気浄化設備について、「原子炉制御室の居住性を確保するための重大事故等対処設備」として位置づけられたことに伴い、中央制御室の居住性の濃度低減の目的を定める。 なお、実施する手順については従来から整備しており、記載に変更はない。</p>
項目	運転上の制限								
第1項で定める重大事故等対処設備	(1) 表85-2、表85-1-2* 1、表85-1-6、表85-1-8および表85-2-0に定める機能、系統数および所要数がそれぞれの適用モードにおいて動作可能であること (2) 表85-3から表85-1-5* 5*2、表85-1-7、表85-1-9および表85-2-1については、各表内に定める*3								

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
<p>8. サーベイランスの実施方法については、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるといふことを確認（以下「実条件性能確認」という。）するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法を含む。）が定められていること。また、サーベイランス及び要求される措置を実施する時期の延長に関する考え方、サーベイランスの際の LCO の取扱い等が定められていること。</p> <p>9. LCO を逸脱した場合について、事象発見から LCO に係る判断までの対応目安時間等を組織内規程等に定めること及び要求される措置等の取扱方法が定められていること。</p> <p>10. LCO に係る記録の作成について定められていること。</p> <p>11. LCO を逸脱した場合のほか、緊急遮断等の異常発生時や監視項目が警報設定値を超過するなどの異状があった場合の基本的対応事項及び講ずべき措置並びに異常収束後の措置について定められていること。</p>	<p>(運転上の制限の確認) 第 87 条 【変更なし】</p> <p>(運転上の制限を満足しない場合) 第 88 条 【変更なし】</p> <p>(運転上の制限に関する記録) 第 90 条 【変更なし】</p> <p>(運転管理業務) 第 13 条の 2 各課(室)長は、運転モードに応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。 (1) 発電室長は、原子炉施設(系統より切離されている施設^{※1}を除く)の運転に関する次の業務を実施する。 (a) 原子炉施設の運転に必要な監視項目^{※2}を定め、中央制御室における監視、第 14 条第 1 項および第 2 項の巡視点検によって、施設の運転監視を実施し、その結果、異状があれば関係各課(室)長に通知する。 (b) 運転操作(系統管理を含む)に係る事項を定め運用する。 (c) 原子炉施設に係る警報発信時の対応内容を定め運用する。 (d) 原子炉施設の設備故障および事故発生時の対応内容を定め運用する。</p>	<p>新たに追加される原子炉施設に対する巡視点検を実施する確認者について反映。</p> <p>・ 新たに追加される原子炉施設に対する巡視点検を実施する確認者について反映。</p>	<p>1号及び2号に対して重大事故等対処設備の巡視点検を追加するとともに、可搬型設備の巡視点検について追加する。</p>	<p>社内規定文書</p>	<p>記載内容の概要</p>	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原予炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	保安規定審査基準	<p>(2) 各課(室)長は、系統より切離されている施設に関する次の業務を実施する。</p> <p>(a) 第14条第3項の巡視点検を実施する。その結果、設備故障があれば関係各課(室)長に通知する。</p> <p>(b) 作業に伴う機器操作に係る事項を定め運用する。</p> <p>(c) 原予炉施設の設備故障および事故発生時の対応内容を定め運用する。</p> <p>(3) 発電室長は、運転操作(系統管理を含む)が必要な場合は、関係各課(室)長の依頼に基づき、第1号(b)による運転操作(系統管理を含む)を実施する。また、関係各課(室)長は、発電室長から引き渡された範囲に対して、必要な作業を行う。</p> <p>(4) 各課(室)長は、第3節(第87条から第90条を除く)各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するために原予炉施設の定期的な試験・確認等の計画を定め、実施する。なお、原予炉起動前の施設および設備の点検については、第17条に従い実施する。</p> <p>※1：系統より切離されている施設とは、可搬設備、緊急時対策所設備および通信連絡を行うために必要な設備等をいう。</p> <p>※2：運転に必要な監視項目とは、第3節(第87条から第90条を除く)各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するための監視項目等をいう。</p> <p>(異常時の基本的な対応) 第91条 【変更なし】 (異常時の措置) 第92条 【変更なし】</p> <p>【添付1 異常時の運転操作基準(第92条関連)参照】</p> <p>(異常収束後の措置) 第93条 【変更なし】</p> <p>(電源機能喪失時等の体制の整備) 第18条の7 【削除】</p>	<p>・ 高浜1,2号炉における異常時の異常時の運転操作基準について、炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する手順を記載</p>	<p>・ 運転管理通達</p>	<p>・ 高浜1,2号炉における異常時の運転操作基準について、炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する手順を記載</p>
<p>12. LCOが設定されている設備等について、予防保全を目的とした</p>	<p>(予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合) 第89条 各課(室)長(品質保証室長、品質保証室</p>	<p>・ 保安計画に基づき定期的に行う点検・保守を実施</p>	<p>・ 保安計画に基づき定期的に行う点検・保守を実施</p>	<p>・ 運転管理通達</p>	<p>・ 保安計画に基づき、予防保全を目的とした点検・保守作業について追</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書
	<p>保安作業をその機能が要求されている発電用原子炉の状態においてやむを得ず行う場合には、当該保安作業が限定され、原則としてAOT内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率的リスク評価（PRA：Probabilistic Risk Assessment）等を用いて措置の有効性を検証することが定められていていること。</p>	<p>課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長（総務）、技術課長、保全計画課長、電気工事グループ課長、機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長（以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。）を除く。）は、予防保全を目的とした点検・保守を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足しないかと判断した場合に要求される措置^{*1}を要求される完了時間の範囲内で実施する^{**}。なお、運用方法については、表88-1の例に準拠するものとす。</p> <p>2. 各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、予防保全を目的とした点検・保守を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置^{*1}を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する^{**}。</p> <p>3. 各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、表89-1で定める設備について、保全計画に基づき定期的に行う点検・保守を実施する場合は、同表に定める点検時の措置^{*1}を実施する。</p> <p>4. 第1項、第2項および第3項の実施については、第88条第1項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。</p> <p>5. 各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、第1項、第2項または第3項に基づく点検・保守を行う場合、関係課（室）長と協議し実施する。</p> <p>6. 第1項、第2項および第3項の実施に当たっては、運転上の制限外へ移行した時点を点検・保守に対する完了時間の起点とする。</p> <p>7. 第1項を実施する場合、各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、運転上の制限外に移行する前に、運転上の制限外に移行した段階で要求される措置^{*2}を順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。</p> <p>8. 第1項、第2項または第3項に基づき運転上の制限外に移行する場合は、第88条第3項、第7項、第8項、第9項および第10項に準拠する。なお、第3項に基づき運転上の制限外に移行する場合は、「要求される措置」を「点検時の措置」に読み替えるものとす。</p> <p>9. 各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、第1項または第3項の場合において要求される措置または点検時の措置を完了時間内に実施できなかつた場合は第2項の場合において安全措置を満足できなかった場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断する。</p> <p>10. 各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、運</p>	<p>する場合は点検時の措置を追記。 ・別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-22 参照</p>		<p>記載内容の概要 加し、予め代替措置を定める。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要																																		
		<p>転上の制限外へ移行した場合および運転上の制限外から復帰している場合とは判断した場合は当直課長に通知する。</p> <p>11. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、第2項に基づく点検・保修および第3項において、完了時間を超えて点検・保修を実施後、運転上の制限外から復帰している場合とは判断した場合は、原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>※1：措置を定めるにあたっては、確率的リスク評価等を用いて、措置の有効性を検証する。</p> <p>※2：この規定第2項に基づく確認として同様の措置を実施している場合は、これに代えることができる。</p> <p>※3：点検・保修を実施する当該設備等に係る措置および運転上の制限が適用されない状態へ移行する措置を除く。また、複数回の実施要求があるものについては、2回目以降の実施については除く。</p>																																						
		<p>原子炉施設保安規定</p>																																						
		<p>表 89-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>回線番号</th> <th>点検対象設備</th> <th>第89条適用時期</th> <th>点検時の措置</th> <th>実施頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第65条(2)</td> <td>・取水ポンプ用配管 ・電気制御室用配管</td> <td>原子炉1基以上が運転中 モード1、2、3および4以外</td> <td>・異常発生時の対応 ・点検対象の配管が破損している場合は、直ちに修理を行うこととする。</td> <td>点検前⁸⁹ 点検後⁹⁰ その他の1週間以内</td> </tr> <tr> <td>第70条</td> <td>・中央制御室用配管</td> <td>モード1、2、3、4および5</td> <td>・異常発生時の対応 ・点検対象の配管が破損している場合は、直ちに修理を行うこととする。</td> <td>点検前⁸⁹ 点検後⁹⁰ その他の10日に1回</td> </tr> <tr> <td>第73条</td> <td>・外配管</td> <td>モード1、2、3、4、5および6</td> <td>・異常発生時の対応 ・点検対象の配管が破損している場合は、直ちに修理を行うこととする。</td> <td>点検前⁸⁹ 点検後⁹⁰ その他の1日に1回</td> </tr> <tr> <td>第81条(85-4-2)</td> <td>・原子炉1号機 ・原子炉2号機</td> <td>モード5および6</td> <td>・異常発生時の対応 ・点検対象の配管が破損している場合は、直ちに修理を行うこととする。</td> <td>点検前⁸⁹ 点検後⁹⁰ その他の1日に1回</td> </tr> <tr> <td>第85条(85-12-3)</td> <td>・使用済燃料ピット水抜(広域) ・使用済燃料ピット水抜(局域) ・使用済燃料ピットエアダクト ・使用済燃料ピットエアダクト ・使用済燃料ピットエアダクト ・使用済燃料ピットエアダクト</td> <td>使用済燃料ピットに閉鎖 作業を行っている間</td> <td>・異常発生時の対応 ・点検対象の配管が破損している場合は、直ちに修理を行うこととする。</td> <td>点検前⁸⁹ 点検後⁹⁰ その他の1週間以内</td> </tr> <tr> <td>第85条(85-13-1)</td> <td>・冷却水ポンプ(取水用)</td> <td>モード1、2、3、4、5および6以外</td> <td>・異常発生時の対応 ・点検対象の配管が破損している場合は、直ちに修理を行うこととする。</td> <td>点検前⁸⁹ 点検後⁹⁰ その他の1週間以内</td> </tr> </tbody> </table>	回線番号	点検対象設備	第89条適用時期	点検時の措置	実施頻度	第65条(2)	・取水ポンプ用配管 ・電気制御室用配管	原子炉1基以上が運転中 モード1、2、3および4以外	・異常発生時の対応 ・点検対象の配管が破損している場合は、直ちに修理を行うこととする。	点検前 ⁸⁹ 点検後 ⁹⁰ その他の1週間以内	第70条	・中央制御室用配管	モード1、2、3、4および5	・異常発生時の対応 ・点検対象の配管が破損している場合は、直ちに修理を行うこととする。	点検前 ⁸⁹ 点検後 ⁹⁰ その他の10日に1回	第73条	・外配管	モード1、2、3、4、5および6	・異常発生時の対応 ・点検対象の配管が破損している場合は、直ちに修理を行うこととする。	点検前 ⁸⁹ 点検後 ⁹⁰ その他の1日に1回	第81条(85-4-2)	・原子炉1号機 ・原子炉2号機	モード5および6	・異常発生時の対応 ・点検対象の配管が破損している場合は、直ちに修理を行うこととする。	点検前 ⁸⁹ 点検後 ⁹⁰ その他の1日に1回	第85条(85-12-3)	・使用済燃料ピット水抜(広域) ・使用済燃料ピット水抜(局域) ・使用済燃料ピットエアダクト ・使用済燃料ピットエアダクト ・使用済燃料ピットエアダクト ・使用済燃料ピットエアダクト	使用済燃料ピットに閉鎖 作業を行っている間	・異常発生時の対応 ・点検対象の配管が破損している場合は、直ちに修理を行うこととする。	点検前 ⁸⁹ 点検後 ⁹⁰ その他の1週間以内	第85条(85-13-1)	・冷却水ポンプ(取水用)	モード1、2、3、4、5および6以外	・異常発生時の対応 ・点検対象の配管が破損している場合は、直ちに修理を行うこととする。	点検前 ⁸⁹ 点検後 ⁹⁰ その他の1週間以内			
回線番号	点検対象設備	第89条適用時期	点検時の措置	実施頻度																																				
第65条(2)	・取水ポンプ用配管 ・電気制御室用配管	原子炉1基以上が運転中 モード1、2、3および4以外	・異常発生時の対応 ・点検対象の配管が破損している場合は、直ちに修理を行うこととする。	点検前 ⁸⁹ 点検後 ⁹⁰ その他の1週間以内																																				
第70条	・中央制御室用配管	モード1、2、3、4および5	・異常発生時の対応 ・点検対象の配管が破損している場合は、直ちに修理を行うこととする。	点検前 ⁸⁹ 点検後 ⁹⁰ その他の10日に1回																																				
第73条	・外配管	モード1、2、3、4、5および6	・異常発生時の対応 ・点検対象の配管が破損している場合は、直ちに修理を行うこととする。	点検前 ⁸⁹ 点検後 ⁹⁰ その他の1日に1回																																				
第81条(85-4-2)	・原子炉1号機 ・原子炉2号機	モード5および6	・異常発生時の対応 ・点検対象の配管が破損している場合は、直ちに修理を行うこととする。	点検前 ⁸⁹ 点検後 ⁹⁰ その他の1日に1回																																				
第85条(85-12-3)	・使用済燃料ピット水抜(広域) ・使用済燃料ピット水抜(局域) ・使用済燃料ピットエアダクト ・使用済燃料ピットエアダクト ・使用済燃料ピットエアダクト ・使用済燃料ピットエアダクト	使用済燃料ピットに閉鎖 作業を行っている間	・異常発生時の対応 ・点検対象の配管が破損している場合は、直ちに修理を行うこととする。	点検前 ⁸⁹ 点検後 ⁹⁰ その他の1週間以内																																				
第85条(85-13-1)	・冷却水ポンプ(取水用)	モード1、2、3、4、5および6以外	・異常発生時の対応 ・点検対象の配管が破損している場合は、直ちに修理を行うこととする。	点検前 ⁸⁹ 点検後 ⁹⁰ その他の1週間以内																																				
		<p>表 89-1 (続き)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>回線番号</th> <th>点検対象設備</th> <th>第89条適用時期</th> <th>点検時の措置</th> <th>実施頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第85条(85-15-1)</td> <td>・空冷式冷却水ポンプ</td> <td>モード1、2、3、4、5および6以外</td> <td>・異常発生時の対応 ・点検対象の配管が破損している場合は、直ちに修理を行うこととする。</td> <td>点検前⁸⁹ 点検後⁹⁰ その他の1週間以内</td> </tr> <tr> <td>第85条(85-15-2)</td> <td>・電線</td> <td>モード1、2、3、4、5および6以外</td> <td>・異常発生時の対応 ・点検対象の配管が破損している場合は、直ちに修理を行うこととする。</td> <td>点検前⁸⁹ 点検後⁹⁰ その他の1週間以内</td> </tr> <tr> <td>第85条(85-15-4)</td> <td>・蓄電池(3系統)</td> <td>モード1、2、3、4、5および6以外</td> <td>・異常発生時の対応 ・点検対象の配管が破損している場合は、直ちに修理を行うこととする。</td> <td>点検前⁸⁹ 点検後⁹⁰ その他の1週間以内</td> </tr> <tr> <td>第85条(85-15-6)</td> <td>・代用電源設備分電盤 ・代用電源設備分電盤</td> <td>モード1、2、3、4、5および6以外</td> <td>・異常発生時の対応 ・点検対象の配管が破損している場合は、直ちに修理を行うこととする。</td> <td>点検前⁸⁹ 点検後⁹⁰ その他の1週間以内</td> </tr> <tr> <td>第85条(85-15-7)</td> <td>・燃料油ポンプ</td> <td>モード1、2、3、4、5および6以外</td> <td>・異常発生時の対応 ・点検対象の配管が破損している場合は、直ちに修理を行うこととする。</td> <td>点検前⁸⁹ 点検後⁹⁰ その他の1週間以内</td> </tr> </tbody> </table>	回線番号	点検対象設備	第89条適用時期	点検時の措置	実施頻度	第85条(85-15-1)	・空冷式冷却水ポンプ	モード1、2、3、4、5および6以外	・異常発生時の対応 ・点検対象の配管が破損している場合は、直ちに修理を行うこととする。	点検前 ⁸⁹ 点検後 ⁹⁰ その他の1週間以内	第85条(85-15-2)	・電線	モード1、2、3、4、5および6以外	・異常発生時の対応 ・点検対象の配管が破損している場合は、直ちに修理を行うこととする。	点検前 ⁸⁹ 点検後 ⁹⁰ その他の1週間以内	第85条(85-15-4)	・蓄電池(3系統)	モード1、2、3、4、5および6以外	・異常発生時の対応 ・点検対象の配管が破損している場合は、直ちに修理を行うこととする。	点検前 ⁸⁹ 点検後 ⁹⁰ その他の1週間以内	第85条(85-15-6)	・代用電源設備分電盤 ・代用電源設備分電盤	モード1、2、3、4、5および6以外	・異常発生時の対応 ・点検対象の配管が破損している場合は、直ちに修理を行うこととする。	点検前 ⁸⁹ 点検後 ⁹⁰ その他の1週間以内	第85条(85-15-7)	・燃料油ポンプ	モード1、2、3、4、5および6以外	・異常発生時の対応 ・点検対象の配管が破損している場合は、直ちに修理を行うこととする。	点検前 ⁸⁹ 点検後 ⁹⁰ その他の1週間以内								
回線番号	点検対象設備	第89条適用時期	点検時の措置	実施頻度																																				
第85条(85-15-1)	・空冷式冷却水ポンプ	モード1、2、3、4、5および6以外	・異常発生時の対応 ・点検対象の配管が破損している場合は、直ちに修理を行うこととする。	点検前 ⁸⁹ 点検後 ⁹⁰ その他の1週間以内																																				
第85条(85-15-2)	・電線	モード1、2、3、4、5および6以外	・異常発生時の対応 ・点検対象の配管が破損している場合は、直ちに修理を行うこととする。	点検前 ⁸⁹ 点検後 ⁹⁰ その他の1週間以内																																				
第85条(85-15-4)	・蓄電池(3系統)	モード1、2、3、4、5および6以外	・異常発生時の対応 ・点検対象の配管が破損している場合は、直ちに修理を行うこととする。	点検前 ⁸⁹ 点検後 ⁹⁰ その他の1週間以内																																				
第85条(85-15-6)	・代用電源設備分電盤 ・代用電源設備分電盤	モード1、2、3、4、5および6以外	・異常発生時の対応 ・点検対象の配管が破損している場合は、直ちに修理を行うこととする。	点検前 ⁸⁹ 点検後 ⁹⁰ その他の1週間以内																																				
第85条(85-15-7)	・燃料油ポンプ	モード1、2、3、4、5および6以外	・異常発生時の対応 ・点検対象の配管が破損している場合は、直ちに修理を行うこととする。	点検前 ⁸⁹ 点検後 ⁹⁰ その他の1週間以内																																				

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書										
	<p>保安規定審査基準</p>	<p>表 8-9-1 (続き)</p> <table border="1" data-bbox="231 616 518 1355"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>点検対象設備</th> <th>第 8 条適用時期</th> <th>点検時の措置</th> <th>実施頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 8 条 (8-16-1) (8-16-1の2)</td> <td>・原子炉下部キャビネット水位</td> <td>モード 5</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1. 1号炉および2号炉については、以下の代替ハラムータの計装設備が動作可能であることを確認する。 <代替ハラムータ①> ・燃料貯留タンク水位 ・燃料貯留タンク水位 ・燃料貯留タンク水位 2. 3号炉については、以下の代替ハラムータの計装設備が動作可能であることを確認する。 <代替ハラムータ②> ・燃料貯留タンク水位 ・燃料貯留タンク水位 ・燃料貯留タンク水位 </td> <td>点検前¹⁾ その後の1日に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 4：「他号炉」とは、1号炉については2号炉、2号炉については1号炉を、3号炉については4号炉、4号炉については3号炉をいう</p> <p>※ 5：運転上の制限外に移行する前に順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。</p> <p>※ 6：「動作可能であることを確認」とは、ディーゼル発電機2基^{※7}を起動し動作可能であることを確認する。ただし、第8.9条適用時期が使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間で、かつ、点検期間が30日を超えない場合は、至近の記録により動作可能であることを確認する。</p> <p>※ 7：モード1、2、3および4以外ではディーゼル発電機に非常用発電機1基を含めることができる。</p> <p>※ 8：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※ 9：「動作可能であることを確認」とは、空冷式非常用発電装置1台を起動し動作可能であることを確認する。ただし、点検期間が30日を超えない場合は、至近の記録により動作可能であることを確認する。</p> <p>(構成および定義) 第 1 2 条 (中略)</p> <p>3. この規定において、主要な用語の定義は、各条文中に定めがない場合は、次のとおりとする。 (3) 「重大事故」とは、実用炉規則第 4 条にて掲げる「炉心の著しい損傷」および「核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷」をいう。</p> <p>(原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁管理)</p>	関連条文	点検対象設備	第 8 条適用時期	点検時の措置	実施頻度	第 8 条 (8-16-1) (8-16-1の2)	・原子炉下部キャビネット水位	モード 5	<ul style="list-style-type: none"> 1. 1号炉および2号炉については、以下の代替ハラムータの計装設備が動作可能であることを確認する。 <代替ハラムータ①> ・燃料貯留タンク水位 ・燃料貯留タンク水位 ・燃料貯留タンク水位 2. 3号炉については、以下の代替ハラムータの計装設備が動作可能であることを確認する。 <代替ハラムータ②> ・燃料貯留タンク水位 ・燃料貯留タンク水位 ・燃料貯留タンク水位 	点検前 ¹⁾ その後の1日に1回	<p>保安計画に基づき定期的に行う点検・保守を実施する場の適用時期、点検時の措置及び実施頻度を追記。</p> <p>・別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-3.6 参照</p>	<p>運転管理通達</p>	<p>取水路防潮ゲートに対して保安計画に基づく、予防保全を目的とした点検・保守作業について追加し、予め代替措置を定める。</p>
関連条文	点検対象設備	第 8 条適用時期	点検時の措置	実施頻度											
第 8 条 (8-16-1) (8-16-1の2)	・原子炉下部キャビネット水位	モード 5	<ul style="list-style-type: none"> 1. 1号炉および2号炉については、以下の代替ハラムータの計装設備が動作可能であることを確認する。 <代替ハラムータ①> ・燃料貯留タンク水位 ・燃料貯留タンク水位 ・燃料貯留タンク水位 2. 3号炉については、以下の代替ハラムータの計装設備が動作可能であることを確認する。 <代替ハラムータ②> ・燃料貯留タンク水位 ・燃料貯留タンク水位 ・燃料貯留タンク水位 	点検前 ¹⁾ その後の1日に1回											

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>二 発電用原子炉の運転期間に関すること。</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第8号ニ 【発電用原子炉の運転期間】</p> <p>1. 発電用原子炉の運転期間の範囲内で、発電用原子炉を運転することが定められていること。</p> <p>2. 取替炉心の安全性評価を行うことが定められていること。なお、取替炉心の安全性評価に用いる期間は、当該取替炉心についての燃料交換の間隔から定まる期間としていること。</p> <p>3. 実用炉規則第92条第2項第1号に基づき、実用炉規則第92条第1項第8号ニ掲げる発電用原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合は、申請書に発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書（発電用原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、実用炉規則第82条第4項の見直しの結果を記載した書類を含む。以下単に「説明書」という。）が添付されていること。</p> <p>4. 発電用原子炉ごとに、説明書に記載された①発電用原子炉を停止し行う必要がある点検及び検査の間隔から定まる期間、②燃料交換の間隔から定まる期間（発電用原子炉起動から次の定期事業者検査を開始するためには、発電用原子炉を停止するまでの期間）、のいずれも短い期間の範囲内で、実用炉規則第55条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、発電用原子炉の運転期間（定期事業者検査が終了した日から次の定期事業者検査を開始するまでに発電用原子炉を停止するまでの期間）が記載されていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に当たっては、発電用原子炉を起動してから定期事業者検査が終了するまでの期間も考慮していること。</p> <p>実用炉規則第82条第4項の見</p>	<p>第19条の2 発電室長は、定期事業者検査時に、通常時間、事故時間となる手動弁のうち、閉となるおそれがないように施設管理を行う原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁（原子炉側からみた第1弁）について、閉止施設状態であることを確認する。</p> <p>（原子炉の運転期間） 第12条の2 【変更なし】</p> <p>（燃料の取替等） 第97条 【実用炉規則第92条第1項第13号にて整理】</p> <p>〔手続に関する事項であり、保安規定には、記載なし〕</p> <p>〔手続に関する事項であり、保安規定には、記載なし〕</p>	<p>手続に関する事項であるため、保安規定及び2次文書他には記載しない。</p> <p>手続に関する事項であるため、保安規定には記載しない。</p>		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p>直しの結果の内容は、「実用発電用原子炉施設における高齢化対策実施ガイド」(原管P発第1306198号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))を参考として記載していること。</p> <p>5. 特に、同結果において、発電用原子炉の運転期間の変更に伴う長期施設管理方針の変更の有無及びその理由が明らかとなっていること。</p> <p>6. 発電用原子炉の運転期間を延長する場合には、実用炉規則第55条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、段階的に延長することとなっていること。</p> <p>7. 運転期間が13月を超える延長の場合には、当該延長に伴う許可を受けたことによる基本設計ないし基本的設計方針に即した影響評価の結果が説明書に記載されていること。</p>	<p>[手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし]</p> <p>[運転期間の延長は実施していないことから、該当なし]</p> <p>[運転期間の延長は実施していないことから、該当なし]</p>			
<p>ホ 発電用原子炉施設の運転の安全審査に関すること。</p>	<p>8. 説明書に記載された燃料交換の間隔から定まる期間については、期間を変更した後においても発電用原子炉の安全性について許可を受けたいし基本設計方針を満たしていること。</p> <p>【発電用原子炉施設の運転の安全審査】</p> <p>1. 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。</p>	<p>[運転期間の延長は実施していないことから、該当なし]</p>		<p>(原子力発電安全委員会) 第6条 【変更なし】</p>	
	<p>【発電用原子炉施設の運転の安全審査】</p> <p>1. 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。</p>	<p>(原子力発電安全運営委員会) 第8条 発電用原子炉施設安全運営委員会(以下、「運営委員会」という。)を設置する。 2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会が審議した事項もしくはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。 (1) 運転管理に関する社内標準の制定および改正 (a) 運転員の構成方法に関する事項 (b) 当直の引継方法に関する事項 (c) 原子炉の起動および停止操作に関する事項 (d) 巡視点検に関する事項 (e) 異常時の措置に関する事項 (f) 警報発生時の措置に関する事項 (g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する</p>	<p>・ 設置変更許可申請書で前掲とした運転管理事項の反映 ・ 第4章 運転管理に新規定が加された第18条関連に関する事項の追記</p>	<p>・ 内部コミュニケーション通達</p>	<p>・ 1号及び2号に対して「運転管理に関する社内標準の制定及び改正」の項目に「誤操作防止に関する事項」、「火災、内部溢水発生時及びその他自然災害発生時の体制の整備に関する事項」及び「重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項」を記載する。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>九 管理区域、保安区域及び周辺監視区域の設定並びにこれら区域に係る立入制限等に関すること。</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第9号 管理区域、保安区域及び周辺監視区域の設定等</p> <p>1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。</p> <p>2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。</p> <p>3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他の他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。</p> <p>5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>6. 管理区域へ出入りする者に遵守さ</p>	<p>事項 (h) 定期的に実施するサーベイランスに関する事項 (i) 誤操作の防止に関する事項 (j) 火災、内部溢水発生時、その他自然災害および有毒ガス発生時の体制の整備に関する事項 (k) 重大事故等および大規模操縦発生時の体制の整備に関する事項 【以下、省略】</p> <p>(管理区域の設定・解除) 第105条の2 【変更なし】</p> <p>【添付4 管理区域図(第105条の2および第106条関連)参照】</p>	<p>1号炉及び2号炉における格納容器上部遮蔽設置、内部溢水対策として主蒸気配管・主給水配管区画壁設置を実施することによる管理区域図の変更を反映する。</p> <p>別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-23 参照</p>	<p>放射線管理通達</p>	<p>1号炉及び2号炉における格納容器上部遮蔽設置、内部溢水対策として主蒸気配管・主給水配管区画壁設置を実施することによる管理区域図の変更を反映する。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p>せるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。</p> <p>7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。</p> <p>8. 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。</p> <p>9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するたに講ずべき措置が定められていること。</p> <p>10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</p>	<p>第1109条 【変更なし】</p> <p>(管理区域外等への搬出および運搬) 第1116条 【変更なし】</p> <p>(発電所外への運搬) 第1117条 【変更なし】</p> <p>(保全区域) 第1110条 【変更なし】</p> <p>【添付5 保全区域図(第1110条関連)参照】</p> <p>(周辺監視区域) 第1111条 【変更なし】</p> <p>(請負会社の放射線防護) 第1118条 【変更なし】</p> <p>(頻度の定義) 第1119条 【変更なし】</p>			
十 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。	<p>実用炉規則第92条第1項第10号 【排気監視設備及び排水監視設備】</p>				

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要						
<p>1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定及び機能の維持に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。</p> <p>2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていること。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものもの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第12号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていること。</p>	<p>1. 放射性気体廃棄物の管理 第101条 【変更なし】</p> <p>(放射性気体廃棄物の管理) 第102条 発電室長および原子炉停修課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、放射線管理課長の管理のもと、表102-2に示す排気筒等より放出する。</p> <p>2. 放射線管理課長は、次の事項を管理する。 (1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。 (2) 排気筒からの放射性物質の放出量が表102-1に定める放出管理目標値を超えないよう努めること。 3. 放射線管理課長は、表102-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。 4. 表102-2に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第106条第1項(1)に定める区域等における換気は、この限りでない。 (1) 作業の所管課(室)長は、フィルタ付局所非気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。 (2) 放射線管理課長は、表102-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。ただし、換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。</p>	<p>表102-1</p> <table border="1" data-bbox="1018 931 1114 1379"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性気体廃棄物希ガス</td> <td>3.4×10^5 Bq/年</td> </tr> <tr> <td>よう素131</td> <td>6.1×10^0 Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>[1.の記載箇所についての説明であり、保安規定には記載なし]</p>	項目	放出管理目標値	放射性気体廃棄物希ガス	3.4×10^5 Bq/年	よう素131	6.1×10^0 Bq/年	<p>1号及び2号における高燃焼度燃料導入に伴う放出管理目標値の見直しを反映する。 別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-9 参照</p>	放射線管理課 放射線管理課管理通達	社内規定文書	1号及び2号における高燃焼度燃料導入に伴う放出管理目標値の見直しを反映する。
項目	放出管理目標値											
放射性気体廃棄物希ガス	3.4×10^5 Bq/年											
よう素131	6.1×10^0 Bq/年											
<p>十一 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第11号</p>											

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
<p>放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</p>	<p>【線量、線量当量、汚染の除去等】</p> <ol style="list-style-type: none"> 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable. 以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。 実用炉規則第78条に基づき床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第13号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められているもよい。 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項 	<p>記載すべき内容</p> <p>(放射線業務従事者の線量管理等) 第112条 【変更なし】</p> <p>(基本方針) 第2条 【変更なし】</p> <p>(放射線管理に係る基本方針) 第105条 【変更なし】</p> <p>(床・壁等の除染) 第113条 【変更なし】</p> <p>(外部放射線に係る線量当量率等の測定) 第114条 【変更なし】</p> <p>(管理区域外等への搬出および運搬) 第116条 【変更なし】</p> <p>(管理区域外等への搬出および運搬) 第116条 【変更なし】</p> <p>(発電所外への運搬) 第117条 【変更なし】</p> <p>[クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし]</p>				

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
	<p>は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められている。</p> <p>8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関するについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成20・04・21原院第1号(平成20年5月27日原子力安全・保安院制定(NISA-111a-08-1)))を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていること。</p> <p>9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。</p>	<p>(放射性廃棄物でない廃棄物の管理) 第100条の3 【変更なし】</p> <p>(頻度の定義) 第104条 【変更なし】</p> <p>(管理区域の設定・解除) 第105条の2 【変更なし】</p> <p>(管理区域内における区域区分) 第106条 【変更なし】</p> <p>(管理区域出入者の遵守事項) 第109条 【変更なし】</p> <p>(床・壁等の除染) 第113条 【変更なし】</p> <p>(管理区域外等への搬出および運搬) 第116条 【変更なし】</p> <p>添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準(第18条の5および第18条の6関連)表-16(1号炉および2号炉) 居住性の確保・汚染の持ち込み防止・放射性物質の濃度低減 <u>○放射線管理</u> チェンジンクエリアでは、現場作業を行う運転員等の身体サベイを行い、汚染が確認された場合、サベイエリアに隣接した除染エリアにて除染を行う。除染により廃水が発生した場合は、ウエスに染み込ませることで放射性廃棄物として廃棄する。</p>	<p>チェンジンクエリアでは、現場作業を行う運転員等の身体サベイを行い、汚染が確認された場合、サベイエリアにて除染を行うこと、除染水が発生した場合は、ウエスに染み込ませることで放射性廃棄物として廃棄することについて記載する。</p>	<p>放射線管理通達 ・ 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達</p>	<p>チェンジンクエリアでは、現場作業を行う運転員等の身体サベイを行い、汚染が確認された場合、サベイエリアに隣接した除染エリアにて除染を行うこと、除染水が発生した場合は、ウエスに染み込ませることで放射性廃棄物として廃棄することについて記載する。</p>	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
十二 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。	<p>【実用炉規則第92条第1項第12号の測定の方法】</p> <p>1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。</p>	<p>（放出管理用計測器の管理）</p> <p>【変更なし】</p> <p>（放射線計測器類の管理）</p> <p>第1115条 放射線管理課長および計装保修課長は、表1115に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>2. 環境モニタリングセンター所長は、表1115に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>（以下略）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 放射線計測器の管理に第85条重大事故等対処設備の機器も含めて管理する旨の記載を追加した。 	<ul style="list-style-type: none"> 放射線管理通達 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達 	<ul style="list-style-type: none"> 85条重大事故等対処設備で管理する機器について記載する。
十三 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること	<p>【実用炉規則第92条第1項第13号【核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等】】</p> <p>1. 工場又は事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置を講ずる保安のために講ずるべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。</p>	<p>【1.の記載箇所についての説明であり、保安規定には記載なし】</p> <p>（新燃料の貯蔵）</p> <p>第95条 原子燃料課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) ウラン新燃料は、新燃料貯蔵庫または使用済燃料ピット（以下、「貯蔵施設」という。）に貯蔵すること。ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料は、使用済燃料ピットに貯蔵すること。また、1ヶ月に1回以上³¹、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認するとともに、使用済燃料ピットにおいては、水面の清浄度および異物の混入がないこと等を確認すること。</p> <p>(2) 貯蔵施設の日につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること。また、施設等により取扱者以外の者がみだりに立ち入りできない措置を講ずること。</p> <p>(3) ウラン新燃料は、補助建屋クレーン、新燃料エレベーター、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料は、使用済燃料ピットクレーンを使用すること。</p> <p>(4) 貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措</p>	<ul style="list-style-type: none"> 設置変更許可申請書、工認で前提とした運転管理事項の反映 別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-26 参照 工認記載内容の反映 SFP未臨界管理に関して、燃料貯蔵移動計画に対して、燃料貯蔵移動計画に対して炉主任の確認、所長の承認を得る。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子燃料管理通達 原子燃料サイクル通達 	<ul style="list-style-type: none"> 新燃料の貯蔵に際し、SFPにて落下を防止する措置を講ずること等について記載する。 1号及び2号に対して使用済燃料ピット内に使用済燃料を移動する際にはあらかじめ未臨界性の評価を行い、管理することを記載する。 SFP未臨界管理に関して、燃料移動計画に対して炉主任の確認、所長の承認を得る。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書
	保安規定審査基準	<p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第98条 原子燃料課長は、使用済燃料（以下、照射済燃料を含む）を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 各号炉の使用済燃料を表98-1に定める使用済燃料ピットに貯蔵すること。また、1ヶ月に1回以上、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認するとともに使用済燃料ピットにおいては、水面の清浄度および異物の混入がないこと等を確認すること。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること。また、施設等により取扱者以外の者がみだりに立ち入りできない措置を講じること。</p> <p>(3) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること。</p> <p>(4) 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>(5) 使用済燃料ラックに収納することが適切でないと判断した使用済燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じること。</p> <p>(6) 使用済燃料の落下を防止する措置を講じること。</p> <p>(7) 使用済燃料ピット周辺に設置する設備については、使用済燃料ピットに影響を及ぼす落下物となる可能性が考えられる場合は、落下を防止する措置を講じること。</p> <p>(8) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること。</p> <p>(9) 原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ピットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保することを、(1)に定める巡視点検時に確認すること。</p> <p>(10) 使用済燃料ピット内の燃料の配置変更を行う場合は、図95に示す未臨界が維持できることをあらかじめ確認している条件（初期濃縮度、燃焼度、使用済燃料ピット用中性子吸収体の有無および配置）に基づき移動すること。実効増倍率が不確定性を含めて0.98以下となることを確認し、管理すること（1号炉および2号炉のみ）。</p> <p>(11) 使用済燃料ピット内の燃料の配置変更を行う場合は、燃料の移動開始前に未臨界性評価を行い、実効増倍率が不確定性を含めて0.98以下となることを確認し、管理すること（3号炉および4号炉のみ）。</p> <p>(12) 使用済燃料の移動にあたっては、該配置を防止する措置を講じること。</p> <p>2. 原子燃料課長は、第1項(10)、(11)における燃料移動の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p>	<p>設置変更許可申請書で前提とした運転管理事項の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> 別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-26 参照 工認記載内容の反映 SFP未臨界管理に関し、燃料移動計画に対して、所長の承認を得る。 	<p>原子燃料管理通達</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子燃料サイクル通達 	<p>記載内容の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料ピット内に使用済燃料を移動する際にはあらかじめ未臨界性の評価を行い、管理することとを記載する。 SFP未臨界管理に関して、燃料移動計画に対して炉主任の承認、所長の承認を得る。

【表98-1 省略】

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
	<p>保安規定審査基準</p> <p>2. 新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中とが定められていること。なお、この事項は、第11号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>（使用済燃料の運搬）</p> <p>第99条 原子燃料課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにおいて、使用済燃料ピットクレーンを使用する。</p> <p>2. 原子燃料課長は、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認し、キャスクピットにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器を使用すること。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること。</p> <p>(3) 使用済燃料が境界に達しない措置を講じること。</p> <p>(4) 収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること。</p> <p>(5) 使用済燃料等の落下を防止する措置を講じること。</p> <p>(6) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上り高さを管理すること。</p> <p>(7) 補助建屋クレーンにより使用済燃料輸送容器をキャスクピット上で取り扱う場合は、燃料ピットゲートを閉止することおよび使用済燃料輸送容器の移動範囲や移動速度を制限すること。</p> <p>【3項から6項 省略】</p> <p>（新燃料の運搬）</p> <p>第94条</p> <p>（使用済燃料の運搬）</p> <p>第99条</p> <p>（中略）</p> <p>3. 原子燃料課長は、発電所内において使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と記載しないこと。</p> <p>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限すること。</p> <p>(4) 車両を徐行させること。</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(6) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>4. 放射線管理課長は、第3項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令</p>	<p>設置変更許可申請書で前提とした運転管理事項の反映</p> <p>別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-26 参照</p>	<p>原子燃料管理通達</p> <p>原子燃料サイクル通達</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <p>使用済燃料の運搬に際し、落下を防止する措置を講じること等について記載する。</p> <p>使用済燃料の運搬に際し、落下を防止する措置を講じること等について記載する。</p>	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>3. 燃料取替に際して、炉心の核的制限値及び熱的制限値の範囲内で運転するために取替炉心の安全性評価を許可を受けたところによる安全評価と同様に行った上で燃料装荷実施計画を定めること及び燃料移動手順に従うこと等が定められており、なお、発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書において取替炉心ごとに管理すると</p>	<p>に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第106条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. 放射線管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第106条第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6. 原子燃料課長は、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するよう措置を講じる。</p> <p>7. 検査を実施する課(室)^{*1}は、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するため、次の検査を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 外観検査 (2) 気密漏えい検査 (3) 圧力測定検査 (4) 線量当量率検査 (5) 未臨界検査 (6) 温度測定検査 (7) 吊上検査 (8) 重量検査 (9) 収納物検査 (10) 表面密度検査 <p>8. 原子燃料課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>※1：検査を実施する課(室)長は、検査の独立性を確保するため、第4条に定める保安に関する組織のうち、本条第7項(1)から(3)および(5)から(9)の検査は原子燃料課長とは別の組織の者、(4)および(10)の検査は放射線管理課長とは別の組織の者とする。</p> <p>(新燃料の運搬) 第94条 【変更なし】 (燃料の取替等) 第97条 原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法、体制を燃料装荷実施計画に定め、原子炉主任技術者の承認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>2. 原子燃料課長は、取替炉心毎に原子炉の運転履歴および燃料配置等の変更によって生じる炉心特性の変化を考慮し、原子炉設置(変更)許可申請書に基づき設定する制限値(燃料の機械設計、核設計お</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置変更許可申請書、工認で前提とした運転管理事項の反映 ・ 別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-26 参照 ・ SFP未臨界管理に関する移動移動計画に対して、燃料主任の確認、所長の承認を得る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子燃料管理通達 ・ 原子燃料サイクル通達 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用済燃料の貯蔵に際し、落下を防止する措置を講じること等について記載する。 ・ 使用済燃料ピット内に使用済燃料を移動する際にはあらかじめ未臨界性の評価を行い、管理することを記載する。 ・ SFP未臨界管理に関して、燃料移動計画に対して炉主任の確認、所長の承認を得る。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
	<p>した項目が、取替炉心の安全性評価項目等として定められていること。</p>	<p>よび熱水力設計を考慮した安全評価の解析入力値、設計条件に基づく値または設計方針による値)を満足することを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 第1項の燃料装荷実施計画を定める前に、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後の原子炉起動から次回定期事業者検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を所定の出力で運転できるよう設定した取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行う。なお、評価には、妥当性を確認した計算コードを用いることとする。</p> <p>(a) 反応度停止余裕</p> <p>(b) 最大線出力密度</p> <p>(c) 燃料集合体最高燃焼度</p> <p>(d) $F^{N,XY}$</p> <p>(e) 減速材温度係数</p> <p>(f) 最大反応度添加率</p> <p>(g) 制御棒クランプ落下時のワーストおよび $F^{N,XY}$</p> <p>(h) 制御棒クランプ飛出し時のワーストおよび F^Q</p> <p>(i) 出力運転時ほう素濃度</p> <p>(j) 燃料棒最高燃焼度(ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料装荷炉心の場合)</p> <p>(2) 取替炉心の安全性の評価結果が制限値を満足していることを確認するとともに、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>3. 原子力発電部門統括は、第2項(1)の評価で用いる計算コードの妥当性を確認する体制をあらかじめ定める。</p> <p>4. 原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後に、第2項の評価に用いた期間を延長する場合には、あらかじめ、その延長する期間も含め第2項に定める評価および確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</p> <p>5. 原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、または原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、第1項の燃料装荷実施計画に従うこと。</p> <p>(2) 補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーン、燃料移送装置、燃料取替クレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。</p> <p>(3) 燃料の取替に際し、燃料の落下を防止する措置を講ずること。</p> <p>(4) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること。</p> <p>(5) 燃料を原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、図9.5に示す未臨界が維持できるこ</p>	<p>承認を得る。</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
<p>十四 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。</p>	<p>【実用炉規則第92条第1項第14号】 【放射性廃棄物の廃棄】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。 2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。 3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に含まれるものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第11号及び第13号における運搬に関する事項と併せて定められているものもよい。 4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 	<p>とあらかじめ確認している条件（初期濃縮度、燃焼度、使用済燃料ピット用中性子吸収体の有無および配置）に基づき移動することで、実効増倍率が不確定性を含めて0.98以下となることを確認し、管理すること（1号炉および2号炉のみ）。</p> <p>(6) 燃料を原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、燃料の移動開始前に未臨界性評価を行い、実効増倍率が不確定性を含めて0.98以下となることを確認し、管理すること（3号炉および4号炉のみ）。</p> <p>(7) 使用済燃料ピット内の燃料の移動にあたっては、誤配置を防止する措置を講じること。</p> <p>6. 原子燃料課長は、第5項(5)、(6)における燃料移動の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>(放射性固体廃棄物の管理) 第100条の2 【変更なし】</p> <p>(放射性固体廃棄物の管理) 第100条の2 【変更なし】</p> <p>(輸入廃棄物の管理) 第100条の5 【変更なし】</p> <p>(放射性固体廃棄物の管理) 第100条の2 【変更なし】</p> <p>(放射性液体廃棄物の管理) 第101条 【変更なし】</p>				

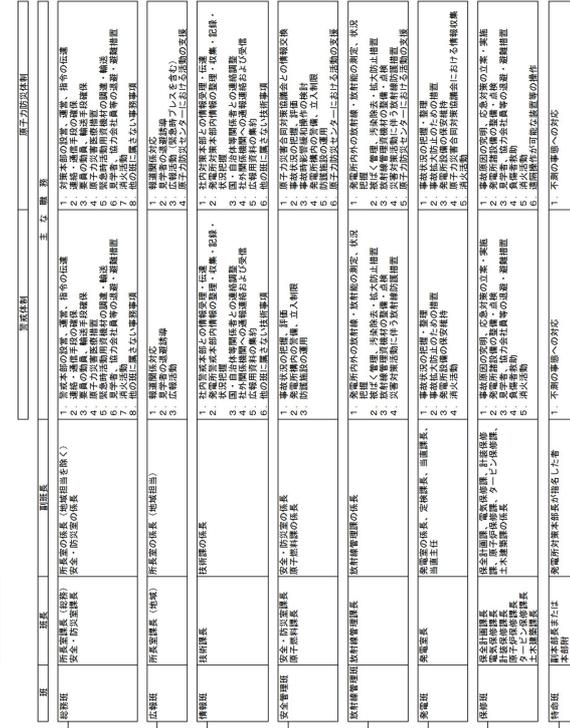
保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p>5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。</p> <p>7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</p>	<p>(放射性気体廃棄物の管理) 第102条 【実用炉規則第92条第1項第10号にて整理】</p> <p>(平常時の環境放射線モニタリング) 第114条の2 【変更なし】</p> <p>(基本方針) 第2条 【変更なし】</p> <p>(放射性廃棄物管理に係る基本方針) 第100条 【変更なし】</p> <p>(頻度の定義) 第104条 【変更なし】</p>			
十五 非常の場合に講ずべき処置に関すること。	<p>【実用炉規則第92条第1項第15号】 【非常の場合に講ずべき措置】</p> <p>1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</p>	<p>(原子炉防災組織) 第121条 安全・防災室長は、原子力災害の発生または拡大を防止するため、図1.2.1に示す原子力防災組織を定めるに当たり、所長の承認を得る。 【2項から3項 省略】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 設置変更許可申請書で前提とした運転管理事項（原子力防災組織図）の反映 	<ul style="list-style-type: none"> 非常時の措置通達 	<ul style="list-style-type: none"> 平常時から緊急時に実施すべき事項について既に記載している。 防災組織上の1号及び2号原子炉主任技術者の位置づけを明確化する。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
-----------	----------	----------------------	--------	--------	-------------------

図 1 2 1 原子力防災組織図



* 1. 原子力防災災害発生時、緊急時等に発生した場合は、緊急時要員は、以下の対応を行う。
 ・ 緊急時要員は、緊急時発生した場合は、緊急時要員に指定された役割を担い、以下の対応を行う。
 ・ 緊急時要員は、緊急時発生した場合は、緊急時要員に指定された役割を担い、以下の対応を行う。
 * 2. 原子力防災組織は、緊急時発生した場合は、緊急時要員に指定された役割を担い、以下の対応を行う。

- 第 1 2 2 条 (原子力防災要員) 【変更なし】
- (原子力防災資機材等の整備) 【変更なし】
- 第 1 2 3 条 (原子力防災資機材等の整備) 【変更なし】
- 第 1 2 3 条 (通報経路) 【変更なし】
- 第 1 2 4 条 (通報) 【変更なし】
- 第 1 2 6 条 (通報) 【変更なし】

- 2. 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。
- 3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。
- 4. 緊急事態の発生をもってその後の

・ 設置変更許可申請書で前
 ・ 非常時の措置通達
 ・ 緊急事態の発生をもってその後

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方 (原子炉防災組織図)の 反映	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>措置は、原子炉災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることと定められていること。</p> <p>5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</p> <p>6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定すること (1) 緊急作業時の放射線の生体に対する影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 (2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 (3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子炉災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子炉防災要員、同法第9条第1項に規定する原子炉防災管理者又は同法第3項に規定する副原子炉防災管理者であること。</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>第121条 安全・防災室長は、原子炉災害の発生または拡大を防止するため、図121に示す原子炉防災組織を定めるに当たり、所長の承認を得る。</p> <p>2. 発電所原子炉緊急時対策本部(以下、「発電所対策本部」という。)の本部長は、所長とする。ただし、安全・防災室長は、所長が不在の場合に備えて代行者を定めるに当たり、所長の承認を得る。</p> <p>3. 原子炉災害対策特別措置法に基づき措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する(以下、本章において同じ)。 【図121 省略】</p> <p>(原子炉防災体制等の発令) 第127条 【変更なし】</p> <p>(応急措置) 第128条 【変更なし】</p> <p>(緊急時における活動) 第129条 【変更なし】</p> <p>(緊急作業従事者の選定) 第122条の2 放射線管理課長は、次の各号全ての要件に該当する所員および請負会社従業員等の放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。)から、緊急作業に従事させるための要員(以下、「緊急作業従事者」という。)を選定し、所長の承認を得る。 (1) 表122の2の緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者 (2) 表122の2の緊急作業についての訓練を受けた者 (3) 実効線量について250ミリシーベルトを線量限度とする緊急作業に従事する者にあつては、第122条に定める原子炉防災要員、原子炉災害対策特別措置法第9条第1項に規定する原子炉防災管理者または同法同条第3項に規定する副原子炉防災管理者であること。</p>	<p>提とした運転管理事項(原子炉防災組織図)の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> 第18条の7削除に伴い ※2:兼用できる訓練についてはも同条文を削除する。 		<p>の措置は防災業務計画によることについて既に記載していることから変更なし。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要														
	<p>保安規定審査基準</p> <p>7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理(放射線防護マスクの着用等)による内部被ばくの管理を含む。)、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。</p> <p>8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。</p> <p>9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。</p> <p>【実用炉規則第92条第1項第16号】 【設計想定事象等に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置】</p>	<p>表122の2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>項目</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育</td> <td>緊急作業の方法に関する知識(放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等)</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">訓練</td> <td>電離放射線の生体を与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識</td> <td>1時間以上</td> </tr> <tr> <td>緊急作業の方法^{*1}</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>緊急作業で使用する施設および設備の取扱い^{*2}</td> <td>3時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：兼用できる訓練 ・第18条の5第4項および第131条のうち、緊急作業の方法に関する訓練</p> <p>※2：兼用できる訓練 ・第18条の5第4項、第18条の6第1項、第125条および第131条のうち、緊急作業で使用する施設および設備の取扱いに関する訓練</p> <p>(緊急作業従事者の線量管理等) 第129条の2 【変更なし】</p> <p>(原子力防災体制等の解除) 第130条 【変更なし】</p> <p>(原子力防災訓練) 第125条 【変更なし】</p>	分類	項目	時間	教育	緊急作業の方法に関する知識(放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等)	3時間以上	訓練	電離放射線の生体を与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上	緊急作業の方法 ^{*1}	3時間以上		緊急作業で使用する施設および設備の取扱い ^{*2}	3時間以上				
分類	項目	時間																		
教育	緊急作業の方法に関する知識(放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等)	3時間以上																		
訓練	電離放射線の生体を与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上																		
	緊急作業の方法 ^{*1}	3時間以上																		
	緊急作業で使用する施設および設備の取扱い ^{*2}	3時間以上																		
	<p>十六 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置に関すること。</p>	<p>1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが</p>																		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>定められていること。</p> <p>(1) 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。</p> <p>イ 火災</p> <p>可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。</p>	<p>【以下参照】</p> <p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第18条 安全・防災室長は、火災が発生した場合(以下、「火災発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画^{※2}を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備の設置^{※3}</p> <p>(2) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(3) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(4) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>(5) 発電所における可燃物の適切な管理</p> <p>2. 各課(室)長(当直課長を除く。)は、前項の計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 安全・防災室長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 各課(室)長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：消防機関への通報、消火または延焼の防止、その他公設消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。また、火災の発生防止、火災の早期感知および消火ならびに火災による影響の軽減に係る措置を含む。(以下、本条において同じ)。</p> <p>※2：計画とは、火災防護計画を示す。</p> <p>※3：一般回線の代替設備である専用回線、通報設備が点検または故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後または修復後は遅滞なく復旧させる。</p> <p>【添付2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準(第18</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第1項及び第3項については、第10条は、第15条(運転管理)に関する社内標準の作成)、第8章(施設管理)及び第10章(保安教育)に関連する活動であり、これらの条文に基づき作成される2次文書他に具体的な活動内容が定められる。 第4項については、第10条(原子炉主任技術者の職務等)及び第15条(運転管理)に関する社内標準の作成)であり、これらの条文に基づき作成される2次文書他に具体的な活動内容が定められる。 設置変更許可申請書の記載を踏まえ保安規定に反映する。 別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-5,7,8,27参照 	<ul style="list-style-type: none"> 火災防護通達 	<ul style="list-style-type: none"> 1号及び2号に対して火災発生時における原子炉施設の保全のための活動について記載する。新規記載)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>保安規定審査基準</p> <p>ロ 火山現象による影響（影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。）</p> <p>① 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>② ①に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>③ ②に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>第18条の2、第18条の2の2、第18条の3および第18条の3の2(関連)参照】</p> <p>(火山影響等発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の2の2 安全・防災室長は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合または発生した場合(以下、「火山影響等発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動※1を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィルタその他の資機材の配備</p> <p>2. 各課(室)長(当直課長を除く。)は、前項の計画に基づき、次の各号を含む火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>(2) ①に掲げるものの他、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>(3) ②に掲げるものの他、火山影響等発生時における交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>3. 各課(室)長は、第1項の計画に基づき、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 各課(室)長は、第3項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5. 各課(室)長は、火山現象の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>6. 原子力技術部門統括(原子力技術)は、火山現象</p>	<p>記載の考え方</p> <p>・ 高浜1,2号炉に対する火山影響等発生時の措置を新たに追加する。</p> <p>・ 別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-33参照</p>	<p>該当規定文書</p> <p>・ 運転管理通達</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <p>・ 高浜1,2号炉に対する火山影響等発生時の措置について記載する。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>ハ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。）</p> <p>① 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>② 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。</p> <p>③ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>④ 重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>⑤ 重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものを除く。）発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策（上記①から④までの対策に関することを含む。）に関すること。</p> <p>⑥ 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。</p>	<p>に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>※1：火山影響等発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ）。</p> <p>【添付2 火災、内部漏水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準（第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3および第18条の3の2関連）参照】</p> <p>（重大事故等発生時の体制の整備）</p> <p>第18条の5 社長は、重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下、「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備にあたって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>2. 原子炉安全部門統括は、添付3「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について計画を定める。</p> <p>3. 原子炉主任技術者は、第2項に定める計画に従い、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な職務を誠実に、最優先に行うことを任務とする。</p> <p>4. 安全・防災室長は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関する次の事項</p> <p>(a) 要員の役割分担および責任者の配置に関すること。</p> <p>(b) 同時被災における要員の配置に関すること。</p> <p>(2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p>(a) 重大事故等対処施設の使用を開始するにあたって、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施すること。</p> <p>(b) 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること。</p> <p>(c) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することおよび有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成立性の確認訓練（以下、「成立性の確認訓練」とい</p>	<p>・ 別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-29 参照</p> <p>・ 第1項、第3項及び第4項（等の確保）、第15条（運転管理に関する社内標準の作成）、第9章（非常時の措置）及び第10章（保安教育）に関連する活動であり、これらの条文に基づき作成される2次文書他に具体的な活動内容が定められる。</p> <p>・ 第2項については、第15条（運転管理に関する社内標準の作成）に基づき作成される2次文書他に具体的な手順が定められる。</p> <p>・ 設置変更許可申請書の記載を踏まえ保安規定に反映する。</p>	<p>・ 運転管理通達</p>	<p>・ 1号及び2号に対して重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動について記載する。</p>	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
		<p>う。)を年1回以上実施すること。</p> <p>(d) 成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること。</p> <p>(e) 成立性の確認訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること。</p> <p>(3) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置、アクセスルートの確保、復旧作業および支援等の原子炉施設の保全のための活動、ならびに必要な資機材の配備に関すること。</p> <p>5. 各課(室)長(当直課長を除く。)は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。</p> <p>なお、定める手順は、重大事故等発生時において、的確かつ状況に応じて柔軟に対処できるものとする。</p> <p>また、手順書を定めるにあたっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従うとともに、重大事故等対処設備を使用する際の切替の容易性を配慮し、第4項(1)(a)の役割に応じた内容とする。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>(2) 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。</p> <p>(3) 重大事故等発生時における使用済燃料ピットに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>(4) 重大事故等発生時における原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>(5) 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。</p> <p>(6) (1)、(2)および(4)の対策における特重施設を用いた対策に関すること。</p> <p>6. 各課(室)長は、第4項の計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第4項(1)の要員に第5項の手順を遵守させる。</p> <p>7. 各課(室)長は、第6項の活動の実施結果を取りまとめ、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第4項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>8. 原子力安全部門統括は、第1項の方針に基づき、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 支援に関する活動を行うための役割分担お</p>				

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>よび責任者の配置に関すること。</p> <p>(2) 支援に関する活動を行うための資機材の配備に関すること。</p> <p>9. 原子力安全御門統括は、第8項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>10. 原子力安全部門統括は、第9項の実施結果を踏まえ、第8項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>※1：重大事故等対処設備または特重施設を構成する設備を設置もしくは改造する場合は、当該設備の運転上の制限が適用開始されるまでに、運転員(当直員)、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員または特重施設要員を新たに認定する場合は、第13条第2項および第4項の体制に入るまでに実施する。</p> <p>【添付3 重大事故等および大規模損傷対応に係る実施基準 (第18条の5および第18条の6関連参照)</p> <p>(運転員等の確保)</p> <p>第13条 発電室長は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する*1。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>[中略]</p> <p>4. 各職(室)長は、重大事故等の対応のための力量を有する者を確保する。*1また、安全・防災室長は、重大事故等の対応を行う要員として、表13-3に定める人数を常時確保するとともに、運転員、常駐の本部要員および常駐の緊急安全対策要員を、発電所内に合計で100名(1号炉、2号炉、3号炉および4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は92名、2つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は84名、3つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は76名、または全ての原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は68名)以上常時確保する。</p> <p>5. 安全・防災室長および発電室長は、第18条の5第4項(2)の成立性確認において、その訓練に係る者が、役割に応じた必要な力量(以下、本条において「力量」という。)を確保できないと判断した場合は、速やかに、表13-1および表13-3に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て体制を構築する。</p> <p>6. 所長は、第5項の訓練のうち、現場訓練による有</p>	<p>重大事故等の体制に必要な運転員、緊急安全対策要員について反映する。</p> <p>重大事故等対策手順に係る成立性訓練において失敗した際の体制について反映する。</p>	<p>運転管理通達</p>	<p>運転員等の確保について記載する。</p> <p>1号及び2号に対して重大事故等対応を行う要員の管理について記載する。</p> <p>運転員については、勤務者変更表により要員を管理する旨、記載する。</p> <p>1号及び2号における成立性の確認訓練時の対応について記載する。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要												
	<p>保安規定審査基準</p>	<p>効性評価の成立性確認において、除外された者と同一役割の者に対して、役割に応じた成立性の確認訓練を実施し、その結果、力量を確保できると見込みが立たないと判断した場合は、第9項の措置を講じる。</p> <p>7. 安全・防災室長および発電室長は、力量が確保できていないと判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表1-3-1および表1-3-3に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。</p> <p>8. 安全・防災室長および発電室長は、第2項および第4項に定める人数の者に欠員が生じた場合は、休日、時間外（夜間）を含め補充を行う。また、所長は、第2項および第4項に定める人数の者の補充の見込みが立たないと判断した場合は、第9項の措置を講じる。</p> <p>9. 所長は、第6項、第8項の判断を行った場合の措置として、原子炉の運転中は、原子炉停止の措置を実施し、原子炉の停止中は、原子炉の停止状態を維持し、原子炉の安全を確保する。なお、原子炉停止措置の実施にあたっては、原子炉の安全を確保しつつ、速やかに、実施する。</p> <p>※1：重大事故等対処施設等の使用を開始するにあたっては、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する。</p> <p>表1-3-1</p> <table border="1" data-bbox="858 931 1173 1379"> <thead> <tr> <th>中央制御室名</th> <th>A 中央制御室 (1号炉および2号炉)</th> <th>B 中央制御室 (3号炉および4号炉)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉2基がとも にモード1、2、3、 4、5および6の場 合※2</td> <td>12名以上※1</td> <td>12名以上※1</td> </tr> <tr> <td>原子炉1基がモー ド1、2、3、4、5 および6の場合※2</td> <td>10名以上※1</td> <td>10名以上※1</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット に燃料体を貯蔵して いる期間の場合 ※2※3</td> <td>8名以上※1</td> <td>8名以上※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：複数の運転モードに該当する場合、要求される運転員数の多い方が適用される。 ※3：照射済燃料移動中も含む（以下、同じ）。 ※4：当直課長を含む。</p>	中央制御室名	A 中央制御室 (1号炉および2号炉)	B 中央制御室 (3号炉および4号炉)	原子炉2基がとも にモード1、2、3、 4、5および6の場 合※2	12名以上※1	12名以上※1	原子炉1基がモー ド1、2、3、4、5 および6の場合※2	10名以上※1	10名以上※1	使用済燃料ピット に燃料体を貯蔵して いる期間の場合 ※2※3	8名以上※1	8名以上※1	<p>別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-29 参照</p>		
中央制御室名	A 中央制御室 (1号炉および2号炉)	B 中央制御室 (3号炉および4号炉)															
原子炉2基がとも にモード1、2、3、 4、5および6の場 合※2	12名以上※1	12名以上※1															
原子炉1基がモー ド1、2、3、4、5 および6の場合※2	10名以上※1	10名以上※1															
使用済燃料ピット に燃料体を貯蔵して いる期間の場合 ※2※3	8名以上※1	8名以上※1															

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>に於いて、重大事故等に的確かつ柔軟に対処するための内容を社内標準に定める。 また、重大事故等の対処に関する事項について、使用主体に応じた内容を社内標準に定める。</p> <p>(中略)</p> <p>ク 各課(室)長は、前兆事象として把握がで きるか、重大事故を引き起こす可能性がある かを考慮して、設備の安全機能の維持ならび に事故の未然防止対策をあらかじめ検討して おき、前兆事象を確認した時点で事前の対応 ができる体制および手順を社内標準に定め る。</p> <p>(7) 安全・防災室長および発電室長は、大 津波警報が発表された場合、原則として 循環水ポンプを停止(プラント停止)し、 取水路防潮ゲートの閉止および原子炉の 冷却操作を行う手順、また、所員の高台 への避難および水密扉閉止を行い、津波 監視カメラおよび潮位計による津波の継 続監視を行う手順を社内標準に定める。 ただし、以下の場合はその限りではな い。</p> <p>a. 大津波警報が誤報であった場合 b. 遠方で発生した地震に伴う津波であ って、高浜発電所を含む地域に到達す るまでの時間経過で、大津波警報が見 直された場合</p> <p>(4) 安全・防災室長および発電室長は、取 水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認 した場合、循環水ポンプを停止(プラント 停止)し、取水路防潮ゲートの閉止お よび原子炉の冷却操作を行う手順、ま た、所員の高台への避難および水密扉の 閉止を行い、津波監視カメラおよび潮位 計による津波の継続監視を行う手順を社 内標準に定める。</p> <p>(中略)</p> <p>ケ 安全・防災室長および発電室長は、有毒ガ ス発生時に、事故対策に必要な各種の指示・ 操作を行うことができるよう、運転員(当直 員)、緊急時対策本部要員および緊急安全対策 要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護 のための判断基準値以下とするための手順お よび体制を社内標準に定める。</p> <p>(7) 安全・防災室長は、発電所敷地内外の固 定源に対して、有毒化学物質の確認、防液 堤等の運用管理および防液堤等の施設管理 の実施により、運転員(当直員)、緊急時対 策本部要員および緊急安全対策要員の吸気 中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための 判断基準値を下回るようにする手順および 体制を社内標準に定める。</p> <p>(4) 安全・防災室長および発電室長は、可動 源に対して、運転員(当直員)および緊急 時対策本部要員が事故対策に必要な各種の 指示・操作を行うことができるよう立会人 の随行、通信連絡手段による連絡、中央制</p>			<p>も10分以内に0.5m以上上下降する こと、又は10分以内に0.5m以上上 昇すること。」を1号及び2号炉 当直課長と3号及び4号炉当直 課長の潮位観測システム(防護 用)のうち衛星電話(津波防護用) を用いた連携により確認した場 合は、1～4号炉循環水ポンプ停 止操作(プラント停止)、中央制 御室からの取水路防潮ゲート閉 止を実施する手順を記載する。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	保安規定審査基準	<p>御室機気設備(1号炉および2号炉)、中央制御室空調装置(3号炉および4号炉)、緊急時対策所換気設備および・・・(以下、中略)</p> <p>(ウ) 安全・防災室長および発電室長は、予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員(当直員)および緊急時対策本部要員のうち初動対応を行う要員に対して配備した防護具を着用することならびに防護具のバックアップ体制を整備することにより、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができきるよう手順および体制を社内標準に定める。</p> <p>(ハ) 安全・防災室長は、有毒ガスの発生による異常を察知した場合は、運転員(当直員)に連絡し、運転員(当直員)が通信連絡設備により、発電所内の必要に要員に有毒ガスの発生を周知する手順を社内標準に定める。</p> <p>(ニ) 安全・防災室長は、常設設備と接続する屋外に設けられた可搬型重大事故等対処設備(原子炉建屋の外から水または電力を供給するものに限る。)の接続を行う地点における緊急安全対策要員の有毒ガス防護のため、1. 1. 2 (1)項で配備する薬品保護具を着用する手順を社内標準に定める。(以下略)</p> <p>表一 1 6 (省略)</p>	<p>別紙「保安規定審査基準」の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-29 参照</p> <p>・ 第1項、第3項及び第4項については、第13条(運転員等の確保)、第15条(運転管理に関する社内標準の作成)、第9章(非常時の措置)及び第10章(保安教育)に関連する活動であり、これらの条文中に基づき作成される2次文書他に具体的な活動内容が定められる。</p> <p>・ 第2項については、第15条(運転管理に関する社内標準の作成)に基づき作成される2次文書他に具体的な手順が定められる。</p> <p>・ 設置変更許可申請書の記載を踏まえ保安規定に反映する。</p>	<p>・ 運転管理通達</p>	<p>・ 1号及び2号に対して大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動について記載する。</p>
	<p>二 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊(以下「大規模損壊」という。)</p> <p>① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>② 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>③ 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。</p> <p>④ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>⑤ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>⑥ 重大事故等(原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突</p>	<p>(大規模損壊発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の6 安全・防災室長は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより原子炉施設に大規模な損壊が生じた場合(以下、「大規模損壊発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要に要員の配置に関すること。</p> <p>(2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p>(a) 重大事故等対処施設等の使用を開始するにあたって、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する*1こと。</p> <p>(b) 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること。</p> <p>(c) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための訓練(以下、「技術的能力の確認訓練」という。)な</p>	<p>・ 別紙「保安規定審査基準」の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-29 参照</p> <p>・ 第1項、第3項及び第4項については、第13条(運転員等の確保)、第15条(運転管理に関する社内標準の作成)、第9章(非常時の措置)及び第10章(保安教育)に関連する活動であり、これらの条文中に基づき作成される2次文書他に具体的な活動内容が定められる。</p> <p>・ 第2項については、第15条(運転管理に関する社内標準の作成)に基づき作成される2次文書他に具体的な手順が定められる。</p> <p>・ 設置変更許可申請書の記載を踏まえ保安規定に反映する。</p>	<p>・ 運転管理通達</p>	<p>・ 1号及び2号に対して大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動について記載する。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
	<p>保安規定審査基準</p> <p>その他のテロリズムによるものに限る。)発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策に関すること。</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>らびに技術的能力の成立性の確認訓練および故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム(以下、「APC等」という。)時の操作の前提条件を満足することを確認するための訓練(以下、「APC等時の成立性の確認訓練等」という。)を年1回以上実施すること。</p> <p>(d) (e)項の訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること。</p> <p>(e) (e)項の訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること。</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること。</p> <p>2. 各課(室)長(当直課長を除く。)は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。なお、定める手順は、大規模損壊発生時において、的確かつ状況に応じて柔軟に対処できるものとする。また、手順書を定めるにあたっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従う。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>(2) 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(4) 大規模損壊発生時における使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(5) 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>(6) (2)、(3)および(5)の対策における特重施設を用いた対策に関すること。</p> <p>(7) APC等による大規模損壊発生時における特重施設を用いた原子炉格納容器の破損による発電所外への放射性物質の異常な水準の放出の抑制に関すること。</p> <p>3. 各課(室)長は、第1項の計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 各課(室)長は、第3項の活動の実施結果を取りまとめ、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5. 原子力安全部門統括は、大規模損壊発生時における</p>				

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
<p>(2) (1)に掲げる措置のうち重大事故等発生時又は大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置に係る手順については、それぞれ次に掲げるとおりとすること。</p> <p>イ 重大事故等発生時</p> <p>① 許可を受けた対応手段、重要な配管事項、有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項が定められ、定められた内容が重大事故等に対する的確かつ柔軟に対処することを防げるものでないこと。</p> <p>② 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき機作等の判断基準の基本的な考え方が定められていること。</p> <p>原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、格納容器圧力逃がし装置を設</p>	<p>本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備について計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>6. 原子力安全部門統括は、第5項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>7. 原子力安全部門統括は、第6項の実施内容を踏まえ、第5項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>※1：重大事故等対処設備または特重施設を構成する設備を設置もしくは改造する場合は、当該設備の運転上の制限が適用開始されるまでに、大規模損壊対応で用いる化学消防自動車の設置もしくは改造する場合は、当該設備の使用を開始するまでに、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員または特重施設要員を新たに認定する場合は、第13条第2項および第4項の体制に入るまでに実施する。</p> <p>【添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第18条の5および第18条の6関連）参照】</p> <p>（運転員等の確保） 第13条 【実用炉規則第92条第1項第16号1（1）ハにて整理】</p> <p>[以下参照]</p> <p>【添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第18条の5および第18条の6関連）参照】</p>	<p>原子力安全部門統括は、第5項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>7. 原子力安全部門統括は、第6項の実施内容を踏まえ、第5項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>※1：重大事故等対処設備または特重施設を構成する設備を設置もしくは改造する場合は、当該設備の運転上の制限が適用開始されるまでに、大規模損壊対応で用いる化学消防自動車の設置もしくは改造する場合は、当該設備の使用を開始するまでに、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員または特重施設要員を新たに認定する場合は、第13条第2項および第4項の体制に入るまでに実施する。</p> <p>【添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第18条の5および第18条の6関連）参照】</p> <p>（運転員等の確保） 第13条 【実用炉規則第92条第1項第16号1（1）ハにて整理】</p> <p>[以下参照]</p> <p>【添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第18条の5および第18条の6関連）参照】</p>				

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>けている場合、格納容器代替循環冷却系又は格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手順を、格納容器圧力逃がし装置による手順に優先して実施することが定められていることとともに、原子炉格納容器内の圧力が高い場合など、必要な状況においては確実に格納容器圧力逃がし装置を使用することが定められていること。</p> <p>③ 措置に係る手順の優先順位や手順着手の判断基準等(②)については記載を要しない。</p> <p>ロ 大規模損壊発生時</p> <p>定められた内容が大規模損壊に対する柔軟かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。</p> <p>(3) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること及び重大事故等対処施設の使用を開始するに当たって必要な教育及び訓練をあらかじめ実施すること。</p> <p>(4) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。</p>	<p>【添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準(第18条の5および第18条の6関連) 参照】</p> <p>【添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準(第18条の5および第18条の6関連) 参照】</p> <p>[(1)に同じ]</p> <p>・第18条(火災発生時の体制の整備)</p> <p>・第18条の2の2(火山影響等発生時の体制の整備)</p> <p>・第18条の5(重大事故等発生時の体制の整備)</p> <p>・第18条の6(大規模損壊発生時の体制の整備)</p> <p>・添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準(第18条の5および第18条の6関連)</p> <p>[(1)に同じ]</p> <p>(内部溢水発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の2 安全・防災室長は、原子炉施設内において溢水が発生した場合(以下、「内部溢水発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全の</p>	<ul style="list-style-type: none"> 別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-7,8 参照 第1項及び第3項については、第15条(運転管理に関する社内標準の作成)、第8章(施設管理)及び第10章(保安教育)に関連する活動であり、これらの条 	<p>運転管理通達</p>	<p>1号及び2号に対して内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動について記載する。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原予炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>保安規定審査基準</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>ための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 内部溢水発生時における原予炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 内部溢水発生時における原予炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2. 各課(室)長(当直課長を除く。)は、前項の計画に基づき、内部溢水発生時における原予炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各課(室)長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 各課(室)長は、内部溢水の影響により、原予炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があること判断した場合は、所長、原予炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原予炉停止等の措置について協議する。</p> <p>【添付2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準(第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3および第18条の3の2(関連) 参照)】</p> <p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準(第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3および第18条の3の2(関連)</p> <p>2 内部溢水 (中略)</p> <p>2. 4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、溢水発生時における原予炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 a. 溢水発生時の措置に関する手順 当直課長は、配管の想定破損による溢水、スプリングラシーからの放水による溢水、地震による溢水およびその他の溢水が発生した場合の措置を行う。</p> <p>・第18条の3(その他自然災害発生時等の体制の整備)</p> <p>・第18条の4(資機材等の整備)</p> <p>【実用炉規則第92条第1項第8号イからハ)にて整理】</p>	<p>記載の考え方</p> <p>文に基づき作成される2次文書他に具体的な活動内容が定められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第4項については、第10条(原予炉主任技術者の職務等)及び第15条(運転管理)に関する社内標準の作成)であり、これらの条文中に基づき作成される2次文書他に具体的な活動内容が定められる。 設置変更許可申請書の記載を踏まえ保安規定に反映する。 <p>その他の溢水が発生した場合に、溢水発生時の措置を実施するための手順を整備することを定める。別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-28 参照</p>	<p>該当規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> 運転管理通達 発電業務要綱 運転業務要綱 発電室業務所則 警報時操作所則 	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <p>その他の溢水が発生した場合に、溢水発生時の措置を実施するための手順を整備している。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>十七 発電用原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第百三十四条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。</p>	<p>保安規定審査基準</p> <p>(5) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 重大事故等又は大規模損壊が発生した場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するために必要があるとき、組織内規程類にあらからしめ定められた計画及び手順にとらわれず、発電用原子炉施設の保全のための所要の措置を講ずることが定められていること。</p> <p>【実用炉規則第92条第1項第17号】 【記録及び報告】</p> <p>1. 発電用原子炉施設に係る保安に関するし、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</p> <p>2. 実用炉規則第67条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。</p> <p>3. 発電所長及び発電用原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。</p> <p>4. 特に、実用炉規則第134条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>・添付2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準（第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3および第18条の3の2関連） ・添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第18条の5および第18条の6関連）</p> <p>〔(1)に同じ〕</p> <p>【添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第18条の5および第18条の6関連）参照】</p>	<p>記載の考え方</p>	<p>該当規定文書</p>	<p>社内規定文書</p>
		<p>(記録)</p> <p>第133条 各課（室）長は、表133-1および表133-2に定める保安に関する記録を適正^{※1}に作成（表133-1第1項を除く。）し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2. 原子力部門は、表133-3に定める保安に関する記録を適正^{※1}に作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>※1：適正とは、不正行為がなされていないことをいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>（品質マネジメントシステム計画） 第3条 【変更なし】 （報告） 第134条 【変更なし】</p>	<p>別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-30 参照</p>	<p>原子力発電の安全に係る品質保証規程</p>	<p>再結合装置の温度記録を採取する。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要																						
	<p>記されていること。</p> <p>5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。</p>	<p>（原子炉主任技術者の職務等）</p> <p>第10条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に、かつ、最優先に行うことを任務とし、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。以下、本条において同じ。）へ指示する。</p> <p>(2) 表10-1に定める事項について、所長の承認に先立ち確認する。</p> <p>(3) 表10-2に定める事項について、各課（室）長からの報告内容等を確認する。</p> <p>(4) 表10-3に示す記録の内容を確認する。</p> <p>(5) その他原子炉施設の運転に関し保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2. 原子炉主任技術者は次の場合において原子力事業本部長に報告を行う。</p> <p>(1) 前項(1)の職務を遂行すべき状況が生じた場合</p> <p>(2) 第134条第1項(1)から(5)の報告を受けた場合</p> <p>3. 原子炉施設の運転に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</p> <p>4. 原子炉主任技術者、電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、相互の職務について情報共有を行い、意思疎通を図る。</p>	<p>・ 新規制基準を踏まえて「各条文中に1号及び2号原子炉主任技術者に報告、確認を求め事項」を反映する。</p> <p>・ 安全管理通達</p>		<p>・ 新規制基準を踏まえて「各条文中に1号及び2号原子炉主任技術者に報告、確認を求め事項」を反映する。</p>																						
		<p>表10-1</p> <table border="1" data-bbox="970 696 1418 1368"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第13条（運転員等の確保）</td> <td>第5項および第7項に定める体制の構築</td> </tr> <tr> <td>第18条の5（重大事故等発生時の体制の整備）</td> <td>第4項に定める成立性の確認訓練の実施計画</td> </tr> <tr> <td>第18条の6（大規模損壊発生時の体制の整備）</td> <td>第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画およびA P C等時の成立性の確認訓練等の実施計画（3号炉および4号炉）</td> </tr> <tr> <td>第24条（制御棒の挿入限界）</td> <td>制御棒の挿入限界</td> </tr> <tr> <td>第32条（軸方向中性子束出力偏差）</td> <td>軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲</td> </tr> <tr> <td>第36条（1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率）</td> <td>1次冷却材温度・圧力の制限範囲</td> </tr> <tr> <td>第72条（燃料取扱建屋空気浄化系）</td> <td>照射終了後の所定期間</td> </tr> <tr> <td>第93条（異常収束後の措置）</td> <td>原子炉の再起動</td> </tr> <tr> <td>第95条（新燃料の貯蔵）</td> <td>第2項に定める燃料移動の実施計画</td> </tr> <tr> <td>第97条（燃料の取替等）</td> <td>第1項に定める燃料装置実施計画</td> </tr> </tbody> </table>	条文	内容	第13条（運転員等の確保）	第5項および第7項に定める体制の構築	第18条の5（重大事故等発生時の体制の整備）	第4項に定める成立性の確認訓練の実施計画	第18条の6（大規模損壊発生時の体制の整備）	第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画およびA P C等時の成立性の確認訓練等の実施計画（3号炉および4号炉）	第24条（制御棒の挿入限界）	制御棒の挿入限界	第32条（軸方向中性子束出力偏差）	軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲	第36条（1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率）	1次冷却材温度・圧力の制限範囲	第72条（燃料取扱建屋空気浄化系）	照射終了後の所定期間	第93条（異常収束後の措置）	原子炉の再起動	第95条（新燃料の貯蔵）	第2項に定める燃料移動の実施計画	第97条（燃料の取替等）	第1項に定める燃料装置実施計画			
条文	内容																										
第13条（運転員等の確保）	第5項および第7項に定める体制の構築																										
第18条の5（重大事故等発生時の体制の整備）	第4項に定める成立性の確認訓練の実施計画																										
第18条の6（大規模損壊発生時の体制の整備）	第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画およびA P C等時の成立性の確認訓練等の実施計画（3号炉および4号炉）																										
第24条（制御棒の挿入限界）	制御棒の挿入限界																										
第32条（軸方向中性子束出力偏差）	軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲																										
第36条（1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率）	1次冷却材温度・圧力の制限範囲																										
第72条（燃料取扱建屋空気浄化系）	照射終了後の所定期間																										
第93条（異常収束後の措置）	原子炉の再起動																										
第95条（新燃料の貯蔵）	第2項に定める燃料移動の実施計画																										
第97条（燃料の取替等）	第1項に定める燃料装置実施計画																										

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書	記載内容の概要
		<p>第2項および第4項に定める取替炉心の安全性評価の結果 第6項に定める燃料移動の実施計画 第2項に定める燃焼移動の実施計画 第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除 所員への保安教育実施計画 請負会社従業員への保安教育実施計画</p> <p>第98条（使用済燃料の貯蔵） 第105条の2（管理区域の設定・解除） 第131条（所員への保安教育） 第132条（請負会社従業員への保安教育）</p>	<p>第2項および第4項に定める取替炉心の安全性評価の結果 第6項に定める燃料移動の実施計画 第2項に定める燃焼移動の実施計画 第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除 所員への保安教育実施計画 請負会社従業員への保安教育実施計画</p>	社内規定文書	記載内容の概要
		<p>表10-2</p> <p>条文 内容</p> <p>第18条（火災発生時の体制の整備） 火災が発生した場合に講じた措置の結果</p> <p>第18条の2（内部溢水発生時の体制の整備） 内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果</p> <p>第18条の3（その他自然災害発生時の体制の整備） 地震、津波、竜巻および火山（降灰）等が発生した場合に講じた措置の結果</p> <p>第18条の3の2（有毒ガス発生時の体制の整備） 有毒ガスが発生した場合に講じた措置の結果</p> <p>第18条の5（重大事故等発生時の体制の整備） 第4項に定める成立性の確認訓練の結果</p> <p>第18条の6（大規模損壊発生時の体制の整備） 第1項に定める技術的能力の確認訓練の結果およびAPC等時の成立性の確認訓練等の結果（3号炉および4号炉）</p> <p>第85条（重大事故等対処設備） 要求される代替措置の確認</p> <p>第85条の2（特重施設を構成する設備） 要求される代替措置の確認（3号炉および4号炉）</p> <p>第88条（運転上の制限を満足しない場合） 第11項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合 原子炉起動状態へ近づくモードへの移行</p> <p>第89条（予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合） 第2項に定める必要な安全措置 第11項に定める運転上の制限外から復帰していること判断した場合</p> <p>第91条（異常時の基本的な対応） 異常が発生した場合の原因調査および対応措置</p> <p>第92条（異常時の措置） 異常の収束</p> <p>第134条（報告） 運転上の制限を満足していないと判断した場合（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下、「実用炉規則」という。）第8条第9号に定める事象が生じた場合） 第91条に定める異常が発生した場合 放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合 実用炉規則第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合</p>	<p>第2項および第4項に定める取替炉心の安全性評価の結果 第6項に定める燃料移動の実施計画 第2項に定める燃焼移動の実施計画 第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除 所員への保安教育実施計画 請負会社従業員への保安教育実施計画</p>	社内規定文書	記載内容の概要

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
<p>十八 発電用原子炉施設の施設管理に関すること(使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに経年劣化に係る技術的な評価に関すること及び長期施設管理方針を含む。)</p> <p>【発電用原子炉施設の施設管理】</p> <p>1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第18号</p> <p>【発電用原子炉施設の施設管理】</p> <p>1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、</p>	<p>表10-3</p> <p>1. 運転日誌等</p> <p>(1) 熱出力</p> <p>(2) 炉心の中性子束密度</p> <p>(3) 炉心の温度</p> <p>(4) 冷却材入口温度</p> <p>(5) 冷却材出口温度</p> <p>(6) 冷却材圧力</p> <p>(7) 冷却材流量</p> <p>(8) 制御棒位置</p> <p>(9) 再結合装置内の温度</p> <p>(10) 原子炉に使用している冷却材の純度および毎日の補給量</p> <p>2. 燃料に係る記録</p> <p>(1) 原子炉内における燃料体の配置</p> <p>(2) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置</p> <p>(3) 使用済燃料の取出しにおける放射能の量</p> <p>3. 点検報告書</p> <p>(1) 運転開始前の点検結果</p> <p>(2) 運転停止後の点検結果</p> <p>4. 引継日誌</p> <p>5. 放射線管理に係る記録</p> <p>(1) 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率</p> <p>(2) 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質による汚染された物の表面の放射性物質の密度</p> <p>(3) 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況</p> <p>6. 放射性廃棄物管理に係る記録</p> <p>(1) 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度</p> <p>(2) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の場所および方法</p> <p>(3) 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固化した場合には、その方法</p> <p>(4) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の経路</p> <p>7. 原子炉施設の巡視または点検の結果</p> <p>8. 保安教育の実施報告書</p>	<p>(巡視点検)</p> <p>第14条 当直課長は、毎日1回以上、原子炉施設(原子炉規格容器内、アニュラス内、第107条第</p> <p>・新たに追加される原子炉施設に対する巡視点検を実施する確認者について</p>	<p>・運転管理通達</p>	<p>・1号及び2号に対して重大事故等対処設備の巡視点検を追加することともに、可搬型設備の巡視点検</p>	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要 について追加する。
	<p>保安規定審査基準</p> <p>1 原子力事業者等における使用 前事業者検査、定期事業者検査、 保安のための措置等に係る運用 ガイド」(原規規発第19122 57号一7(令和元年12月25 日原子力規制委員会決定))を参 考として定められていること。</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>1 項で定める区域および系統より切離されている施設*1)を巡視し、次の施設および設備につ いて点検を行う。実施においては、第120条の3 第3項に定める観点を含めて行う。以下、本条にお いて同じ。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水および排気施設</p> <p>2. 発電室長は、原子炉格納容器内、アニュラス内お よび第107条第1項で定める区域については、第 107条第1項で定める措置に伴う立ち入り制限 を考慮して、巡視点検を行う区域および方法を定め る。当直課長は、そのために従い、巡視点検を実施 する。</p> <p>3. 各課(室)長は、系統より切離されている施設に ついて一定期間*2)毎に巡視し、点検を行う。</p> <p>※1：系統より切離されている施設とは、可搬設備、 緊急時対策所設備および通信連絡を行うために 必要な設備等をいう。</p> <p>※2：一定期間とは、1ヶ月を超えない期間をいい、 その確認の間隔は7日間を上限として延長する ことができる。ただし、実施回数の低減を目的 として、恒常的に延長してはならない。なお、 定める頻度以上で実施することを妨げるもので はない。</p> <p>また、点検可能な時期が定期事業者検査時とな る施設については、定期事業者検査毎とする。</p> <p>(施設管理計画)</p> <p>第120条 原子炉施設について原子炉設置(変更) 許可を受けた設備に係る事項および「実用発電用原 子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を 含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全 を確保するため、以下の施設管理計画を定める。 (中略)</p> <p>3. 保安対象範囲の策定 原子力部門は、原子炉施設の中から、各号炉毎に 保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選 定する。</p> <p>(1) 重要度分類指針において、一般の産業施設より もさらに高度な信頼性の確保および維持が要求 される機能を有する設備</p> <p>(2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同 等以上の信頼性の確保および維持が要求される 機能を有する設備</p> <p>(3) 原子炉設置(変更)許可申請書および設計およ び工事計画認可申請書で保管および設置要求が あり、許可または認可を得た設備</p> <p>(4) 多様性拡張設備*1)</p> <p>(5) 炉心損傷または格納容器機能喪失を防止するた めに必要な機能を有する設備</p>	<p>記載の考え方</p> <p>反映。</p> <ul style="list-style-type: none"> 別紙「保安規定審査基準 の要求事項に対する保安 規定への記載内容」の補 足説明資料-24 参照 	<p>該当規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> 運転管理通達 施設管理通達 設計・開発通達 	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要 について追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対処設備 多様性拡張 設備を施設管理の対象設備とし て追加する。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>2. 発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」を参考とし、実用炉規則第82条に規定された発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。</p> <p>3. 運転を開始した日以後30年を経</p>	<p>(6) その他自ら定める設備 ※1：多様性拡張設備とは、技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備</p> <p>4. 施設管理の重要度の設定 原子力部門は、3.の保安対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の施設管理の重要度として点検に用いる重要度（以下、「保安重要度」という。）と設計および工事に用いる重要度を設定する。</p> <p>(1) 系統の保安重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重大事故等対処設備に該当すること、および重要度分類指針の重要度に基づき、確率的リスク評価から得られるリスク情報、運転経歴等を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保安重要度は、当該機器が属する系統の保安重要度と整合するよう設定する。 なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、確率的リスク評価から得られるリスク情報、運転経歴等を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保安重要度は、(1)または(2)に基づき設定する。</p> <p>(4) 設計および工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重大事故等対処設備の該当有無、重要度分類指針の重要度等を組み合わせて設定する。</p> <p>(5) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p> <p>【以降、省略】</p> <p>【変更なし】</p> <p>【変更なし】</p> <p>【変更なし】</p> <p>(設計管理) 第120条の2</p> <p>(作業管理) 第120条の3</p> <p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針) 第120条の6</p> <p>【添付6 長期施設管理方針（第120条の6関連）】</p>	<p>記載すべき内容</p>	<p>記載の考え方</p>	<p>該当規定文書</p>	<p>社内規定文書 記載内容の概要</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
	<p>保安規定審査基準</p> <p>過した発電用原子炉については、長期施設管理方針が定められていること。</p> <p>4. 実用炉規則第9.2条第1項第18号に掲げる発電用原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合（実用炉規則第8.2条第1項から第3項までの規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第4項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。）は、申請書に実用炉規則第8.2条第1項、第2項若しくは第3項の評価の結果又は第4項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること。</p> <p>5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策の実施ガイド」を参考として記載されていること。</p> <p>6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。</p> <p>7. 燃料体に関する定期事業者検査として、装荷予定の照射された燃料のうちから選定したものの健全性に異常のないことを確認すること、燃料使用の可否を判断すること等が定められていること。</p>	<p>【変更なし】</p> <p>[手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし]</p> <p>【添付6 長期施設管理方針(第120条の6関連)】</p> <p>【変更なし】</p> <p>(使用前事業者検査の実施) 第120条の4</p> <p>【変更なし】</p> <p>(定期事業者検査の実施) 第120条の5</p> <p>(燃料の検査) 第96条 原子燃料課長は、定期事業者検査時に、装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認するとともに、燃料の使用の可否を判断する。</p> <p>2. 第1項については、第8章の施設管理に基づき実施する。</p> <p>3. 原子燃料課長は、第1項の検査の結果、使用済燃料ラックに収納することが適切でない判断した燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じる。</p> <p>4. 原子燃料課長は、第1項の検査を実施するために燃料を移動する場合は、次の事項を遵守すること。 (1) 使用済燃料ビットクレーンを使用すること。 (2) 燃料の移動に際し、燃料の落下を防止する措置を講じること。 (3) 使用済燃料ビットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること。</p>	<p>手続きに関する事項であるため、保安規定及び別次文書他には記載しない。</p> <p>・ 設置変更許可申請書で前提とした運転管理事項の反映 ・ 別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-26 参照</p> <p>・ 原子燃料管理通達 ・ 原子燃料サイクル通達</p> <p>・ 燃料の検査に際し、落下を防止する措置を講じること等について記載する。</p>			
<p>十九 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の発電用原子炉設置者との共有に関する</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第19号 【技術情報の共有】</p>					

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
こと。	1. プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報をBWR事業者協議会、PWR事業者連絡会等の事業者の情報共有の場を活用し、他の発電用原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。	(施設管理計画) 第120条 【実用炉規則第92条第1項第18号にて整理】			
二十 不適合(品質管理基準規則第二条第二項及び第三項第二十号において同じ。)が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。	【実用炉規則第92条第1項第20号】 【不適合発生時の情報の公開】 1. 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。 2. 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要事項が定められていること。	(品質マネジメントシステム計画) 第3条 【変更なし】 (品質マネジメントシステム計画) 第3条 【変更なし】			
二十一 その他発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項 その他の事項	【実用炉規則第92条第1項第21号】 【その必要な事項】 1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。 2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。	(目的) 第1条 【変更なし】 (目的) 第1条 【変更なし】 附 則 (平成 年 月 日 平成26 原安管通達第3号一) (施行期日) 第1条 この通達は、 年 月 日から施行する。 2. 本規定施行の際、使用前検査の対象となる規定(第3項を除く。)については、原子炉に燃料体を挿入に係る使用前検査終了日(ただし、3号炉および4号炉の重大事故時の原子炉等への注水手段の一部変更(送水車の導入等)に係る使用前検査の対象となる規定については、工事の計画に係る全ての工事が完了した時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日、かつ1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の津波警報等が発表されない可能性のある津波への			<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行期日について、条文適用の考え方を記載。 ・ 別紙「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容」の補足説明資料-32 参照

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>対応に係る全ての工事が完了した時の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の1.1第3項の使用前確認完了日（発電所構外の観測測位を用いた運用を含む）以降に適用することとし、それまでの間、なお、従前の例による。ただし、上記検査がない設備については構造、強度または漏えいに係る検査終了日以降に適用する。なお、第1.3条（運転員等の確保）については、2号炉の原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用することとし、それまでの間のうち、1号炉の原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日まででは従前の例により、それ以降は別紙-1による。</p> <p>3. 第8.5条（重大事故等対処設備）のうち、原子炉下部キャビティ水位計に係る規定については、原子炉の運転モード5の期間における使用前検査終了日以降に適用する。</p> <p>4. 第3.0条（熱流束熱水路係数 $F_0(Z)$）における表3.0-1のうち1号炉および2号炉熱流束熱水路係数 $F_0(Z)$ および図3.0-1のうち1号炉および2号炉 $K(Z)$、第3.1条（核的エンタルピ上昇熱水路係数 F_{th}^{N}）における表3.1-1のうち1号炉および2号炉核的エンタルピ上昇熱水路係数 F_{th}^{N}、第3.5条（DNB比）における表3.5-1のうち1号炉および2号炉DNB比、第5.1条（蓄圧タンク）における表5.1-2のうち1号炉および2号炉蓄圧タンクほう素濃度、第5.4条（燃料取替用水タンク）における表5.4-2のうち1号炉および2号炉燃料取替用水タンクほう素濃度、第5.8条（原子炉格納容器スプレイ系）における表5.8-2のうち1号炉および2号炉苛性ソーダ溶液量、第8.1条（1次冷却材中のほう素濃度 - モード6-）における表8.1-1のうち1号炉および2号炉1次冷却材中のほう素濃度、第8.5条（重大事故等対処設備）における表8.5-4のうち8.5-4-2炉心注水（1号炉および2号炉）アキユムレータほう素濃度、表8.5-1.4のうち8.5-1.4-3燃料取替用水タンク（1号炉および2号炉）ほう素濃度および第1.0.2条（放射性気体廃棄物の管理）における表1.0.2-1のうち放出管理目標値については、1号炉および2号炉における高燃焼度（5.5、0.0 MWd/t）燃料の原子炉内への装荷を開始する日または別紙-2により、それ以降は別紙-3による。</p> <p>5. 本規定施行の際、使用前事業者検査対象の津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に関連する規定については、1号炉、2号炉、3号炉</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
		<p>および4号炉の津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る全ての工事が完了した時の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の11第3項の使用前確認完了日（発電所構外の観測潮位を用いた運用を含む）<u>または3号炉および4号炉の重大事故時の原子炉等への注水手段の一部変更（送水車の導入等）に係る全ての工事が完了した時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日のいずれか遅い日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p>				